

平成 24 年度

包括外部監査結果報告書

第一のテーマ 高松市の安全な街づくり

第二のテーマ 高松市の関連諸団体

高松市包括外部監査人

石川千晶

平成 24 年度高松市包括外部監査結果報告書

(目次)

第2のテーマ 高松市の関連諸団体	135
第1節 外部監査の概要.....	135
I 外部監査の種類.....	135
II 選定した特定の事件(監査のテーマ).....	135
III 事件(監査のテーマ)を選定した理由.....	135
IV 外部監査の方法.....	135
(1)監査の要点.....	135
(2)監査の視点.....	135
(3)主な監査手続.....	135
V 外部監査の実施期間及び対象.....	136
VI 外部監査人・補助者.....	136
VII 利害関係.....	136
VIII 指摘事項の記載方法.....	136
IX その他.....	136
第2節 監査の結果.....	137
I 全般事項.....	137
1 監査対象.....	137
2 監査の実施方法.....	137
(1)アンケート.....	137
(2)個別団体の検証.....	137
(3)対象団体及びアンケートの結果の要約.....	137
3 市職員等の団体役員等への就任.....	138
(1)団体職員就任時の検討(意見).....	138
(2)代表に就任する場合(結果).....	139
(3)団体情報の総括管理(結果・意見).....	139
(4)就任後の管理方法(結果・意見).....	140
(5)総会資料の事後チェック(意見).....	141
4 職員による団体事務の実施に関する課題.....	141
(1)派遣.....	141
(2)兼務.....	141
5 団体の職員の市庁舎内での執務.....	142
(1)庁舎使用.....	142
(2)市民からの誤解.....	142

(3)個人情報	142
6 指摘事項	142
(1)市の事務	142
(2)市の職員が行う団体の事務	143
7 規定・管理	148
(1)会則	148
II 個別の団体	149
1 概要	149
(1)監査の要点	149
(2)記載方法	149
(3)記載順	149
2 市民政策局政策課	150
2-1 香川中央拠点都市地域整備推進協議会	150
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	150
(2)団体の概要	151
(3)団体の自立度	151
(4)団体事務の監査結果	151
(5)課題等(意見)	151
3 市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課	152
3-1 宇野高松航路活性化再生協議会	152
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	152
(2)団体の概要	152
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	153
(4)団体事務の監査結果	153
(5)課題等	153
4 市民政策局地域政策課交通安全対策室	154
4-1 高松市交通安全都市推進協議会	154
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	154
(2)団体の概要	155
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	155
(4)団体事務の監査結果	155
(5)課題等(意見)	156
4-2 高松市交通安全母の会連絡協議会	156
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	156
(2)団体の概要	157
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	157

(4)団体事務の監査結果	157
5 市民政策局地域政策課	158
5-1 高松市消費者団体連絡協議会	159
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	159
(2)団体の概要	159
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	159
(4)団体事務の監査結果	159
5-2 香川県離島振興協議会	161
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	161
(2)団体の概要	162
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	162
(4)課題等	162
5-3 高松市防犯協会	162
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	163
(2)団体の概要	163
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	164
(4)課題等(意見)	164
6 市民政策局市民課	165
6-1 香川県外国人登録事務協議会	165
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	165
(2)団体の概要	166
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	166
(4)運営状況	166
(5)課題等	166
7 市民政策局人権啓発課	167
7-1 部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会	167
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	167
(2)団体の概要	168
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	168
(4)団体事務の監査結果	168
(5)課題等(意見)	169
7-2 高松市人権啓発推進協議会	169
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	169
(2)団体の概要	169
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	170
(4)団体事務の監査結果	170

(5)課題等(意見).....	170
7-3 高松市平和を願う市民団体協議会.....	171
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与.....	171
(2)課題等(意見).....	172
8 創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課.....	173
8-1 高松市体育協会.....	173
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与.....	173
(2)団体の概要.....	174
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断.....	174
(4)団体事務の監査結果.....	174
(5)課題等.....	175
8-2 高松市スポーツ少年団.....	175
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与.....	175
(2)団体の概要.....	175
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断.....	175
(4)団体事務の監査結果.....	175
(5)課題等.....	177
8-3 高松市地区体育協会連絡協議会.....	177
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与.....	178
(2)団体の概要.....	178
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断.....	178
(4)団体事務の監査結果.....	178
(5)課題等.....	179
8-4 高松市体力づくり市民会議.....	179
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与.....	179
(2)団体の概要.....	179
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断.....	180
(4)団体事務の監査結果.....	180
(5)課題等.....	180
8-5 高松市スポーツ推進委員連絡協議会.....	180
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与.....	181
(2)団体の概要.....	181
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断.....	181
(4)団体事務の監査結果.....	181
(5)課題等.....	182
8-6 高松スポーツフェスティバル実行委員会.....	182

(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	182
(2)団体の概要	182
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	183
(4)団体事務の監査結果	183
(5)課題等	183
8-6 高松市アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会	183
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	184
(2)団体の概要	184
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	184
(4)団体事務の監査結果	184
(5)課題等	185
8-8 市民登山学校	185
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	185
(2)団体の概要	185
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	186
(4)団体事務の監査結果	186
(5)課題等	186
9 創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課	187
9-1 高松市美術館友の会	187
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	187
(2)団体の概要	188
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	188
(4)団体事務の監査結果	188
(5)課題等	189
10 総務局秘書課	190
10-1 香川県市長会	190
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	190
(2)団体の概要	191
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	191
(4)課題等	191
11 総務局人事課	192
11-1 高松市役所退職者友交会	192
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	192
(2)団体の概要	192
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	193
(4)団体事務の監査結果	193

(5)課題等	193
11-2 高松市職員共済会	193
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	194
(2)団体の概要	194
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	195
(4)団体事務の監査結果	195
(5)課題等	196
11-3 高松市職員消費生活協同組合	196
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	197
(2)団体の概要	197
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	197
(4)課題等(意見)	197
12 総務局情報政策課	198
12-1 高松市統計調査員協議会	198
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	198
(2)団体の概要	199
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	199
(4)団体事務の監査結果	200
(5)課題等	200
13 財政局市民税課	201
13-1 香川県都市軽自動車税運営協議会	201
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	201
(2)団体の概要	202
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	202
(4)団体事務の監査結果	202
(5)課題等(意見)	203
14 財政局財産活用課財産管理室	204
14-1 ・高松市土地開発公社	204
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	204
(2)団体の概要	204
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	205
(4)過去の包括外部監査の指摘	205
(5)土地原価の計算方法	205
15 健康福祉局健康福祉総務課	206
15-1 高松市民生委員児童委員連盟	206
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	206

(2)団体の概要	207
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	207
(4)団体事務の監査結果	207
15-2 高松地区保護司会	208
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	208
(2)団体の概要	208
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	208
(4)課題等	208
16 健康福祉局こども園運営課	209
16-1 高松市保育研究会	209
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	209
(2)団体の概要	209
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	210
16-2 高松市幼稚園教育研究会	210
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	210
(2)団体の概要	210
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	210
(4)課題等(1, 2 団体共通)	210
17 健康福祉局障がい福祉課	211
17-1 高松市障害者を守る会	211
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	211
(2)団体の概要	211
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	212
(4)団体事務の監査結果	212
(5)課題等	212
18 健康福祉局保健所生活衛生課	213
19 健康福祉局保健所保健センター	214
19-1 高松市保健委員会連絡協議会	214
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	214
(2)団体の概要	215
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	215
(4)団体事務の監査結果	215
(5)課題等	216
19-2 高松市食生活改善推進協議会	216
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	216
(2)団体の概要	216

(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	217
(4)団体事務の監査結果	217
(5)課題等	217
20 健康福祉局保健所地域包括支援センター	218
20-1 高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会	218
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	218
(2)団体の概要	218
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	218
(4)団体事務の監査結果	219
(5)課題等	219
20-2 高松市指定通所介護事業者連絡協議会	219
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	220
(2)団体の概要	220
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	220
(4)団体事務の監査結果	220
(5)課題等	220
21 環境局環境総務課	221
21-1 高松市衛生組合連合会	221
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	221
(2)団体の概要	222
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	222
(4)課題等	222
22 環境局環境保全推進課	223
22-1 高松市環境美化都市推進会議	223
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	223
(2)団体の概要	223
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	224
(4)団体事務の監査結果	224
(5)課題等	224
23 創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課	225
23-1 高松まつり振興会	225
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	225
(2)団体の概要	226
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	226
(4)団体事務の監査結果	226
(5)課題等	226

23-2 高松秋のまつり仏生山大名行列推進委員会	227
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	227
(2)団体の概要	227
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	227
(4)団体事務の監査結果	227
(5)課題等	228
23-3 源平屋島地域運営協議会	228
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	229
(2)団体の概要	229
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	229
(4)団体事務の監査結果	229
(5)課題等(意見)	230
23-4 高松まちかど漫遊帖実行委員会	230
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	230
(2)団体の概要	231
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	231
(4)団体事務の監査結果	231
(5)課題等	232
23-5 高松ボランティアガイド協会	232
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	232
(2)団体の概要	232
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	232
(4)団体事務の監査結果	233
(5)課題等	233
24 創造都市推進局産業経済部農林水産課-農業	234
24-1-1 高松市農産物ごじまん品推進協議会	234
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	234
(2)団体の概要	235
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	235
(4)課題等	235
24-1-2 たかまつ食と農のフェスタ実行委員会	236
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	236
(2)団体の概要	236
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	236
(4)団体事務の監査結果	236
(5)課題等	236

24-2 高松市農業振興協議会	237
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	237
(2)団体の概要	237
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	237
(4)団体事務の監査結果	237
(5)課題等	238
24-3 高松市農業青年クラブ	238
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	238
(2)団体の概要	238
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	239
(4)団体事務の監査結果	239
(5)課題等	239
24-4 高松市担い手育成総合支援協議会	239
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	239
(2)団体の概要	240
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	240
(4)団体事務の監査結果	240
(5)課題等	240
24-5 高松市農業振興地域整備促進協議会	241
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	241
(2)団体の概要	241
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	241
(4)団体事務の監査結果	241
(5)課題等(意見)	241
24-6 高松市認定農業者連絡協議会	241
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	242
(2)団体の概要	242
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	242
(4)団体事務の監査結果	242
(5)課題等	242
25 創造都市推進局産業経済部農林水産課-畜産業	243
25-1 高松市畜産振興協議会	243
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	243
(2)団体の概要	244
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	244
(4)団体事務の監査結果	244

(5)課題等	244
25-2 高松市鳥獣対策協議会	244
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	245
(2)団体の概要	245
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	245
(4)団体事務の監査結果	245
26 創造都市推進局産業経済部農林水産課-水産	246
26-1 高松市漁業協同組合連絡協議会	246
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	246
(2)団体の概要	246
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	247
(4)団体事務の監査結果	247
(5)課題等	248
26-2 高松地域栽培漁業推進協議会	248
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	248
(2)団体の概要	249
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	249
(4)団体事務の監査結果	249
(5)課題等	249
26-3 高松地区海苔養殖研究会	249
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	250
(2)団体の概要	250
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	250
(4)団体事務の監査結果	250
(5)課題等	250
26-4 高松地区底曳網協議会	251
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	251
(2)団体の概要	251
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	251
(4)団体事務の監査結果	252
(5)課題等	252
26-5 高松地区建網協議会	252
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	252
(2)団体の概要	253
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	253
(4)団体事務の監査結果	253

(5)課題等	253
27 創造都市推進局産業経済部土地改良課	254
27-1 新川吉田川沿岸排水対策促進期成会	254
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	254
(2)団体の概要	254
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	255
(4)運営状況	255
(5)課題等(意見)	255
28 創造都市推進局産業経済部中央卸売市場業務課	256
28-1 高松市中央卸売市場運営協議会	256
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	256
(2)団体の概要	257
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	258
(4)団体事務の監査結果	258
(5)課題等(意見)	259
28-2,3,4 高松市中央卸売市場清掃協力会・青果部協力会・水産物部協力会	259
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	260
(2)団体の概要	260
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	261
(4)団体事務の監査結果	261
(5)課題等	261
29 産業経済部競輪局事業課	262
29-1 高松競輪場自衛警備協会	262
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	262
(2)団体の概要	263
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	263
(4)団体事務の監査結果	263
(5)課題等(意見)	264
29-2 高松市競輪場臨時従業員共済会	264
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	264
(2)団体の概要	265
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	265
(4)団体事務の監査結果	265
(5)課題等	266
29-3 高松けいりんファンクラブ	266
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	267

(2)団体の概要	267
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	267
(4)団体事務の監査結果	267
30 都市整備局まちなか再生課	268
30-1 高松市違法駐車防止対策推進協議会	268
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	268
(2)団体の概要	269
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	269
(4)団体事務の監査結果	269
(4)課題等	271
31 教育委員会教育局保健体育課	272
31-1 高松市学校保健会	272
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	272
(2)団体の概要	272
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	273
(4)団体事務の監査結果	273
(5)課題等	273
32 教育委員会教育局生涯学習課	274
33 教育委員会教育局生涯学習課少年育成センター	275
33-1 高松市青少年健全育成市民会議	275
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	275
(2)団体の概要	275
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	276
(4)団体事務の監査結果	276
34 教育委員会教育局文化財課	277
34-1 高松市文化財保護協会	277
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	278
(2)団体の概要	278
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	278
(4)団体事務の監査結果	278
(5)課題等	279
34-2 高松市歴史資料館讃岐塾(友の会)	279
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	279
(2)団体の概要	279
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	280
(4)団体事務の監査結果	280

(5)課題等	280
34-3 高松市石の民俗資料館友の会	280
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	281
(2)団体の概要	281
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	281
(4)団体事務の監査結果	281
(5)課題等	282
34-4 高松市讃岐国分寺跡資料館友の会	282
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	282
(2)団体の概要	283
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	283
(4)団体事務の監査結果	283
(5)課題等	283
34-5 讃岐国分寺史跡まつり実行委員会	283
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	284
(2)団体の概要	284
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	284
(4)団体事務の監査結果	284
(5)課題等	285
34-6 菊池寛記念館文学展実行委員会	285
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	286
(2)団体の概要	286
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	286
(4)団体事務の監査結果	286
(5)課題等	287
34-7 菊池寛記念館文学探訪実行委員会	287
(1)団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与	287
(2)団体の概要	287
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	287
(4)団体事務の監査結果	287
(5)課題等	288
35 教育委員会局教育人権教育課	289
35-1 高松市人権教育推進協議会	289
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	289
(2)団体の概要	289
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	290

(4)団体事務の監査結果	290
(5)課題等(意見)	290
36 教育委員会教育局高松第一高等学校	291
36-1 高松第一高等学校PTA	291
(1)団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与	291
(2)団体の概要	291
(3)高松市自治と協働との基本指針に基づく判断	292
(4)団体事務の監査結果	292
(資料)	293

第2のテーマ 高松市の関連諸団体

第1節 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件(監査のテーマ)

高松市の関連諸団体

III 事件(監査のテーマ)を選定した理由

市民活動の団体に入会しようと思ったら、申し込み先は市役所内になっていて、入会申し込みに行ったら、市の職員が受け付け、会費を払って、領収書ももらったけれども、領収書の名義は、市ではなく〇〇会になっている・・・このような諸団体は、市施策実施の過程で生み出され、行政管理のルール外で運営されている。

市役所の中に、市の職員によって管理されているが、市の名義ではない預金通帳がごろごろ転がっている状況は、管理という視点から見ると、たいへん気持の悪いものである。そして、市民に対しても、どうしてそのようなものがあるのか、説明可能でなければならない。

高松市では、近年、契約情報の漏えいや一業者に偏った随意契約など、業務管理や市職員の公務員としての倫理にも課題があると思われる事件が発生している。

また、法人格のない団体に関して自治体の職員が行う事務については、一般的にチェックが甘くなっており、他自治体でも、自治体職員による団体資金の使い込みなどの事故が発生している。高松市では、現在のところ、それに類する事件は発生していないが、市によるチェックも行われていないため、発覚していないだけという可能性もある。

また、高松市では、「自治基本条例」とその実施のための指針である「高松市自治と協働の基本指針」を定め、市民と市の協働につき、先進的な取り組みを行っている。そして、協働の類型の中には、諸団体への市の関与が含まれている。

市の職員が行っているこのような諸団体の事務の執行方法は、担当する市の職員あるいは担当部署の裁量に任されており、管理に関する明確なルールはない。

そもそも、市の業務に関連しないのであれば、市の職員が職務時間内に事務を行うことはできない。また、市の職員が事務を行う場合には、管理水準が市の内部業務に比べ著しく低下することがあってはならない。

諸団体への関与方法の現況を把握し、その上で関与ルールを定めることは、市の政策である市民との協働を円滑に推進するためにも、重要なことと考えられる。

IV 外部監査の方法

(1) 監査の要点

諸団体への市の関与には合理性があるか。関与方法は妥当か。高松市自治と協働の基本指針に沿っているか。

(2) 監査の視点

監査の視点は、対象事業につき、

- ① 市は諸団体の現況を把握しているか。
- ② 市の関与状況・方法は妥当か。
- ③ 変化する社会の実情に対し、諸団体の運営が硬直化していないか。
- ④ 市の実施する事務は経済性、効率性を充たしているか。

(3) 主な監査手続

- ・アンケート
- ・ヒアリング
- ・関係書類の閲覧・照合

- ・関係法規・条例との整合性チェック
- ・抜き取りテスト・現物との照合
- ・数値分析

等による。具体的な手続については、それぞれの項目で述べている。

V 外部監査の実施期間及び対象

平成24年4月1日より平成25年2月20日

平成24年度の現状検討を目的としているが、数値等については、平成23年度の収支計算、事業報告により検証している。

VI 外部監査人・補助者

包括外部監査人 石川 千晶（公認会計士） 泉 千晶 國方 也実

VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

VIII 指摘事項の記載方法

合規性に問題があるもの、手続き上の不備、誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施等については、監査の結果として記載し、経済性・効率性・有効性の視点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的と乖離しているなどのものについては意見として記載している。

IX その他

・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に従って判断している。

・この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、高松市から入手した資料については記載していない。

・数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表合計と合計数値が一致しない場合がある。

第2節 監査の結果

I 全般事項

1 監査対象

今年度の包括外部監査では、市が諸団体に関与する根拠は明確であるか、関与の方法が妥当か、関与ルールをどのように構築すべきであるか、について検討を行った。

原則として、個別の事務検証も行う団体は、市の職員が団体自体の事務を担当している諸団体とした。

諸団体のうち、外郭団体で、市の職員が団体事務も行っているのは土地開発公社に限定される。外郭団体は、すでに一定の管理が行われており、また、財団法人及び社団法人では、公益法人に関する法改正への対応を求められることから、運営が見直されている。このような理由で、監査対象から外れるものの、外郭団体は、それぞれの規模が大きいことから市政に関する影響も大きい。ヒアリングの過程では、過去の包括外部監査の結果に対する措置状況についての確認を行った。

2 監査の実施方法

(1) アンケート

全部署に対して、A 市役所内に事務局を置く団体、B 市職員が職務として事務を担当する団体、C 市の職員等が役員に就任している団体を対象とし、団体の種類、目的、収支の規模、運営方法、市の関与状況等について、アンケートを実施し、内容を分析した。

(2) 個別団体の検証

ヒアリング、議事録、帳簿等の管理資料、証憑、契約書類の閲覧を行った。

(3) 対象団体及びアンケート結果の要約

1) 団体数等

回答された団体数のうち、回答された団体数は126である。そのうち、市によって外郭団体とされている団体は、高松市土地開発公社がABCに該当するほかはCに分類されている。

ABCの類型ごとの団体数は次のとおりである。

部署	団体数	A	B	C	AB	AC	BC	ABC	(Bを含む)
市民政策局	18	3	1	6	3	0	0	5	9
創造都市推進局	10	0	0	1	4	0	0	5	9
総務局	10	0	1	6	3	0	0	0	4
財政局	2	0	0	0	0	0	0	2	2
健康福祉局	16	1	2	6	4	3	0	0	6
環境局	2	0	0	0	1	0	0	1	2
創造都市推進局	33	2	2	4	14	1	1	9	26
都市整備局	1	0	0	0	1	0	0	0	1
市長部局小計	92	6	6	23	30	4	1	22	59
教育委員会	19	8	7	1	1	0	0	2	10
消防局	7	0	3	2	1	0	0	1	5
病院局	5	0	0	4	0	0	0	1	1
上下水道局	1	0	0	0	0	0	0	1	1
選挙管理委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	1
公平委員会	1	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	126	14	16	30	34	4	1	27	78

A 単独の中には、事務局の所在地が形式的に市役所内になっているだけのもの、市の職員等が役員に就任しているだけのものなどであり、事務の実施状況については対象外とし、関与の合理性のみを検証した。

表の中、太字が各団体運営状況監査の対象とした団体である。

2) 団体の種類

外郭団体以外は全て法人格をもたない任意の団体である。

3) 収支の規模

B団体のうち年間収支が最大の団体は、60百万円、最小の団体はゼロである。

4) 類型

市の事業・事務と何らかの関連がなければ、市庁舎内に事務局を置いたり、市職員や特別職が役職に就くことは出来ない。関与にあたっては、団体自体の必要性を検討し、その上で市の関与と関与方法が妥当かにつき検討されなければならない。

高松市が事務を行う団体には、市民との協働に類するものとそれ以外のものがある。

市民との協働に位置づけられるものは、協働指針との整合性を検討する。

それ以外のものとしては、①法律等に基づく団体②県内の市町で構成される団体③市の業務実施のために組成する団体④市職員の福利厚生団体などが見られた。

3 市職員等の団体役員等への就任

☆意見、結果について共通と記載されているものは、複数団体に共通するため、それぞれの団体には詳述していないものである。

(1) 団体役員就任時の検討(意見)

市の施策や業務に何らかの関連がなければ、市の職員等が諸団体の役員に就任することはできない。

また、市の職員等が役員に就任している団体で、使い込みなどの不祥事があったような場合、市に運営管理責任がゼロとは言いきれない。団体の運営、管理が適正に行われていることが確認されなければ、就任は可とするべきではない。

高松市の現況を見ると、これらについて、必ずしも確認されておらず、また、文書化された就任根拠も保管されていない。

(意見) 市の職員や特別職が団体の役員に就任する場合には、就任が必要である理由及び発生する事務・責任の範囲、任期などを明確にした上で、就任の可否について確認するシステムとする必要がある。(任期満了による再任も含む。)

就任を可と判断した根拠を明確にするためには、就任前に確認すべき事項と、確認内容について就任可とする基準がなければならない。これらについての検討チェックリスト案を次に提示する。判断の根拠については、具体的に記載することが望まれる。

	分類	区分	判断
1	団体の性格	公的な性格の団体か。	
2	団体の性格	特定の者との関係が深い団体ではないか。	
3	市関与の合理性	市の業務に必要であるなど、市の関与に合理性はあるか。	
4	市関与の合理性	就任により必要となる時間数及び支出増加額ほどの程度か。	
5	市関与の合理性	職責は明確にされているか。	
6	市関与の合理性	前記を踏まえ、役員への就任という関与方法は適切か。	
7	運営管理の合理性	運営方針が会則等で明確にされているか。	
8	運営管理の合理性	上記の方針に沿って運営されているか。	
9	運営管理の合理性	管理責任が明確でないなど、管理体制に問題はないか。	
10	運営管理の合理性	財務基盤が弱いなど、継続性に問題はないか。	

すでに現在就任している団体については、期日を定めて妥当性の確認を行うことが望まれる。「従来から就任しているから」ということだけでは根拠にならない。就任の必要性が説明できない団体については、就任の停止を検討すべきであり、就任が望ましくないと考えられる団体が見つかった場合には、早急に辞任を検討すべきであろう。

これらの検討は、各担当部署ではなく、法務・人事等の管理部署で一括して実施する必要がある。

(2) 代表に就任する場合(結果)

役員の中でも、公務員である職員等が、諸団体を代表したり、意思決定権を持つ役職に就くことは、極めて限定されるべきであろう。

現況を見ると、A 市長等が象徴的に代表となる、B(県内などの)自治体で構成される団体の代表となる、C 実質的に市の事業である、という 3 種に限定されているが、他にも団体を代表することが合理的と考えられる理由が発生する事もあると思われる。

(意見) 市の職員等が、団体を代表する役職に就任する場合は、代表することが必要となる理由を明記し、可否を検討し、公開対象の文書として残すことにより、市民に対して説明可能とするべきである。

(共通結果 1) 市長が象徴的に代表となる団体では、市の補助金を受ける団体が多いが、補助金の出し手と受け手が同じ場合、双方代理となるため、団体の代表を複数にするなど形式上の要件を整える工夫が必要である。

代表就任については、前記のような要件に加え、次のような事項の確認と確認した内容の文書化が必要と思われる。

1	代表等に就任する必要性は明確で合理的か。
2	代表等に就任することで発生する責任・事務は把握可能であり、これらへの対応は可能で合理的な範囲であるか。
3	市からの歳出が団体を經由して政策目的に使用される場合でも、市が直接事業を行うのと同程度の統制及び情報公開が行われる体制になっているか。

(3) 団体情報の総括管理(結果・意見)

① 就任状況

(意見) 役員への就任可否のチェックは、対象団体の管理部署からの申請に基づき、管理担当部署により総括的に行われ、現況についてもリストアップされ、常時状況把握されていることが望ましい。

そのためには、団体名・分類(公益法人、社会福祉法人、NPO 法人、任意の団体など)・役職・任期・就任年月・就任者名及び役職等を含む管理票を作成し、任期毎に担当部署から検討チェックが上がりくる体制整備が必要である。

② 出資・出捐の状況

(結果) 財産活用課では出資・出捐の状況を管理しているが、団体の法律上の分類ごとに、出資の性質も関与方法は異なる。また、市の出資等が全体の出資総額に占める割合なども知る必要がある。市の出資・出捐管理の一環として、財務情報を毎年入手の上、それぞれの性質に応じたチェックを行い、運営に異常がないか確認する必要がある。現状では、それぞれに台帳が作成され、まとめたものは有価証券リストとして公開されているが、出資の性格の判断、総額の把握、継続した財務データの入手等、全ての点で十分とは言えず、改善が必要である。

(意見) 出資団体では、市の職員等が役員に就任することも多いと思われるが、総合的に状況を把握できるよう、個別の団体の管理部署と総括部署で情報を共有することが望まれる。

なお、金額に応じて議決権を有する民間企業への出資と異なり、公益法人への出捐は、それ自体では何の権利も伴わない。出捐にあたっては、定款などにより、団体の活動内容を確認のうえ行われるが、その後は理事・評議員などの役員への就任という人的要因を通じて出捐者の意思を活動に反映するしかない。

(意見) 役員に就任していない多額の出捐団体がある場合、出捐先に対する関与方法が妥当か、についても検討が必要である。

高松市の有価証券リストより、5千万円以上の出資・出捐を行っている団体は次表の11団体であり、市の事業会計4、椋川ダム建設事業、株式会社2社、市の外郭団体以外では、財団法人香川県暴追運動推進センター、財団法人かがわ産業支援財団、香川県信用保証協会の3団体である。

このうち、財団法人香川県暴追運動推進センターについて、市からのアンケートには当団体は掲載されていない。理事には市町会の代表が就任している。

(単位：百万円、%)

法人名	市との関連	財産区分	資本金	金額	持分
高松市病院事業	企業会計	出資金		1,748	
高松市水道事業会計	企業会計	出資金		1,130	
(財)かがわ産業支援財団		出捐金		1,091	
国分寺水道事業	企業会計	出資金		614	
香川県信用保証協会		出捐金		384	
(財)高松観光コンベンション・ビューロー	外郭団体	出捐金	453	300	66.2
高松空港ビル株式會社		株券	1,500	288	19.2
椋川ダム建設事業		出資金		274	
高松市塩江簡易水道事業会計	企業会計	出資金		72	
(財)香川県暴力追放運動推進センター		出捐金		55	
株式会社ケーブルメディア四国		出資金	400	50	12.5

(4) 就任後の管理方法(結果・意見)

① 文書管理

就任後は、市の政策に合致した関与を行い、その根拠が保管されなければならない。

(結果) 団体への市の適正関与及び適正関与していることを後日でも証明可能にするためには、前もって会議の議題を確認し、事前に市の意見を担当部署内で決定し、事後には、会議資料と検討や決定の内容の記録を合わせて保管することが求められる。現況では、出席者が単独で意見形成し、資料も個人的に保管している部署が多い。

担当部署では、団体との関与の経緯をまとめて把握する管理票の作成と複数年の総会資料・議事録等と市作成資料のファイリングによる保管が望まれる。現況では、多額の出捐を行っている団体でも、担当部署ではその事実を把握していないものも見られた。

(意見) 担当課では、団体に関する過去からの関与の経緯が明らかになるような文書管理を行うことが望まれる。

② 監事監査(意見)

(意見) 市の職員等が監事に就任する場合には、誰が就任しても、一定水準の監査が実際に行われることを市として担保する体制を整える必要がある。あらかじめ標準的に実施すべき監査手続きをチェックリストなどの様式で作成し、職員は、それに従って監査を実施し、実施した結果は、団体の担当部署で保管されることが望まれる。

☆チェックリスト案は、この項の末尾 298 ページに掲載している。

なお、この作業は、必ずしも就任者本人が行う必要はない。職員は、市として必要性があることが認められることから監事等に就任しているのであり、監査業務の実施に適当な市の職員がこれを実施し、監事となっている職員等に報告することでも足りると思われる。

(5) 総会資料の事後チェック(意見)

(意見) 総会などの資料も単に保管するのではなく、内容を検討したうえで、情報管理する必要がある。内容に関するチェックリストを作成し、諸資料を保管する必要がある。

これらは担当部署で管理されることが合理的であるが、担当部署以外で内容検討を行い、問題を内包する団体がないかの確認を行うことがより望ましい。

総会資料内容に関するチェックリスト案は末尾に掲載した。

4 職員による団体事務の実施に関する課題

(1) 派遣

市の職員が専ら団体の仕事を行う場合には、団体に派遣されたと判断されるべきであり、このためには「公益法人等派遣法」の規程による団体の性格の判断や手続きが必要となる。

高松市では、諸団体について、これにあたる事例はなかった。

(2) 兼務

1) 職務専念義務

公務員には、職務専念義務が課されている。団体の業務は、形式的には市の業務ではない。このため、職務専念義務の免除を受けた上で行うべきという考え方もある。

高松市では明確な指針はないものの、市民との協働と位置づけられるもの、市の業務上の団体は、市の業務と考えられており、人事課の共済会事務を除き、基本的に職務専念義務の解除は行われていない。

2) 出張

団体事務のための出張も、公務出張とされ、出張旅費は、市の旅費規程に基づき計算されている。

やや検討が必要であるのは、県教育委員会や他自治体の職員が団体経費で出張する時の取り扱いであるが、高松市のルールにより、所属する自治体等旅費規程で計算し、支払われている。

他自治体等での取り扱いは確認された上で支出されているが、支払方法はまちまちである。また、出張命令の有無も確認したことを文書として残しておかなければ、後々のトラブルのもととなる。

(共通意見 2) 団体経費で他自治体の職員が出張する旅費の支払事務を高松市職員が行う場合、他自治体に対し、支払内容の確認を行う文書のひな型(注)を作成することが望まれる。

(注)出張内容を記載した上で、①出張命令の有無②出張旅費の計算③出張旅費の支払方法、についての確認が含まれるもの。

3) 市の職員が作成した団体文書

市の職員が作成した団体文書に対して情報公開請求が来た場合の対応について、検討が必要である。

団体の文書であっても、市の職員が事務を担当する場合には、高松市情報公開条例の行政文書の定義「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書等」にあたる可能性が高いため、情報公開対象となる。

行政文書のうち、個人情報として公開できない部分の判断は、団体の個別の情報のうち、どこまでが個人情報か、については、団体の性格や運用状況によっても異なる。協働指針によると、透明性を高めるとされている。

(意見) 市の職員が事務を行う団体の文書に関し、行政文書の範囲、行政文書とするもののうち、

非公開とする個人情報も含め、団体に対して、市の職員が事務を行う場合の団体文書の行政上の取り扱いを事前に説明・確認することが望まれる。

5 団体の職員の市庁舎内での執務

(1) 庁舎使用

団体が市の行政財産を使用する場合は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可が必要であり、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例および行政財産の目的外使用に関する取扱基準等に基づく使用料を支払わなければならない。しかし、同条例第5条および同取扱基準8の3の規定に基づき、使用目的の公共性、重要性、市の事務事業に及ぼす影響等を勘案し、使用料を減免できることとしているため、該当する団体については、概ね使用料は免除されている。

(2) 市民からの誤解

市から独立した団体の職員であっても、市の職員と同じスペースで執務していれば、市民が職員と誤解したとしても、市の責任と考えるべきである。担当部署以外でその事実を把握していないことは、管理上も問題があるように思われる。

(3) 個人情報

市の職員は、守秘義務が課されているが、団体の職員には、団体に対して守秘義務等を課すことは出来ても、市の業務内容に対する義務はない。

市役所の担当部署内で執務するような場合、団体業務に必要なもの以外の、市の保有する市民の個人情報や、入札情報などに触れる機会がないように対応する必要がある。

就業状況についても、市役所全体での状況把握と管理は必要と思われる。

(意見) 次の2点につき、使用許可にあわせ、注意事項として確認することが望まれる。

・市庁舎内で団体職員などに執務させる場合、個人情報保護の観点から担当部署において注意事項を整理すること。

・上記注意事項、例えば公務員の守秘義務の対象となる文書等に接触できないよう対応すること。

6 指摘事項

ここでは、個別の団体の事務の監査の過程で、全体に共通する課題及び、管理に関して複数の団体で同一事項が検出された事項を記載する。なお、個別の団体の項では、該当する結果、意見の番号を表中に、(結果1)のように記載している。

(1) 市の事務

1) 市からの補助金の事務

① 検収

市から何らかの収入を得ている団体は多いが、補助金又は委託は実施状況の報告を受け、検査を行い、多くは余剰分につき、市に返還する規程になっている。

市の補助金の検査方法を見ると、総会資料の抜き書きが添付され、それをもって実施検査とされているものが多い。

収支報告は、監事の監査報告書が添付されていることで正確であると判断しているが、監事がどのようなチェックを行ったのかは確認されていない。任意の団体では、監事の責任も明確ではない。

(共通意見 3) 任意の団体への補助金の実施検査について、事業内容の確認と、監事監査の内容の確認が望まれる。

なお、監事監査については、前記「役員への就任」の項に記載したチェックリストを埋めつつ監査を実施してもらい、それを添付した報告書を入手することで実効性が保たれると思われる。

ほとんどの団体には繰越金があるが、精算されておらず、精算の可否も検討されていない。なか

には、繰越金が比較的多額に残っている団体もある。補助金は連年支出され、団体活動も毎年継続していることから精算が不要という判断とのことである。また、補助金だけではなく、会費などのある団体では、繰越金がどの部分から発生しているのか、によっても精算の取り扱いは異なる。それであっても、繰越金を多く持つ団体に、運営補助金を出すことも不適當である。

(共通意見 4) 補助金の審査にあたり、精算が不要か、また繰越金は適正な範囲内か、について検討し、検討結果を記載することが望まれる。

② 市の職員が事務を行う場合

団体へ補助金を支出し、その補助金の事務も市の職員が行っている団体が多い。その場合に、補助金の実施検収は、自分の事務をチェックしていることになる。

(共通意見 5) 事務を担当する職員が補助金の検査を行わないことを検査要綱等に明記することが望まれる。

③ 会費の取り扱い

(共通意見 6) 市が団体の会員の1者として、会費を支出する団体も多いが、高松市が会費のうち大きな部分を負担し、実質的に会費で運営されている団体が見られる。このような団体では、実質的には補助金であるにもかかわらず、会費とされることから実施報告とそれに伴う検査が行われない。会則を確認し、実態に合った歳出を行うべきである。

④ 市の補助金を財源とし、団体からさらに補助金・助成金等として支出される例が見られる。補助金がスルーしている。団体からの支出については、補助と捉えられず、事後チェックが行われていない団体もある。団体を通じて補助されている団体では、見積合せなどが実施されないか、実施が確認されていないものがある。

(共通意見 7) 件数が極めて多いためにとりまとめを行う必要がある、助成金の交付対象の選定も団体が行う必要があるなど、合理的な理由がなければ市から直接補助とすることを原則とした再検討が望まれる。

団体から補助を行う際にも、補助対象の選定と補助内容が団体の目的及び市補助の目的に沿い、実施結果の検査も含めて適正に行われるよう、簡単なものでも補助要綱を定めて運用することが望まれる。

補助要綱では、少額でも見積合せを原則とし、行わない場合はその理由を明記する旨の記載が望まれる。

⑤ 団体の代表が高松市長の場合

高松市では、高松市長が代表を務める団体に対しても、市長名で補助金等を支出している。受け手と出し手の代表者が同一人となることは双方代理として好ましくないとされている。不要な補助金は支出されないはずであるが、支出に当たり、法令に抵触しないための形式を整える必要がある。

(共通意見 8) 市長が代表を務める団体への補助金は、副市長名で支出するなどの対応が望まれる。

(2) 市の職員が行う団体の事務

団体の内部事務についての管理の充実は、事務手数の増加を招くことが多く、諸団体の裁量に任せる事項である。しかし、市の職員が事務を担当する場合は、一定水準以上の管理が行われる必要がある。

ここでは、管理上共通して課題と考える事項を列挙したが、ここに記載している項目の多くは、監査時に指摘と同時に指導を行った。このため、平成24年度中に、すでに改善されているか、検討中である事項、団体も数多く含まれると思われる。

1) 出金の管理

① 出金管理

市では、団体等の出納事務を預かる場合、団体ごとに団体の代表名の預金口座を設け、全ての入出金をこの口座を通して行うこととしている。

(共通結果 9) 支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。

(共通意見 10) 統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。

なお、その方法としては、支出時に銀行出金伝票を添えて印鑑管理者の支払承認時に銀行印を押印してもらう方法などが考えられる。また、部署によっては、通帳と印鑑を上長が管理し、承認時に通帳と印鑑を担当者に渡している。担当者が印鑑も押印しているが、支払後に通帳を上長に返還する際に、支出内容を確認して受け取る、という管理方法をとっている。

② 支払の承認

多くの団体では、市の書式に準じた支出荷が作成され、これに請求書等の証憑を添えて、上長の承認を得たうえで出金処理しているが、事務を担当する市の職員が、会計処理も支払も全て1人で行っている団体や、支払の承認は受けているが、承認を受けた証跡が残されていない団体も散見される。

領収書等の証憑により確認出来る事項は、支払の根拠となる何らかの購買が誰かによって行われたという事実であり、領収書の宛名が団体名であることだけは充分ではない。むしろ、金額だけの領収書より、無記名のレシートの方が購買内容の詳細が表示され、支出内容を示す場合もある。

(共通意見 11) 支出荷の標準様式を作成し、支出担当者以外の承認を得ることを原則とするべきである。

③ 出金処理

統制上問題があるとされているキャッシュカードは作っていないので、現金での集金や支払を、個別にその額で銀行の出金伝票に記入して入出金し、通帳の記録を残しているものが多い。

確かに、照合は容易であるが、現金をいったん預かって入金することなどから、むしろ現金の取り扱いに関する管理が抜け落ちてしまう可能性がある。また、件数が多いものについては、銀行での入出金のための作成伝票の記入事務が増える一方、預金通帳の記載は引出処理した事実しか記載されないため、通帳に一件ごとに、使途などを手書記入している団体が多い。

(共通意見 12) 預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。

④ 現金による支払い

支払時に振込料が課金されることから、比較的多額の支払いも現金払いとしている団体が多い。この場合も、市役所から持ち出すことはまれで、集金に来てもらっているが、出勤日に集金されないと、その間、現金が市役所内で保管されることになる。

多い部署では、数十万の金額にのぼり、前記のようにセキュリティのために現金を保有しないという原則に反する結果となっている。

この場合も、領収書は必ず徴収しているが、支払の客観証拠としても、統制という意味でも振込による支払いが優れている。

(共通意見 13) 一定金額以上の支払いは、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。

イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。

⑤ 立替払い

出納簿等の記載、銀行口座からの出金日と領収書の日付を比較すると、相当の団体で、会員又は市役所職員による立替払いが行われている。

会員による立て替えは、必要経費を役員会等で集まった時に精算するなどの理由で、市役所職員による立て替えは、少額の消耗品を購入するような場合に発生している。

専従ではない市民活動の実態を考えると、実際の購入等による支出日と、会からの支出が同時に行えないことも想定した書類整備が必要と思われる。

(共通意見 14) 現金の支出から、会の精算までの日数は、著しく乖離しないことを原則とすることが望まれる。

また、会員等が立替払いを行う場合には、使途・支払者(立替者)を記入のうえ、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。

2) 契約事務

① 随意契約

支払の承認は得ているが、契約自体は単純な見積りによっている例も多い。

また、委託業務を実施可能な団体が1者しかいないなどで随意契約によるしかない場合や、性能などの点で、随意契約が望ましいと考えられる場合であっても、市の契約事務と同様に、1者随意契約が妥当であるとする理由を記載し、さらに価格の積算について検討したうえで決裁される必要がある。

契約の決定過程が明確ではない場合もある。

(共通意見 15) 団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。また、見積合せを行う金額の水準は、団体の規模が小さいことから考えると、市よりも低い金額水準とすることが望まれる。

また、10万円など、一定額以上の支払いが予定される場合、契約(発注)以前に承認を得る制度とすることが望まれる。

② 入札

団体のほとんどが小規模なものであるが、100万円を超えるような、比較的多額な委託契約を行う団体もある。これらの団体では、見積合せを行うこととともに、形式的な競争にならないよう、厳正な手続きを求める必要がある。

(共通意見 16) 見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。

また、入札しているにもかかわらず、毎年(3年以上程度)単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。

③ 検収

支払いの根拠となる納品が実際に行われているか、という確認は十分に行われていない団体も見られる。

例えば、納品時等に納品書と購入品を照合したり、実施報告書と照合する検収業務は、一部の団体を除き、実施されていないか、主として発注・経理処理責任者により実施されている。

(共通意見 17) 納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外に

より行われることが望まれる。

3) 入金管理

① 領収書

会費や視察旅行の負担金など、入金数の多い団体では、会費を納めた年度だけ会員となる団体が多く、名簿との照合などにより入金管理されており、年度を越えて未収金のある団体はなかったが、領収書の管理方法は団体により様々である。

領収書は団体名で発行するが、発行方法は、市の歳入に準じて入金票を発行する団体から、職員がパソコンで作成するものなど、様々である。しかし、控えのないもの、領収書に連番が付されていないものがほとんどであった。

領収書の発行と入金が一致することは統制の基本である。領収書を自由に発行できると、入金帳簿外になるリスクが高くなる。

入金管理の一環としての領収書発行事務という意識を持って事務にあたる必要がある。

これは、会員制の団体の会員証も同様である。(意見 18 参照。)

(共通意見 18) 会費・負担金などの入金時の処理は、①領収書を発行する②領収書は控えが残る形式のものを使用又は作成する③領収書は、あらかじめ連番を付すという 3 点を原則とする必要がある。また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体では、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書(欠席会員分など)と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書をそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。

② 会費・寄付の募集

団体が会費や寄付を収納する場合、市の職員が事務の一環として、会費・寄付集めのお願いや集金に赴いたり、依頼する例が少数であるが見られる。

会の運営上必要であるために実施されているものであるが、市から関連団体への寄付、入会等の勧誘をすることは適当ではない。

(共通意見 19) 市の職員が諸団体の事務を行う場合にも、会費・寄付などの募集と市役所外での集金は対象外とすることを原則とし、どうしても市の職員が行う場合には、人事課などで事前に承認を得る制度とすることが望まれる。また、実施にあたり、募集・集金先に市の業務と混同されないような注意事項の作成が望まれる。

4) 資産の管理

① 備品等

預金以外に資産を持たない団体も多いが、デジタルカメラやイベント用品など、少額でも複数年使用する備品を購入している団体が散見される。

(共通意見 20) 長期間(1 年を超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。

② 商品・消耗品等

販売や配布するために定期的または大量に購入される物品の管理簿作成が必要である。これについても、規程の策定と実施が必要である。

販売されるために購入される商品については特に、購入量と販売量を比較した帳簿を作成し、この帳簿上の在庫と、実際の在庫を照合する必要がある。

団体がイベントの入場券や会員券などを発行する場合も、換金性が高く現金と同様の管理が必要である。印刷数と販売数を記録し、定期的にあるいはイベント終了後の照合が行われる必要がある。

また、配布用の消耗品についても、受け入れ、払出双方につき、数量と日付、使途などを記録し、消耗品が本来の意図に十分に供されたかの検討を行い、余剰がある場合は要因分析を行い、次回の参考にすることが望まれる。

(共通意見 21) 商品、消耗品、引き換え券、白地の会員券等の管理規程を策定し、管理することが望まれる。

5) 意思決定

市の職員が行う事務は、団体自身の意思決定に沿って実施されなければならない。団体の意思決定のための資料を市の職員が作成することも多いが、その結果について、議事録が残されていないことが多い。また議事録が作成されていても、諸団体が国庫補助の対象などでなければ、役員・構成員などによる確認と署名は行われていない。

(共通意見 22) 市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。

6) 計算書類

① 収支計算書

ほとんどの団体は、総会などで承認を受ける計算書類として、収支計算書だけを作成している。このため、注記などとして別途記載されていなければ、備品や販売用の商品があっても、把握できない。

市の出納閉鎖に準じて、決算期末日以降の入出金を期末日の資金残高に加除して計上している団体も散見される。この場合、期末の預金と収支計算書の残高は一致しない。

単位(円、千円など)や会計期間(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、など)等、計算書類を見る上で基本的な情報も記入されていないものが多く見られる。

なお、一般的に会計期間については、総会資料の対象年度であるので記載は不要と考えられているが、例えば収支計算書だけを取り出して見る場合、いつのものかわからない。

(共通意見 23) 計算書類として、NPO 法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。
少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。

② 相殺

(共通意見 24) 参加費収入を事業費から差し引いたり、事業収支の差額だけを収支計算に計上している団体も多い。収支の実態を示すように、総額により計上することを原則とするべきである。(ただし、完全会費制の懇親会など、総額計上が却って実態を表さない場合を除く。)

③ 予算

事業費に比べ多額の繰越金を持ち、これを含めて支出する予算を策定したり、予定していた事業が実施されないなどの理由で、実際の支出実績が毎年予算と大きく異なる団体がある。

また、予算と実績が、予定した事業が行われなかったなどの理由で大きく乖離している団体もある。

(共通意見 25) 繰越金を使う予定がないにもかかわらず使いきる予算の策定を行うことは不適當である。実際に予定した事業に見合った予算の策定が必要である。それでも予算と決算が乖離した場合には、乖離した理由を記載した上で、総会などで計算書類の承認が行われることが望ましい。

7) 監査

① 監査証跡

ほとんど全ての団体で、監事監査が行われていたが、実施された監査の証跡は残されていない団体が多い。市の職員の実施する事務については、市で一定の基準を設け、それに基づいて実施されることが望まれるが、監査についても、一定水準のチェックが実施されなければ、市職員の行う事務の責務が証明されない。

(共通意見 26) 監事に実施してもらいたい項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。

なお、これにあたっては、市が補助金を支出する団体の監事チェック同様に、前記役員就任の項のチェックリスト案が採用できる。

② 監査報告

監事監査の報告のほとんどは、署名のうえ、個人印が押印されたものを印刷配布している。高松市の情報公開の取り扱いによると、公務員等以外の者の印影は公開していない。

市の文書の取り扱いとの整合性を考えれば、監事の監査についても、署名押印された監査報告書を保管のうえ、記名と㊟記号を記載した監査報告書を配布する方法も考えられる。

また、配布先は会員・構成員に限定されることから、監査が実際に行われたことを知らせるためにも、署名押印のものを配布するべきとの考え方もある。

(共通意見 27) 監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名㊟等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。

③ 承認

(共通意見 28) 収支計算の報告又は承認される総会などが、計算期間終了後から相当期間後に開催される場合がある。その場合には、監事監査は2カ月以内等の間に受けることが望まれる。

なお、ここで何らかの問題が発見された場合には、臨時総会等の手続きをとる必要がある。

8) 規程・管理

① 会則

会則に、基本的な事項が記載されていないものがある。

特に、組織の構成員についての選任又は入会規定が明確でないものが多く見られた。

そのほか、会の解散時の規定については、ほとんどの団体で記載されていない。

これらについては、重要事項は総会や役員会で決定する、という包括規定で対応されている団体も多いが、法律外の任意の団体では、運営の根拠を考えると、会則以外によって立つものがない。

市の職員が事務を行う場合は特に、会則が明瞭である団体でなければ、果たすべき責務が明瞭にならない。

また、会合の種類と規定が齟齬しているなど、規定の記載に課題のある団体なども見られる。

(共通意見 29) 会の運営に必要な基本事項については、会則に明記するとともに、想定外の事態に対応するための包括規定も入れること、会則に齟齬する部分がある場合は会則の修正を、団体に依頼することが望まれる。

② 処務規程

(共通意見 30) 処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。

II 個別の団体

1 概要

この項では、高松市の職員が事務を行うそれぞれの団体について検討を行う。

(1) 監査の要点

検討の要点は、次の2点である。

- ① 市が団体の事務を行うことに合理性があるか
- ② 団体の管理は適当に実施されているか

検討にあたっては、高松市の地方自治基本条例、高松市自治と協働の基本指針に記載された「協働の基本理念(*注1)」を指針としている。

(2) 記載方法

基本の記載要領は、次のとおりである。

まず「(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与」に団体に関連する高松市の業務の概略と、団体への事務援助の内容、歳出規模等について記載し、次に「(2) 団体の概要」に団体の概要を記載している。

高松市自治と協働の基本指針に示されている協働の形態(*注2)、前記協働の基本理念に基づく判断について、「(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断」の項に記載している。

市が事務を行う団体については、その範囲で、「(4) 団体事務の監査結果」として団体の運営に関する監査実施その結果を表形式で記載している。

表中、前項で共通課題として記載したものについては、「共通」として、前項に記載した意見・結果(*注3)の番号を付している。また、その団体について特に記載が必要と思われる事項については、個別A、B、C等として、表に続いて、文章で内容を記載している。

最後に、団体の課題を総括しているが、団体の数も多いため、それぞれの団体の冒頭に重要と思われる事項を要訳して記載している。

以上の構成を基本とするが、監査の過程で団体に関連する市の業務自体に課題があると思われたものについては、(1)の中に記載している。また、市の事務を処理するための団体では、特に市の業務自体と併せて監査を実施したものもある。

*注1 協働の基本理念

- ①目的を共有すること
- ②相互に理解すること
- ③対等であること
- ④自主性を尊重すること
- ⑤自立化を進めること
- ⑥公開すること
- ⑦情報を共有すること
- ⑧変革を受け入れること

*注2 協働の形態

市民活動団体と行政の関係のレベルをモデル的に示したものであり、次の5段階に分けられている。

- ① 市民の領域(市民の責任と主体性によって独自に行う領域)
- ② 市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域(後援・補助)
- ③ 市民と行政がそれぞれの主体性の下に協力して行う領域(共催・事業協力)
- ④ 市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域(委託・政策提言・企画立案への参画)
- ⑤ 行政の領域(行政の責任と主体性によって独自に行う領域)

*注3 結果と意見

監査の過程で発見された、条例等に反する事項、事務手続きの欠陥については、「結果」とし、指摘までには至らないまでも、事務の目的や施策の目的に合致せず、改善が望ましいと思われる事項については、「意見」として記載している。

(3) 記載順

団体の事務等を担当している市の部署ごとに団体を記載している。市の部署の配列は、「高松市事務分掌規則」への掲載順によっている。

2 市民政策局政策課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、7項目であるが、団体と関連のある項目は、次の1業務と思われる。

(3) 広域行政に関すること。

当課で事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	ABC	香川中央拠点都市地域整備推進協議会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

2-1 香川中央拠点都市地域整備推進協議会

☆複数市町にまたがる地方拠点都市地域整備事業の実施のために関係市町で構成された団体であるが、実施中の事業もなく、団体の役割は終了しているものと思われる。活動も形骸化しており、年間支出年額も20万円程度である。事務量も少ないとはいえ、解散等の働きかけが望まれる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	288	288	会議費	159	147
諸収入	1	0	事業費	119	85
繰越金	525	525	事務費	10	1
			予備費	526	0
			繰越金	0	578
合計	814	813	合計	814	813

資産は、繰越金のみ。負担金収入、事業費に比べ、繰越金は多いが全体に少額である。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 高松市の状況

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年8月1日施行)」に基づき作成した香川中央地方拠点都市地域基本計画で定める事業のうち、本市では道路整備事業、市街地再開発事業等を実施してきたが、ほぼ終了している。

② 計画の状況

当初計画は平成15年までのところ、20年まで延長し、その後、国の方針を見て決定することとされ、今に至っている。

計画のうち、他自治体で着手された事業も、ほぼ終了している一方、未着手の計画は、現実的には実施が困難である事業と思われる。

政権交代や震災により、実質的に国土計画とその運営の仕方も変化し、新規の事業は他の制度に移行している。また、規約改正により、全国協議会への加入も任意となっている

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納事務等を実施している。年間の事務に要する時間は約40時間。

当団体は、県内の市町で構成されている。本来は、構成市町で事務担当を持ち回りとするべきかもしれないが、県都である高松市は、地方拠点都市地域の整備事業でも中核であったと思われ、団体事務を引き受けることにも合理性はある。

② 歳出

あらかじめ定められた均等割・人口割の規定により計算された会費を納めている。年間119千円

と少額である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく香川中央拠点都市地域の整備等を推進することを目的とする。

地方拠点都市の計画実施には、複数の自治体に関連することもあり、法律により、計画対象の全ての自治体による協議会の編成が求められており、それによって編成された団体とのことである。

2) 会員

計画対象の県内の市町であり、規約に列挙されている。

3) 事業の内容

支出総額が年間 20 万円弱と少額であり、会議の開催、全国協議会の総会への出席、研究会への派遣などを行っている。繰越金も、平成 23 年度末で 578 千円と、事業に比べ多額になっている。

(3) 団体の自立度

市の事業に関する団体であり、市民との協働に該当するものではない。

(4) 団体事務の監査結果

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。		
収入・領収書	自治体等からの分担金収入であり、市事務に準じて入金処理されている。		
意思決定	総会により決議されている。総会はメール開催のため、メールの履歴による承認が確認できる。		
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	
監査	監事は他自治体職員であり、印は職員個人印である。		

(5) 課題等(意見)

(意見) 会の役割はほぼ終了している状況といえる。活動に対して繰越金は多額であるが、毎年の会費負担も少額であり、また絶対水準自体が 50 万円と多額ではない。

高松市は、継続して事務を行っており、高松市から協議会の解散を呼び掛けるべきとも思われる。

3 市民政策局コンパクト・エコシティ推進部交通政策課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の3項目である。

- (1) 都市交通政策の企画および調整に関すること。
- (2) 公共交通の利用促進に関すること。
- (3) 生活交通の確保に関すること。

当課で事務を行う団体数は、1である。

番号	類型	名称
1	AB	宇野高松航路活性化再生協議会
2	C	高松空港ビル株式会社
3	C	高松空港振興期成会
4	C	香川県JR四国線複線電化・新幹線導入期成同盟会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

3-1 宇野高松航路活性化再生協議会

☆宇野高松航路の廃止を運航会社が発表したことを契機に、国の法律に基づき、国庫補助を受けて計画を策定するために組成された協議会である。平成23年3月25日に計画策定を終え、計画の実施に係る連絡調整を引き続き行うこととなった。目的達成後は解散される。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	30,440	30,440	会議費	406	24
補助金	30,000	30,000	事務費	34	35
雑入	0	29	事業費	52,000	52,000
			調査費	8,000	8,200
			予備費	21	0
繰越金	21	20	繰越金	0	230
合計	60,461	60,489	合計	60,461	60,489

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

宇野高松航路の維持確保

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

協議会の事務全般を、玉野市とともに市が行う。

② 歳出

補助金は国庫補助であり、高松市の負担金は、香川県、岡山県、玉野市と同額の1,110千円である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

本四架橋を含む、高速道路通行料金の値下げにより、宇野と高松を結ぶフェリーの利用者が減少し、経営が成り立ちにくくなり、運航2社が航路の廃止を発表したことを契機に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく事業として、国庫補助により、宇野高松航路という個別の航路をテーマとし、連携計画を策定し今後の運営を検討する協議会である。

2) 構成員

法の規定に基づき、関係事業者、港湾管理者等関連自治体、学識経験者、利用者、その他市町村

が必要と認める者として、規約別表に列記されている。

3) 事業の内容

計画の策定および計画に基づく事業を委託等により実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

国の補助要綱に基づき組成された団体であり、市民との協働の概念にはあてはまらない。

(4) 団体事務の監査結果

団体の事務は、高松市が行っているが、国庫補助事業であり、会計検査院の監査対象である。

(5) 課題等

国庫補助の受け皿としての団体であり、目的のための活動だけを行う。関連4自治体の負担金は平等であるが、高松市が主に事務を行っている。本社の所在地が高松であることなど総合的な影響度や、市町村が窓口となる制度であることなどから市が事務を行うこととされたものと思われるが、高松市が事務を行う理由について、毎年の協議会で確認することが望まれる。

四国新聞ホームページより 2012年8月25日記事

宇高航路、10月から運航休止へ／国道フェリー 高松―宇野間でフェリーを運航する国道フェリー（高松市）は24日、同航路を10月18日から休止することを決め、四国運輸局に休止届を提出した。不況に伴う利用低迷が長引いている上、深夜便の廃止などの減便が利便性低下を招いてフェリー離れが加速、収益改善の見通しが立たなくなったとしている。同航路を国道フェリーとともに運航している四国フェリー（同）は、1日2往復の24時間運航を当面維持する方針。

国道フェリーによると、休止期間は1年間。2014年度から全国共通水準に移行する予定の瀬戸大橋の通行料金水準や、航路の需要動向を見て、再開するかどうかを判断するという。

同社は、前身の宇高国道フェリーが1961年8月から宇高航路の運航を開始。88年の瀬戸大橋開通後も、1日5往復の24時間運航を続けた。

しかし、2008年9月の高速道路料金割引開始以降、景気低迷によるトラック物流の減少も相まって利用が低迷。段階的に減便を行い、今年6月からは深夜便を廃止、日中の13往復に運航を縮小していた。

この日、高松市内で会見した山下周市社長は「現状のまま高速道路との価格競争を続けても、生き残りは難しい」と話した。運航休止に伴い、84人の従業員はグループ会社などへの転籍をあっせんする。

一方、四国フェリーは「当面は現状の運航を続けるが、航路の運航本数の減少で利便性が低下し、客離れが懸念される」としている。

社長「役割終えた」

2010年2月に同航路の撤退表明、撤回、存続という経緯を経て運航を続けてきた国道フェリー。山下周市社長は「環境の変化とともに、今のニーズに合わない」とした上で、「『海の国道』としての役割は終えたと思う」と述べた。

宇高航路をめぐるのは、国や地元自治体などが航路維持を目指して協議会を発足。2社を統合する、乗り場を1カ所に集約するなどの合理化案が示されたが、具体的な動きはないまま。

平日深夜割引の社会実験では利用が低迷。四国フェリーによると、国道フェリーが深夜便を廃止した後、夜間の利用は想定ほど伸びなかったという。

会社側から補助金などの支援を求められていた国や自治体も、2社が競合して運航する航路に「支援は困難」との姿勢を貫くしかなかった。

四国フェリーは存続の意向で、当面航路は維持される。運航再開について、山下社長は「宇高航路には観光クルーズ需要もある。新しいタイプの船舶の導入準備も整えたい」と話した。

浜田恵造香川県知事は「大変残念。国に対して効果的な支援制度の構築を強く要望するなど適切に対応する」、大西高松市長も「市民生活や産業にとって重要な公共交通手段。国に早急な対策を講じるよう要望していく」とそれぞれコメントした。

4 市民政策局地域政策課交通安全対策室

高松市事務分掌規則では、交通安全に関する業務は地域政策課とされており、交通安全対策室は地域政策課の中に設けられている。

当課で事務を行う団体数は、2である。

番号	類型	名称
1	A B C	高松市交通安全都市推進協議会
2	A B	高松市交通安全母の会連絡協議会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

4-1 高松市交通安全都市推進協議会

☆高松市の交通事故発生件数は、同規模他都市に比べても極めて高い。
 ☆当団体は、交通安全に関する主要な団体を集め、昭和37年の交通安全都市宣言と同年に設立された団体である。主催事業を含む協議会事業のほか、構成団体の連絡調整等を行っている。
 ☆構成団体は、協議会の掲げる目標を達成するため、交通安全に係る各種事業を自主的に実施する団体である。当団体については、交通安全施策全体を効果を含め、総合的に検討する役割を持たせるよう、検討することも必要と思われる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	4,000	4,000	啓発費	1,600	2,436
雑収入	1	127	会議費	30	22
			大会費	440	275
			指導育成費	530	407
			事務管理費	1,402	979
繰越金	1	0	繰越金	0	6
合計	4,002	4,127	合計	4,002	4,125

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 交通安全対策

施策の概要によると、交通安全教育、啓発活動を推進し、交通安全への意識を向上させる、というソフト面の施策と、道路環境整備というハード面での施策が交通安全対策の充実施策とされている。

平成23年度の総事業費(決算)は154,666千円であり、このうち交通安全教育等推進事業費は25,501千円である。

② 事故の状況

高松市の交通事故の状況は、別テーマ「高松市の安全なまちづくり」で分析しているが、人口十万人あたりの死亡者、負傷者の推移を見ると、負傷者数は事故数推移と同調し、近年減少傾向にあるものの、2007年の大都市10万人あたり負傷者数は、ワースト1となっている。(118ページ参照)

高松市では交通事故の死者数を全国平均以下とすることを目標にしているが、人口10万人あたり、全国平均3.60人に対し、高松市は5.25人と依然と大きく上回った水準である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納事務を含め、事務全般のほか、団体主催で行うパレードなど、イベントの手配も高松市職員が行っている。

② 歳出

補助金として4百万円を支出しており、団体の歳入のほとんどが市補助である。
当団体の会長は市長である。(共通結果1 共通意見8)

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

交通安全意識の高揚を図るとともに、交通環境の整備促進と交通事故防止に努め市民の福祉の向上と交通安全都市を実現することを目的とし、「高松市交通安全都市宣言」の行われた年でもある昭和37年に設立されている。

2) 委員

関係行政機関の職員、議会の議員、関係団体の役員及び学識経験者のうちから会長が委嘱するとされており、高松市長を会長、副市長、議長及び連合自治会連絡協議会会長を副会長として、74名に委嘱されている。

(意見) 会則では、理事は若干名とされる所、32名に委嘱している。会則は、総会による基幹事項の決定と、役員による執行を予定しているが、実際には、役員会は開催されず、総会で必要事項の審議が行われている。理事人数が多いことが機動力を削ぐ結果にはなっていないとはいえ、会則上は役員会で総会に諮る事項を決定するシステムを予定していると思われる。会則を現実的なものに改めることが望ましい。

3) 事業の内容

交通安全フェアの開催や各種街頭指導、交通安全教室など啓発・教育事業を行っている。事業の実際の実施は構成団体等が行い、当団体は、配布品の発注や横断幕の作成、交通マナーアップモデル地区への助成、イベントの一部費用負担などを行っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の補助金で運営され、交通安全に対する事業は、構成団体が主体として実施されている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	証憑は支出伺に添付されている。領収書と照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	見積りが取られていないものもあるが、価格交渉は行われている。	15-17	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
配布品	配布品の入出庫管理が十分に行われていない。	次記A	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A—配布品の取り扱い。

(意見) キャンペーン配布品以外にも、幼稚園・小学校の新入生への黄色いリボンやワッペンなど、対象を特定して毎年配布する品物がある。

これらの一部は、民間事業者から寄付を受けて配布している。このため、当団体の収支には反映されていない。仮価格でも、収入と事業費に計上するか、収支計算書に、x xは寄贈により啓発事業に使用した、というような記載をすることが望まれる。

また、配布品の管理が不十分と思われる。過年度分を含めた出入の管理簿を作成し、在庫数量と照合することが望まれる。

(5) 課題等(意見)

当団体は、高松市長を会長とし、高松市交通安全都市宣言とともに昭和37年に発足した、主要な交通安全関連団体全てを含む協議会であるが、団体自体が事業を行うのではなく、構成員のそれぞれの団体の事業を調整したり、事業費の一部を負担している。

(意見) 大都市での交通事故傷害者数ワースト1という現実を見ると、高松市の交通安全の重要な一部を担うべき当団体の運営方法についても、従来通りを踏襲するのではなく、より効果の発揮できる運営方法を検討する必要があるのではないかと。

4-2 高松市交通安全母の会連絡協議会

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	2,048	2,048	啓発費	1,500	1,439
雑収入	1	0	会議費	532	570
			指導育成費	12	12
			事務管理費	7	21
繰越金	1	1	繰越金	0	6
合計	2,050	2,049	合計	2,051	2,048

特別会計

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
フェア収益金	538	538	啓発費	500	58
雑収入	0	0	会議費	300	0
			指導育成費	400	187
			事務管理費	10	0
			予備費	306	0
繰越金	976	976	繰越金	0	1,269
合計	1,514	1,514	合計	1,516	1,514

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前記と同じ。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納事務のほか、各種連絡調整を市の職員が行っている。

② 歳出

補助金として2,048千円を支出しており、団体の歳入のほとんどが市補助である。

(共通結果1 共通意見8)

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市・高松市交通安全都市推進協議会の指導と緊密な連携のもとに、交通安全に果たす母親の役割の重要性に基づき、地域における母親たちの連帯感と協力、指導力を養い各組織間相互の連絡調整を図るとされており、昭和56年に設立されている。

2) 会員

高松市の45地区の交通安全母の会

3) 事業の内容

各母の会で使用するキャンペーン品の購入、各種イベント参加、視察旅行などの事業のほか、懇親会なども開催されている。視察・懇親会は参加者負担もとっている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の補助金で運営されるが、活動は自主的に行われている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	証憑は支出伺に添付されている。領収書と照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	見積合せは実施していないが、価格交渉は行われている。	15-17	
補助金等	他団体への負担金がある。	7	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
配布品	配布品の入出庫管理が十分に行われていない。	次記A	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	次期B	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-配布品の取り扱い

(意見) 配布品の管理が不十分と思われる。出入の管理簿を作成し、在庫数量と照合することが望まれる。

3) 意見B-帳簿外の取引・繰越金 (共通意見23)

(意見) 当団体では、交通安全フェアにバザー出店し、その利益は、特別会計に入金され、視察旅行の補助などに使われるほか、参加した母の会に還付金として還元されている。
バザー自体が母の会の無償労働によるものであり、それらの会への利益還元は活動資金を作るという点でも合理的ではあるが、バザー収支はどこの会計にも含まれないため、資金の流れが帳簿外になっている。一般会計又は特別会計に、収支を総額で計上することが望まれる。

5 市民政策局地域政策課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の14項目である。

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 地域コミュニティに関すること。
- (3) 支所および出張所に関すること。
- (4) 地域審議会の運営に関すること。
- (5) 建設計画の進行管理等に係る連絡調整に関すること。
- (6) 男木交流館の管理に関すること。
- (7) 地域交流会館の管理に関すること。
- (8) 地域ふれあいセンターの管理に関すること。
- (9) 協働推進に関すること。
- (10) NPOの活動の支援に関すること。
- (11) 高松市市民活動センターの管理に関すること。
- (12) 消費生活に関すること。
- (13) 計量に関すること。
- (14) 交通安全対策に関すること。

当課で事務を行う団体数は、2である。

番号	類型	名称
1	B	高松市消費者団体連絡協議会(5-1)
2	A	高松市コミュニティ協議会連合会
3	A	高松市連合自治会連絡協議会
4	C	高松市防犯協会(5-2)
5	C	高松西地区防犯協会連合会
6	C	高松東地区防犯協会
7	ABC	香川県離島振興協議会(5-3)

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

この項では、市が事務を行っている1高松市消費者団体連絡協議会と、市の補助金のみで運営されている4高松市防犯協会を検討の対象とする。

なお、専従職員が事務を行う2高松市コミュニティ協議会連合会及び3高松市連合自治会連絡協議会は、24年度から、市の施設の中ではあるが、独立して事務所を置いている。高松市自治基本条例に基づき、地域ごとの各種の住民団体を包括する独自の組織として注目されている。



男木島 水仙郷 (参考写真)

5-1 高松市消費者団体連絡協議会

☆古くから活動する消費者団体の連合会であり、活動費は市の補助金によっているが、事業は自主的に行われている。市の補助事業としてみた場合、やや管理に課題がある。
☆イベント事務は、市職員が行っている。事務処理方法には改善が必要である。

平成 23 年度収支計算書（自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日）

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
運営補助金	1,310	1,310	事業費	825	863
廃食油収集ステーション受託料	53	53	会議費	80	73
雑収入	14	30	活動費	200	202
			運営費等	275	248
繰越金	3	3	繰越金	0	10
合計	1,380	1,396	合計	1,380	1,396

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

消費者意識の啓発、消費者保護の充実、消費者団体の育成、省資源の推進など、消費者の立場に立った総合的な消費者行政の推進を行うこととしている。

市役所内に消費生活センターを設け、相談員が常駐している。

平成 23 年度の消費者行政費予算は 15,969 千円であり、このうち消費者団体育成費は全てこの団体への補助金である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

協議会自体の事務は、協議会で行っており、市は会議の会場手配等の連絡を行う。高松市と協議会の共同事業である「市民のつどい」については、諸手続きのほか、出納事務も行っている。

② 歳出

運営補助金及び委託料は市からのものである。

このほか、消費者ウイーク・暮らしをみなおす市民のつどい事業に 100 万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市民の消費生活に関する各種の調査・研究などの諸活動を通じて、自らの生活向上と市民への啓発活動を推進するとともに市民の消費生活の安定と向上および加入団体相互の交流をはかることを目的とする。

地区等で設立された消費者団体の、相互連絡や共同事業のために昭和52年に設立された。

2) 会員

17 の消費者団体で構成されている。全て合併前旧高松市の団体である。

3) 事業の内容

消費者ウイーク・暮らしをみなおす市民のつどいの開催、勉強会、視察研修、廃食油回収ステーションの設置、消費者だよりの発行など。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の補助金及び委託料で運営されているが、活動自体は自主的に行われている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

団体の事務は、団体の構成員が行っているが、消費者ウイーク・暮らしをみなおす市民のつどいについては市が事務を行っているため、全体についても併せて検討対象としたが、市が実施している事務以外については、市の関与するところではないため、監査の結果とはせず、意見として記載している。

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	領収書と照合結果は一致した。		次記A
見積合せ	配布品の見積りはとられていない。市の規定より低額のものも見積合せの実施が望まれる。	15-17	
補助金等	補助金支出はあるが、ブロックに分けた当団体の活動費や、当団体内の各地区の活動費を補助金という費目で支出している。		
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	次記B	
配布品	配布品は、つどいの二日間で使用される。在庫管理票は作成されている。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名等はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。		
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。監査日が、会計期間の末日当日である。		次記C

2) 結果A-支出手続き

(結果) 領収書と処理日が大きく乖離するものも散見される。会議時に領収書を持参し、それから出金することも多いとのことであり、市民の活動らしい、とも言えるが、支出の承認書により、会の活動に必要な支出であることが確認できる書式整備が望まれる。

消費者ウイーク・暮らしをみなおす市民のつどい事業収支は次のとおり

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
事業費	100	100	報償費	110	100
市負担金	900	900	需用費	325	433
団体負担金	17	17	委託料	522	440
			その他経費	60	44
合計	1,017	1,017	合計	1,017	1,017

3) 意見B-複数年使用可能な備品の管理

市が管理する支出の中に、料理用の少額家電製品なども含まれている。複数年使用可能なものについては、会で持ち回りで使用されているとのことであり料理家電品については、貸出先の分かるような管理簿が作成されている。市では、管理簿の記載までは確認していない。

(意見) 年度末にでも、記載された管理簿を併せて、管理状況を確認することが望まれる。

4) 結果C-監査実施日

(結果) 監査が会計年度の末日に実施されている。
年間を通して活動している団体ではないため、期末日付近の動きがないことから、期間中に監査

されているとのことであり、実質的に問題はないと思われるが、監査日以降の入出金に対応できない。末日以降に監査を実施するよう指導することが望まれる。

5) 課題等

市民団体である消費者団体は、自主的に活動しており、協働の指針にも合致している。記帳等についても、自主的に実施可能な状況への指導が望まれる。

5-2 香川県離島振興協議会

☆離島振興法対象の離島を持つ市町で構成され、全国組織の関係2団体に負担金を納入している。それらの団体の研修会や全国大会出席などが主な活動内容で事務局は5市の持ち回りである。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
市町負担金	2,256	2,256	事務局費	900	110
県負担金	150	150	事業費	1,860	1,542
雑収入	2	1	予備費	2,016	0
繰越金	2,368	2,368	繰越金	0	3,123
合計	4,776	4,775	合計	4,776	4,775

資産は、繰越金のみ。負担金収入、事業費に比べると、繰越金が多い。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 離島振興

高松市の有人島は3島であり、離島航路への補助など、生活のためのインフラの保持のほか、活性化のための民間活動への補助などを行っている。平成22年度に実施された瀬戸内国際芸術祭2010を契機に、アートによる活性化も試みられている。

② 市の予算

離島航路補助金は、平成21年度で24,089千円であり、交通政策課が担当している。

そのほか、瀬戸内国際芸術祭作品でもある男木交流館の維持費として平成23年度予算では、5,688千円が計上されている。

③ 国の施策との関連

男木、女木は、離島振興対策実施地域とされ、港湾、道路(架橋を含む)、水道などのインフラや、文教・医療施設等などの建設に対し、高い国庫補助率が適用される。

大島は、国立ハンセン病療養所大島青松園の島であり、1996年まで強制隔離政策がとられてきた。現在でも、島への航路も国により運航されるなど、特殊な位置付けにある。

④男木・女木島の現況

人口は、継続して減少傾向にある。(高松市人口統計より。単位：人、世帯)

	S58	S63	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24
女木人口	492	427	367	315	264	220	186	200	197	193	186
男木人口	471	419	376	323	284	223	195	210	209	194	195
女木世帯数	170	167	156	142	133	123	114	115	114	113	110
男木世帯数	183	175	177	165	150	132	121	123	126	124	125

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納事務等を実施しており、構成市でローテーションを決めて持ち回りで処理されている。高松市は、平成21、22年度に事務局を担当したが、対象年度とした平成23年度は事務局を務めていない。

② 歳出

あらかじめ定められた均等割・人口割・事業費割による算出方法による負担金を納めている。平成23・24年度では34千円と少額である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

香川県の離島を持つ市町間の緊密な連絡提携と協力により離島の開発を促進し、あわせて島民の生活福祉の向上を図る。

各都道府県単位の自治体で実施される離島振興法による施策の計画策定などのために、組織された団体であり、全国組織の関係団体として、全国離島振興協議会、財団法人日本離島センターがある。

2) 会員

県内の離島をもつ5市3町とされている。このほか、県の担当部署等が参与として参加している。

3) 事業の内容

平成23年度の支出総額は、165万円であるが、このうち103万円は、関係2団体への負担金支出である。総会時などでの意見交換と、構成市町のローテーションにより、研修会や全国大会等に担当職員を派遣しているが、自主的に実施する事業はない。繰越金も、平成23年度末で3,123千円と、支出規模に比べ多額であるが、構成市の負担金を減額し、繰越金を使用して事業を行っていく方針とのことである。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

県内の市町で構成する団体であり、市民との協働に該当するものではない。

(4) 課題等

事業費に対して、平成23年度末の繰越金312万円は多額であるが、まとまった事業を行えるほどの水準でもない。全国組織である上部団体の総会、研修会などに構成自治体の職員が参加する旅費を拠出している。自治体の情報交換や研鑽の場という役割はあると思われ、それぞれの自治体の離島施策には、成果が出ているのかもしれないが、団体自体では、離島振興事業は行われていない。なるべくコストを抑えて運営するか、何らかの共同事業を検討するか、の2つの選択肢が考えられるが、現在は前者が取られている。

5-3 高松市防犯協会

会則により、事務局は警察署内に置くとされている。

会長には高松市長が就任し、活動の財源は、市の補助金であるが、市は活動及びその結果にほとんど関与していない。市の分掌規定によると、防犯を担当する部署もない。資金の提供だけではなく、市として防犯に関し分担するべき責任を再考する必要がある。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

①防犯活動事業

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	9,660	9,660	事務費	3,108	3,080
雑収入	1	0	事業費	2,953	2,999
			分担金	3,576	3,576
			その他経費	24	6
繰越金	0	1			
合計	9,661	9,661	合計	9,661	9,661

②防犯水銀灯維持管理事業

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	1,392	1,392	光熱費	1,255	1,064
雑収入	1	1	維持費	138	324
			残金	0	5
合計	1,393	1,393	合計	1,393	1,393

③盛り場における水銀灯維持管理事業

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	254	254	光熱費	220	215
雑収入	1	1	維持費	35	23
			残金	0	17
合計	255	255	合計	255	255

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 防犯に関する施策

交通安全、学校安全、詐欺被害などは担当部署があるが、防犯については、職務分掌に含まれていない。

平成23年度主要施策の概要によると、防犯対策の推進事業としては、①防犯活動推進事業としてコミュニティ協議会(11地区)に対する補助金、県警防犯カメラに関する電気代負担等として2,968千円②香川県の防犯関連2団体への負担金交付、自治会が行う防犯灯関連経費等として137,264千円が支出されているなかに、防犯協会3団体への補助金も含まれている。

② 犯罪の現況

別テーマ、「高松市の安全な街づくり」で行った分析を引用する。

高松市の刑法犯認知件数は粗暴犯、風俗犯で増加している。09年ベースで全国の状況と比較すると、風俗犯、知能犯の人口当たり認知件数が高い一方、凶悪犯の件数が低いこと、知能犯の検挙率が低いことが特徴である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

事務全般は警察署で行われている。

② 歳出

補助金として、11,306千円を支出している。活動費は全てこの補助金で賄われている。

高松市長が会長に就任している。(共通意見8)

収支差額はゼロであるため、補助金の精算は行われていない。収支がぴったり一致する理由を含め、補助事業の実施状況は市により確認されている。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市民の自主防犯思想の高揚、青少年の健全育成及び市民に身近な犯罪の未然防止に努めるとともに、地域防犯団体等による防犯活動を協力援助して市民の安全と安心の確保に努め、もって犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を目的とする。

上部団体として県防犯協会がある。

2) 構成員

地域防犯団体及び各種防犯協力団体等とされているが、警察、市のほか、地域団体などが会員となっている。

(意見) 役員として、理事が若干名とされているが、会員のうち、正副会長、監事以外の12名全てが理事になっている。このため、総会と理事会が同一メンバーとなっている。また、「委員」に関する定義がないなど、会則の改定を提案する必要がある。

3) 事業の内容

防犯訓練、講話、防犯指導などを高齢者、子ども、金融機関などを対象に実施している。これらの開催回数は多い。そのほか、広報資料の発行、功労者表彰なども行う。また、防犯水銀灯の維持管理を特別会計で実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

専従職員もいるが、警察の地域活動を受け持っている面もあるようである。

(4) 課題等 (意見)

高松市は、当団体の活動費を負担しているが、活動内容には関与していない。

当団体は、市民の防犯水準を上げる活動をしている。市には防犯に関する専門的なノウハウはないとしても、市民の安全に関する関与が十分には行われていない。

高松市安全で安心なまちづくりに関する条例によると、「犯罪、事故その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威、危険等を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりのために、市は、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供および知識の普及、市民の安全と安心を確保し、犯罪等を発生させないような環境の整備その他の安全で安心なまちづくりを推進するために必要な施策を策定し実施する(一部略)」とされている。また、これにあたり、「警察署その他の関係行政機関および関係団体と常に緊密な連携を図る」とされている。

一方、市の分掌によると、防犯を担当する部署はない。予算の執行を見ても、市は上記条例の「市の責務」を十分に果たしているとは言い難い。

当団体は、条例の目的に沿う団体であり、団体の活動内容と、市の犯罪の発生状況と防犯に関する全体像を把握し、施策に過不足がないかの検討を行うことが望まれる。

(公益財団法人香川県防犯協会連合会 HP より 参考写真：記事)



(左) 高松市防犯協会(北署管内) 松島防犯協会等のボランティアと高松中央高校家庭クラブによる街頭犯罪防止キャンペーン

(右) 高松市防犯協会(南署管内) ボランティアと協働したレインボー通りにおける「安全・安心まちづくり100人パトロール」の実施

6 市民政策局市民課

高松市事務分掌規則に記載されている事務6項目のうち、当団体に関連する業務は「(4) 外国人登録に関すること。」である。

市民課で事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	A・B	香川県外国人登録事務協議会

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

6-1 香川県外国人登録事務協議会

☆県内各市で構成される、外国人登録事務に関する団体であるが、制度の廃止に伴い、24年度に解散予定である。残余財産の引き継ぎ方法に注意が必要である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	175	175	会議費	15	12
(うち高松市)	17	17	研修費	22	18
雑収入	1	0	報償費	0	0
繰越金	184	184	旅費	111	64
			その他	46	38
			予備費	166	0
			繰越金	0	227
合計	360	359	合計	360	359

保有資産(平成24年3月31日)普通預金 227千円のみ

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の業務

① 外国人登録業務

市民課では、戸籍・住民基本台帳・印鑑・国民年金に並び、外国人登録に関する業務を行うこととされている。法に基づく市の基本業務である。

② 外国人登録の現況

従来は、国が行う入国管理と自治体が行う外国人登録を別々に行っていたため、不法滞在者についても外国人登録を行うことができ、市民としての身分が証明され、市民サービスを受けることができる、という不思議な制度になっていた。出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、平成24年度中に、外国人登録制度は廃止されている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

市の職員が、職務として団体の出納事務等を実施している。年間の事務に要する時間は約60時間。当団体は、県内の市町で構成される。入国管理を行う入国管理局が関与する団体であることから、会員のうち、地方入国管理局の所在地である高松市が継続して管理を受け持っている。

② 歳出

分担金として、総会で承認された、外国人登録数をもとにする計算方法により算出された金額を支払っている。平成23年度負担額は17千円である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

外国人登録に関する法令の研究を行い、かつ事務処理の改善を図るとともに、各市町相互の連絡を緊密にし、外国人登録事務の円滑な実施に資する。

2) 会員

県内の全ての市町の外国人登録対象部署

3) 事業の内容

支出総額が年間 20 万円弱と少額であり、意見交換と研修、全国大会への派遣などを行っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の業務に関し、県内市町で構成される会であるが、対象業務がなくなることから、平成 24 年度に解散が決定している。市民との協働を行う団体ではない。

(4) 運営状況

1) 概要

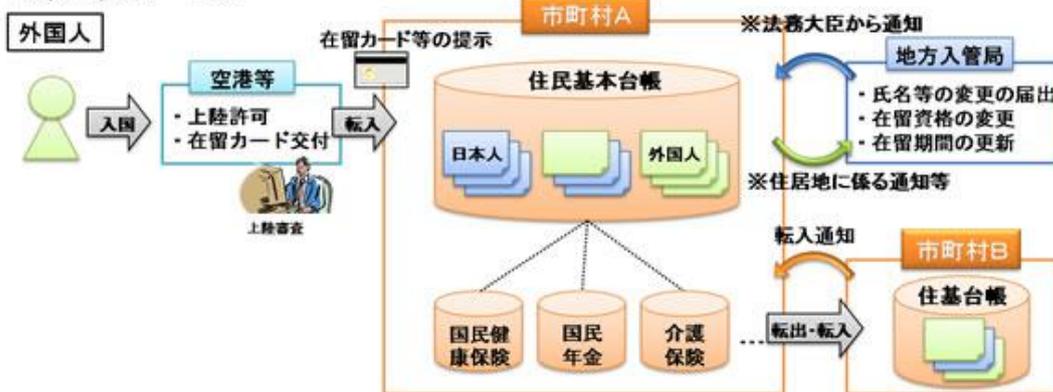
項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
収入・領収書	自治体等からの分担金収入であり、市事務に準じて入金処理されている。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	監事は他自治体職員であるが、印は個人印である。		

(5) 課題等

目的となる外国人登録事務がなくなることから、平成 24 年度中に解散予定である。繰越金は 18 万円強と少額ではあるが、残余財産は、構成市町に返還するべきと思われる。しかし、構成員が同じ同種の団体である戸籍住民基本台帳関連団体の対象事務に、法改正後の外国人関連業務が引き継がれるため、残金もこの団体に引き継がれることが総会で決定されている。資金の移動手続きは、まず、残余財産について検証を受け、総会の承認を経て、議事録作成のうえ構成市町の確認を求めると、客観性を持たせる必要がある。

(参考 総務省ホームページより 外国人登録の改正について)

《改正後イメージ》



7 市民政策局人権啓発課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の4項目である。

- (1) 人権啓発に関すること。
- (2) 人権擁護委員に関すること。
- (3) 同和対策に関すること。
- (4) 隣保館等に関すること。

当課で事務を行う団体数は、2である。

番号	類型	名称
1	ABC	部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会
2	ABC	高松市人権啓発推進協議会
3	A	高松市平和を願う市民団体協議会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

7-1 部落解放・人権政策確立要求高松市実行委員会

☆「部落解放基本法」制定実現に寄与することを目的とし、昭和61年に設立された団体であるが、会員が重複する人権関連団体も複数あり、事業を整理のうえ、他団体との統合を検討することが望まれる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	1,151	1,146	会議費	300	143
雑収入	1	0	諸集会費	80	0
			研修費	778	437
			事務費	140	133
			事業費	450	521
			予備費	2	0
繰越金	598	598	繰越金	0	510
合計	1,750	1,744	合計	1,750	1,744

毎年度、使い切る予算に対して実際の事業費は少ない。実際の予算を作成することが望ましい。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

昭和44年の同和対策事業特別措置法施行を機に、全国で同和対策事業が実施されてきたが、同和問題と対策事業の変遷のなかで、平成14年に同法は失効した。同和問題は、女性、子ども、障がい者、外国人、ハンセン病回復などに対する、全ての偏見や人権侵害と併せた人権問題として政策対象とされている。

当団体は、この中で、同和問題に特化した活動を行う団体である。人権啓発に対する市の平成23年度の事業費は94,794千円である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を行っている。年間の作業時間は40時間程度。

② 歳出

会費を負担しているが、23年度の会費負担額は市長部門40万円、市教育委員会5万円と、他の会員が法人5千円、個人1千円であるのに比べ、高額である。

(意見) 会則に定める会費は、1口につき、法人5千円、個人1千円、口数は自由とされている。市だけが多額の口数を支出する根拠は、明確にされたい。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

日本国憲法の理念にのっとり、部落問題の速やかな解決を図るための抜本的かつ総合的な「部落解放基本法」制定実現に寄与することを目的とし、昭和61年に設立された。

2) 会員

目的に賛同する111団体、2個人。

(意見) 会員となる方法について、会則には記載されていない。その他必要事項は役員会で決めるという包括規定はあるが、会則に、例えば会長の承認による、など明記した規定を入れることが望まれる。

3) 事業の内容

各種研修会への参加、啓発用配布品の作成・配布、講演会(総会時)

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

独自の活動は少なく、研修への派遣などを行っている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。ただし24年度から分離管理されている。	10	9
支払手続	領収書と一部照合したところ、一致していた。支出伺などは作成されていない。	11-14	
見積合せ	印刷を含め、見積りはとられていない。市の規定より低額のものも見積合せの実施が望まれる。	15-17	
補助金等	講演会への参加負担金がある。	次記A	
収入	領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
配布品	配布品は、会員企業に配付している。		
意思決定	配布品は、アンケート結果をもとに、役員会で決定されている。議事録はない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
予算	繰越金を含めて使い切る予算が作成されているが、実際は繰越金が残っている。予算としては不適當である。	25	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-負担金

他団体の講演会への参加負担金として、当団体から30名を購入し、会員の参加を募り、配布している。

参加チケットの半券は保管され、配布の管理は行われているが、参加したか否かのチェックなど

は実施されていない。

他の事業に比べ、参加費の総額のウエイトが高い事業となっており、参加の有無と、参加結果に対するアンケートを行い、購入数の妥当水準を検証することが望まれる。

(5) 課題等 (意見)

(意見) 当団体の独自の活動は講演会であり、支出金額の多くは研修会や大会への参加費である。団体の目的は、設立以来変更されていない。また、市の人権関連施策に関する団体として、次記団体及び人権教育課の高松市人権教育推進協議会がある。それぞれの成り立ちや目的は異なるとはいえ、実施している事業は相互に関連している。それぞれの団体の会員には重複が見られ、会費を納める会員から見ると、団体を複数にする理由や事業の実施状況を理解するにはかなりの努力が必要と思われる。本来の施策の実現以外の部分で事業を複雑にしている。実施事業を他の団体の事業と合わせて整理し、他団体との統合を検討することが望まれる。

7-2 高松市人権啓発推進協議会

☆世界人権宣言記念事業を契機に昭和59年に設立された団体であるが、会員が重複する人権関連団体も複数あり、事業を整理のうえ、他団体との統合を検討することが望まれる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	1,635	1,635	啓発活動費	959	1,036
会費	18	18	啓発活動資料作成費	760	831
雑収入	0	0	負担金	153	118
			その他	197	69
			予備費	7	0
繰越金	422	422	繰越金	0	21
合計	2,075	2,075	合計	2,075	2,075

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じであるが、人権全般を対象とする。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

出納を含めた事務全般を実施している。年間事務時間は40時間程度。

② 歳出

会費を負担しているが、23年度の会費負担額は市長部門81万円、市教育委員会15万円と、他の会員が法人1万5千円、個人1万円であるのに比べ、高額である。

また、会員のうち、市の外郭団体や関連団体、市職員で構成される団体が半数以上を占めている。

(意見) 会則に定める会費は、1口につき法人1万5千円、個人1万円で、口数は自由とされている。市だけが多額の口数を支出する根拠は、明確にされたい。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づいて、全ての差別をなくし、人権を尊重する市民意識の普及高揚を図る。

昭和58年の世界人権宣言35周年事業の実行委員会を発展継続させるために設立された。

2) 構成員

目的に賛同する高松市内の団体及び個人とされ、平成 23 年度は 44 団体、4 個人である。

(意見) 会員となる方法について、会則には記載されていない。その他必要事項は役員会で決めるという包括規定はあるが、会則に、例えば会長の承認による、など明記した規定を入れることが望まれる。

3) 事業の内容

啓発事業として、人権作品の募集・選定会・展示、つどい、街頭キャンペーンなどを実施するほか、啓発活動資料としてポスター、立看板、配布物等を作成している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

会員会費で事業費が賅われている部分もあるが、独自の事業は実施している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。ただし 24 年度から実施されている。	10	9
支払手続	領収書と照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	印刷などの見積りはとられていない。市の規定より低額のものも見積合せの実施が望まれる。	15-17	
補助金等	講演会への参加負担金がある。	次記 A	
収入	領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
配布品	配布品の入出庫管理に改善が望まれる。	次記 B	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は総会資料。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A - 負担金

前団体と同じ。

3) 意見 B- 配布品の管理

(意見) 貸出用 DVD を備えており、貸出簿は作成されている。しかし、イベントなどで配布する啓発グッズについては、配布表は作成されているが、配布目的・数量・配布先を記載する様式とし、配布時に受取サインをもらうなどの改正が望まれる。

(5) 課題等 (意見)

(意見) 市の人権関連施策に関する団体として、前記団体及び人権教育課の高松市人権教育推進協議会がある。それぞれの成り立ちや目的は異なるとはいえ、実施している事業は相互に関連したり、共同で実施されているものもある。それぞれの団体の会員には重複が見られ、会費を納める会員から見ると、団体を複数にする理由や事業の実施状況を理解するにはかなりの努力が必要と思われる。本来の施策の実現以外の部分で事業を複雑にしている。当団体は、上部団体もない市独自の団体である。実施事業を他の団体の事業と合わせて整理し、他団体との統合を検討することが望まれる。

☆ 平和記念室の開設と同時に設立され、高松市の平和啓発事業に協力するとともに、平和に関する独自の活動を行っている。23年度では、市の委託費と事業費支出の差額が繰越金となっており、委託事業の効果もやや疑問である。

団体の活動と市委託事業に関し、将来の方向を明確にし、現状を説明できる整理が行われる必要がある。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市委託料	986	1,013	事業費	1,400	423
平和募金収入	32	55	広告宣伝費	140	113
年会費収入	88	88	会議費	120	204
その他収入	20	4	その他	30	18
			予備費	418	0
繰越金	982	982	繰越金	0	1,384
合計	2,108	2,142	合計	2,108	2,142

繰越金は事業費に比べて多い。

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

非核平和都市宣言を初め、日本非核宣言自治体協議会への加入、平和記念室の開設、平和市長会議への加盟を行ってきたほか、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴えとともに市民の平和意識の啓発・普及を図る事業を行うとともに、平和記念館(仮称)の整備を進め、核兵器のない平和な社会の実現を目指すことを市の施策としている。

平和記念室閉館に伴い、関連する啓発事業を行っている人権啓発課に移管している。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

出納事務を含め、事業全般は会が行っている。市は、市の施設の会場を手配するなどの連絡事務を行っている。

② 歳出

平和映画祭、高松市戦争遺品展の2事業をそれぞれ348千円、665千円で委託している。

総収支計算資料を見ると、委託事業の収支は次のようになっている。

(単位：円)

委託費		事業費		差額	
項目	金額	項目	金額	項目	金額
高松市委託料合計	1,013,000	事業費合計額	536,241	合計額	476,759
平和映画祭	348,000	事業費	423,284		
戦争遺品展	665,000	広告宣伝費	112,957		

民間企業への委託と異なり、各団体が当番制で事業を実施するなど、事業にかかる人件費がかからないことから利益が出ているものと思われるが、受託による利益で会の他の経費を賄い、繰越金が増加している。

平成23年度の平和映画祭は、参加人数が127名であり、1人あたりコストは2,740円となっている。視聴料は無料であるが、構成団体に対して、参加動員も依頼している。効果に対して、やや高い委託費水準と言える。

市民団体に委託する委託事業とその水準設定に対する説明が不十分である。

繰越金は、将来事業のための積立であるなら、収支報告書に事業内容、将来予測費用、発生年等を明記しなければ、繰越金の水準の妥当性を説明できない。

(2) 課題等 (意見)

市の施策に関連する団体であり、活動費の多くは市に依存している。平成23年度では、委託費から余剰が発生し、繰越金とされている。平成23年度の平和映画祭は、参加人数が127名であり、1人あたりコストは2,740円となっている。市は、委託事業の成果及び委託金額についての検証をより厳格に行うことが望まれる。



(参考 写真は高松市平和を願う市民団体協議会ホームページより)

参考 高松市ホームページより [人権週間関連行事]

☆「平和と人権を守る市民のつどい」開催 主催 高松市人権啓発推進協議会

とき 平成24年12月9日(日)13:30~16:00

場所 高松市役所

内容 ・人権作品最優秀賞表彰式(ポスター、書写、作文)

幼稚園児、小学生、中学生、高校生、特別支援学校生の最優秀賞表彰式

・人権作品最優秀賞作文朗読

・フリーライター・ディレクター大橋 広宣さんによる講演

LDの挑戦!算数0点から新聞記者に

~苦手は得意でカバー 個性を伸ばして生きる~ 入場料 無料

☆人権作品展開催 主催 高松市人権教育推進協議会、高松市人権啓発推進協議会

とき・場所 平成24年12月6日(木)~11日(火)市役所1階市民ホール

平成24年12月13日(木)~16日(日)イオン香西ショッピングモール展示場

平成24年12月3日(月)~17日(月)牟礼公民館および市内コミュニティーセンター

内容 市内の保育園、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の幼児・児童生徒のポスター、書写、作文(市役所1階市民ホール、イオン香西ショッピングモール展示場、牟礼公民館および市内コミュニティーセンター)および一般の方からの人権メッセージ(市役所1階市民ホール、イオン香西ショッピングモール展示場)を展示します。

8 創造都市推進局文化・観光・スポーツ部スポーツ振興課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の3項目である。

- (1) スポーツ(学校における体育に関するものを除く。)の振興に関すること。
- (2) スポーツ団体および指導者の育成に関すること。
- (3) スポーツ施設に関すること。

事務を行う団体数は8である。

番号	類型	名称
1	ABC	高松市体育協会
2	ABC	高松市スポーツ少年団
3	AB	高松市地区体育協会連絡協議会
4	AB	高松市体力づくり市民会議
5	AB	高松市スポーツ推進委員連絡協議会
6	ABC	高松市民スポーツフェスティバル実行委員会
7	ABC	高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会
8	AB	市民登山学校
9	C	財団法人 スポーツ振興事業団

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

8-1 高松市体育協会

☆高松市内の種目別スポーツ団体で構成され、市の補助金を構成員に配分するほか、他の団体に負担金を支出している。自主事業としては、セミナーの開催や表彰を行っている。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	480	465	事業費	3,850	3,246
高松市補助金	2,565	2,520	会議費	300	219
香川県交付金	690	680	負担金	230	230
雑収入	3	124	その他	180	209
繰越金	822	822	繰越金	0	708
合計	4,560	4,611	合計	4,560	4,611

資産は、繰越金のほか基金として1,463千円を積み立てている。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①スポーツ振興

高松市では、昭和62年に「高松市民スポーツ憲章」を制定し、施設の整備・拡充と維持、スポーツ団体や指導者の育成などを行っている。スポーツ団体育成が、この団体に直接関連する施策である。

② 市の予算

23年度の予算書によると、体育振興費121,611千円のなかに、社会体育費として59,876千円が計上されている。このほか、体育施設費は657,982千円。

③ 健康増進との関連

統計によると、香川県の一日の歩行数は全国でも最下位に近いなど、日常の運動推進が必要と認識されている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納を含めた事務全般を実施している。年間の事務に要する時間は約 1040 時間とのことである。

② 歳出

補助金として、252 万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市民スポーツ憲章に則り、スポーツを普及奨励し、スポーツ精神を養うとともに、市民が生涯を通じてスポーツができるよう諸条件の整備につとめ、豊かな人生設計に寄与することを目的とし、昭和 34 年に設立された。

2) 構成員

市を単位とする種目別、その他のスポーツ団体と、賛助する団体および個人とされているが、種目別 32 団体が登録している。

3) 事業の内容

奨励費として、各構成団体に 4 万円ずつ 30 団体、3 万円を 1 団体に配布している。スポーツ少年団 36 万円を含めると、定額の奨励費・負担金は平成 23 年度で 159 万円。その他、競技力向上事業として 96 万円程度、スポーツフェスティバル負担金 10 万円など。その他、講演会、セミナーなどの開催や、HP の維持等の事業を実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市及び県からの補助金が主たる資金源であるが、各スポーツ団体が実施事業を決め、市と連携して運営されている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務関連の規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
補助金等	構成団体への補助金を支出している。	7	
見積合せ	実施されていないが、多額の支払いもない。		
収入・領収書	会費に未納はないが、領収書の連番管理などは行われていない。	18	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

(5) 課題等

当団体は、種目別の 33 団体で構成されている。事業費のうち、参加団体への定額奨励費は、活動結果は収支と合わせて報告され、奨励費を下回る事業はなかったが、1 万 5 千円の会費を払って奨励費を 4 万円もらう形になっている。やや不自然であるが、申請し、活動しなければもらえない。また、育成・強化費として、県外大会への参加費などを補助しているが、この補助対象の決定は協会で行われている。

そのほか、この項に記載する他の団体にも負担金を支出しており、団体相互間での資金や事業が入り組んでいる。

次記のスポーツ少年団は、会則上は当団体の一部であるが、独立した形で運営されているが、当団体の総会でも、スポーツ少年団の収支、活動について報告される。

8-2 高松市スポーツ少年団

☆前記体育協会の一部であるが、種目別に高松市内の各地域で組成された少年団のとりまとめ団体であり、全国組織である上位団体もある。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
登録料	1,350	1,298	事業費	1,495	1,361
県体育協会	250	250	専門委員会運営費	320	320
市体育協会	370	360	会議費	130	122
高松市負担金	61	61	通信運搬費	150	189
行事参加費	261	283	その他	210	197
雑収入	3	5	予備費	285	0
繰越金	295	295	繰越金	0	363
合計	2,590	2,552	合計	2,590	2,552

繰越金のほか、50周年記念事業特別会計として、90万円の積立金がある。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じ。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納事務等を実施している。年間の事務に要する時間は約 850 時間。

② 歳出

市からの直接の支出は負担金 61 千円。その他、市が補助金を支出する体育協会から、36 万円の補助金が支出されている。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とし、昭和 39 年に設立された。

スポーツ少年団は、高松市に独自のものではなく、日本スポーツ少年団という全国組織の公益財団法人も置かれており、全国的に運営されるものの高松市の取りまとめ団体である。

2) 会員

毎年、少年団ごとにとりまとめ、登録が更新される。平成 23 年度の登録者数は 3,921 人。

3) 事業の内容

ジュニアリーダースクール、研修会などの育成事業のほか、雪合戦や剣道交流会、子どもスポーツ教室などを開催している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

スポーツ少年団という独自の活動を行う全国団体の高松市の取りまとめ団体であり、独自に活動している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務関連の規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。照合の結果は一致していた。(次記A)	12-14	
見積合せ	実施されていないが、多額の支払いもない。		
補助金等	委員会活動費として、定額を支出している。	次記B	
収入・領収書	会員から登録料を徴収する。		次記C
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。(次記D)	20	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	次記E
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-団体に支払う事業費

構成員である少年団に、スポーツ少年団が主催する大会の運営費として、2団体にそれぞれ11万円を一括して支払っている。もともと、何らかの計算根拠はあったと思われるが、計算根拠が明確ではない。また領収書も、当団体が作成し、サインをもらっている。

支払の都度、概算でも内容を記載することが望ましい。

3) 意見B-定額の委員会費

少年団は、8つの委員会活動により事業実施され、委員会費として、定額4万円を支出している。この金額では、実際の活動費には満たないと思われるものの、委員会により活動の多寡があれば公平感には欠ける。また、少額でも補助金については報告を求めている。

(意見) 定額の委員会費についても、支出明細を徴収することが望ましい。

4) 指摘C-登録料

会員からの登録料は、会員1人当たりで金額が決められ、団体ごとに徴収して納入されている。県団体、全国団体への登録料も合わせて徴収し、当団体から上位団体へ納入している。平成23年度では、4,282千円が入金され、このうち2,985千円は県のスポーツ少年団に支払われている。県に納入した金額は、収支にも計上されておらず、また、このため、全団体から徴収が終わるまで帳簿外となっている。

(結果) 登録料の入金が帳簿外となっている。入金の総額を収入計上するべきである。

5) 意見D-備品等(共通意見20)

備品管理簿等については、他団体と同様であるが、少年団の活動のために、スポーツ用品を購入している。これらの用品は、大会や試合等で使用した後も使用可能であるので、大会後の管理者についても、購入時に記載することが望まれる。

6) 結果E-特別会計

(結果)50周年記念事業特別会計として、今年度繰出し10万円、残高90万円と記載されている。口座を分けて特別会計としているが、一般会計からの繰り出し金の合計が記載されているのみで、利息収入等計上されていない。収支の様式を整え、漏れなく計上される必要がある。

(5) 課題等

地域で活動する各種スポーツ別の少年団は、全国的に組織されている。その高松市の少年団を取りまとめる団体であるが、主催事業なども行っている。

当団体から構成団体等への支払い方法がややアバウトであるなど、管理上の改善点はある。

8-3 高松市地区体育協会連絡協議会

☆地区ごとの体育協会が構成され、ブロック大会補助や自主事業を行っている。目的不明の繰越金があるほか、事務にやや改善すべき点はある。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	525	525	事業費	732	750
会費	450	450	負担金	61	61
協力金	100	100	会議費	260	140
雑収入	1	0	その他	215	103
			予備費	165	0
繰越金	357	357	繰越金	0	377
合計	1,433	1,432	合計	1,433	1,432

繰越金のほか、基金として 1,349 千円を積み立てている。

過去からの剰余金とのことであるが、今のところ、使用する予定はないとのことである。

会費として、各地区体育協会 45 団体から 1 万円を徴収し、一方でブロック大会開催補助金として 58.2 万円を支払っている。各体育協会がブロック大会費用を負担するので、会費の払い戻しのようにも見えるが、ブロック大会補助は、人口も考慮して算出されている。

主催事業収支(単位：千円)

種目	収入	支出	収支差額	参加チーム数
第 13 回 50 歳以上ファーストピッチソフト	75	106	△ 31	15
第 34 回 さわやかママさんバレー	220	146	74	24
第 32 回 さわやかママさんソフト			1	9
第 13 回 60 歳以上ファーストピッチソフト	105	104	0	12
第 1 回 さわやかドッジ	130	227	△ 97	26
第 4 回 ダイヤゾーンボール	175	146	29	35
合計	705	729	△ 24	121

主催事業会計平成 23 年度繰越金 126 千円

収入のうち 10 万円は一般会計から。(四国コカコーラ(株)からの協賛金分)

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じ。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納を含む事務一般を実施している。年間の事務に要する時間は約 150 時間。

② 歳出

補助金として 525 千円を支出している。

(意見) 過去からの繰越金が約 140 万円残っているが、いつどのように発生したのか不明とのこと

であり、目的も特に定められていない。毎年の市の補助金を上回っている。補助金は、運営補助金であるため、本来は精算されるべきものである。当団体は、会費収入もあり、毎年継続して事業を行うことから精算されていないが、資金を多額に持つ団体に運営費を補助することは適当ではない。将来の事業計画に基づいた方針を当団体から入手し、補助金支出の可否を検討する必要がある。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市民の地域スポーツ活動の振興をはかり、明るく豊かな近隣社会の建設に資することを目的とし、昭和52年に設立された。

2) 構成員

前記の高松市体育協会が市内のスポーツ団体で構成されているのに対し、概ね小学校区ごとに置かれている地区体育協会の代表が構成員とされている。

3) 事業の内容

地区ブロック大会への補助の金額が多額であるが、参加費を徴収する5種の主催大会を実施している。そのほか、表彰なども行う。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市民の自主的な活動に補助金を拠出している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	次記A	
見積合せ	実施されていないが、多額の支払いもない。		
補助金等	ブロック大会の補助金を支出している。	次記B	
収入・領収書	会費の領収書は、連番までは付されていない。	次記C	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されず、総会資料をもって議事録としている。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-消耗品の購入

(意見) 主催事業のうち、ドッジボールなどの用具購入が行われている。これらの用品は、大会や試合等で使用した後も使用可能であるので、大会後の管理者についても、購入時に記載することが望まれる。

3) 意見B-補助金

(意見) 地区ブロック大会への補助金に対し、実績報告には監事の押印のある収支報告が添付されている。規模、参加人員等は様々であるが、1団体を除く全ての団体で収支差額がゼロである。不足分を大会開催地区などが補てんしているブロックを除くと、事務費などで調整されているものと思われ、報告内容の信ぴょう性にはやや疑問が生じる。

4) 意見 C-領収書の管理

45 団体からの会費に未収はない。領収書の連番の管理は行われていないが、会員が限定されているため、特に問題はないと思われる。

(意見) 主催事業の参加費は、対象が多く、入金管理は、市職員が収支を作成していることなどから考えると、入金管理方法について、一定以上の水準にあることを確認することが望まれる。

(5) 課題等

各自自治体にも見られる地区ごとの体育協会で構成される団体である。

市が事務を行う団体としては、管理の面でやや課題はあるが、市民生活に密着した活動をしている。より自立を求めめることも検討が必要である。

8-4 高松市体力づくり市民会議

☆17 団体で構成され、団体の歴史は古いが、独自の活動は行っていない。構成団体の入会規定は明記されておらず、市補助金と同額を構成団体に支出する団体である。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	153	153	補助金	170	170
高松市負担金	210	210	事業費	331	262
加盟金	34	34	その他	60	3
雑収入	2	0	予備費	21	2
繰越金	183	183	繰越金	0	143
合計	582	580	合計	582	580

高松市負担金、事業費の 212 千円と、繰越金のうち 68 千円はこんぴら健脚大会。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じ。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納を含む事務一般を実施している。年間の事務に要する時間は約 150 時間。

② 歳出

補助金として 153 千円、負担金として 210 千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市民の健康体力づくり運動を推進して健康福祉都市の建設を目的とし、昭和 51 年に設立された。

2) 構成員

市内における体力づくり団体及び市関係機関とされて、平成 23 年度で 17 団体。(共通意見-会則に会員の選定規定がない。)

3) 事業の内容

こんぴら健脚大会は、金毘羅に向かって各市から歩くという大会で、各市がとりまとめて参加している。団体が自主的に実施する事業はない。

市補助金と同額を構成団体に支出している。(ただし、平成 23 年度は千円を加えて支出している。)

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

構成団体の活動は不明であるが、当団体としての活動は活発とは言えない。少額補助の支出先を当団体構成団体としている現況にある。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	実施されていないが、多額の支払いもない。		
補助金等	構成団体への補助金を支出しているほか、他団体の負担金もある。		
収入・領収書	会費の領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されず、総会資料をもって議事録としている。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	次記A	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-会計年度

(意見) 会則に、会計年度の定めがない。4月1日から翌年3月31日をもって収支計算書は作成されており、規程に入れることが望まれる。

(5) 課題等

歴史は古く、また、一般市民の体力づくりは、市の施策としては重要であるが、当団体独自の活動は行われていない。

構成団体の入会規定は明記されておらず、市補助金と同額を構成団体に支出している。市から直接少額補助を支出し、支出先にも一定の基準を設け、支出の根拠を明確にする必要がある。

合わせて団体の維持についても検討が望まれる。

8-5 高松市スポーツ推進委員連絡協議会

☆スポーツ基本法に基づき、高松市が委嘱する、委員報酬の一部を会費として徴収し、研修などを行う団体であり、市の業務の一部である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
積立金	2,380	2,380	会議費	1,030	808
会費	6,240	5,568	研修費	4,004	3,605
補助金	17	17	式典費	1,280	1,220
雑収入	1	85	印刷製本費	1,252	1,652

			その他	863	678
			予備費	422	0
繰越金	213	213	繰越金		299
合計	8,851	8,263	合計	8,851	8,263

記念式典積立金のほか、研修旅行積立金等、4種の積立金会計が設けられていたが、23年度中の50周年式典終了をもって、全ての積立金を一般会計に吸収している。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じ。

スポーツ指導員数は、平成23年度で104名。高松市が支払った委員報酬は、1,846万円。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納を含む事務一般を実施している。年間の事務に要する時間は約1750時間。

② 歳出

会費で運営されている。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市スポーツ推進委員の資質の向上を図るとともに、本会委員相互および高松市との連絡を密にし、社会体育の振興に寄与することを目的とし、昭和41年に設立された。指導員制度発足にあわせて組成されたと思われる。

2) 構成員

高松市の委嘱するスポーツ推進委員全員。

3) 事業の内容

指導員研修の実施、会報の発行など。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市が委嘱する指導員に対して、市から支出する委員報酬の一部を会費として徴収し、研修等を実施しており、市の業務自体と考えられる。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	次記A	
見積合せ	実施されていないが、多額の支払いもない。		
補助金等	他団体の負担金がある。	7	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されず、総会資料をもって議事録としている。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。自己負担分が相殺表示されている。	23. 24	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-報奨金

(意見)ブロック反省会として、一律五万円を支出している。領収書は市が用意していると思われる。市の職員が行う事務としては、やや不適當である。支払の証跡を残すためにも、振込による支払いが望まれる。

(5) 課題等

法令等に基づき、市が委嘱する委員に対して研修を行う団体であり、市自体の業務に近いと思われる。

指導員の選任は、体育協会などの団体で対象者を選定し、指定された研修を受け、資格を有する者に市が委嘱を行うという方法によっている。

8-6 高松市民スポーツフェスティバル実行委員会

☆小学校区対抗競技、庵治マラソン、水泳大会、トリムの祭典などを実施する。
 ☆収入の多くを高松市負担金が占めるため、利益を享受するスポーツフェスティバルの対象競技会の決定過程は、常時説明可能な状況とされる必要がある。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市負担金	12,000	12,000	総務費	3,570	3,142
構成団体負担金	200	200	小学校区対抗競技費	8,057	7,310
参加費	3,537	3,715	スポーツ・レクリエーション費	8,455	7,527
協賛金	1,300	1,060	トリムの祭典開催費	1,900	1,409
協力金	500	500	マラソン運営費	6,035	5,614
雑収入	133	219	水泳大会運営費	520	504
			予備費	110	1
繰越金	2,522	2,522	繰越金		2,237
合計	20,192	20,216	合計	20,192	20,216

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じ。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納を含む事務一般を実施している。年間の事務に要する時間は約 3,200 時間。

② 歳出

負担金として 12 百万円を支出している。

繰越金は 2 百万円強と、やや多いが、事業が継続するため、年度初めにすぐ現金が必要となる、とのことである。

また、23 年度単年度で見ると、支出超過である。参加費も徴収していることから、不適当な水準とは思われない。とはいえ、負担金の水準を決定するにあたり、考慮に入れ、それを決定文書に記載することが望まれる。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市民スポーツフェスティバルの円滑な運営を期するため、必要な事業を行うことを目的とし、

平成7年に設立された。

2) 委員

スポーツフェスティバル関係の団体の代表、市議会、市の職員のうち、会長が委嘱するとされている。

3) 事業の内容

単一の大会ではなく、小学校区対抗競技(参加3,864名)、庵治マラソン(参加1,291名)、水泳大会(参加255名)とトリムの祭典(参加約5,500名)が主要行事である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

イベント実施のための委員会であり、市費により開催費用の多くは賄われているが、関連団体と協力して運営されている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	次記A	
見積合せ	概ね実施されている。	16. 17	
収入・領収書	会費・参加費の領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されず、総会資料をもって議事録としている。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-報奨金

(意見) 競技会の審判等の報奨金を団体毎に支払うが、その金額は、8万円から50万円とまちまちである。規模などに応じて決められているものと思われるが、決定について、根拠を記載し、議事録を残すなどにより、説明可能な状況とする必要がある。

また、領収書は市が印刷のうえ、現金を引き出し、手渡しているが、引き出し当日に領収されない場合もある。支払の証跡を残すためにも、振込による支払いが望まれる。

(5) 課題等

競技会諸雑務も市の職員が行うため、事務作業量が多い団体である。

種目、開催要領などは、団体内に必要なに応じて委員会等を置き、決定されている。

当団体の競技会となることで、高松市の支出する負担金の対象となるので、対象種目を常時再検討し、除くべきもの、入れるべきものにつき、検討した結果を保管することが望まれる。

8-7 高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会

☆高松で継続して開催される唯一のスポーツ関連国際大会とのことで、市が引きつぎ、負担金を支出している。韓国・台湾から選手を招待することもあり、参加者数に比べコストのかかる大会である。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市負担金	2,400	2,400	会場費	500	447
参加料	495	495	報償費	650	685
協賛金	290	290	宿泊費	1,800	1,236
雑収入	76	68	食糧費	320	273
			交通費	200	302
			その他	780	559
			予備費	200	0
繰越金	1,189	1,189	繰越金		940
合計	4,450	4,442	合計	4,450	4,442

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じ。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納を含む事務一般を実施している。年間の事務に要する時間は約 250 時間。

② 歳出

負担金として 240 万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高校選抜ソフトテニス国際大会の円滑な運営を期するため、必要な事業を行うことを目的としている。大会は、昭和 63 年春の瀬戸大橋架橋を記念として、朝日新聞社が主催で始まり、高松市は第 3 回から主催団体に加わった。第 10 回大会からは、韓国・台湾のチームも招待し、国際交流の場としての位置付けも加わったが、その後、冠スポンサーの撤退を受け、第 23 回大会時に実行委員会が結成され、市と共に主催となっている。

2) 委員

関係機関および関係団体の代表者又は役職員とされ、平成 23 年度は 11 名である。

3) 事業の内容

韓国、台湾、中国からも選手を招待し、毎年 2 月に高校生のソフトテニス国際大会を開催している。平成 23 年度は、中国選手が参加しなかったため、予算と乖離している。

実際の参加者は 395 名であった。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

イベント実施のための委員会であり、市費により開催費用の多くは賄われているが、関連団体と協力して運営されている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	概ね実施されている。	16.17	
収入・領収書	協賛金・参加費の領収書は、連番までは付されていない。	次記A	

備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されず、総会資料をもって議事録としている。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	次記B	
監査	監査報告書が総会資料に添付されていない。また、監査が実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-協賛金

(意見) ソフトテニス関連の企業などから、協賛金を収受しているが、役割分担が市となっている。市の職員が協賛依頼することは好ましくない。

3) 意見 B-決算承認

(意見) 大会開催が 2 月、総会は打ち合わせを兼ねて 12 月に開催されるので、決算承認は、開催後ほぼ 1 年を経過して行われることになる。

(5) 課題等

ソフトテニスの高校カップのような位置づけの大会とのことであり、隣国から選手を招待し、国際大会という位置づけとなったことから、高松市も負担金を支出し、継続している大会である。

国際大会とし、隣国から選手を招待するため、参加者人数に比べ、開催コストが高い大会になっている。ソフトテニスだけに負担金を多額に支出する理由について、明確な説明は困難である。

8-8 市民登山学校

☆市役所での授業と実技をそれぞれ毎月 1 回ずつ実施する、登山者入門教室である。毎年数十名が受講する。

☆団体規約もなく、市が実施している事業に見える。実施方法に改善が望まれる。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	-	460	報償費	-	384
登山実技剰余金	-	167	記念品費	-	101
その他	-	7	その他	-	37
繰越金	-	825	繰越金	-	937
合計	-	1,459	合計	-	1,459

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じ。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納を含む事務一般を実施している。年間の事務に要する時間は約 100 時間。

② 歳出

金銭による歳出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

歩いて山を登ることにより自らの健康を保つこと、山を通じより一層自然への関心を深め、自然

を美しく守ろうという自然保護思想の啓発、さらには正しい登山知識、技術を習熟することにより、山での事故をなくすことを目的として、昭和54年に開講されている。

2) 受講者

市の広報媒体で募集され、スポーツ振興課窓口で受け付けされている。100名を上限とし、続けて受講することはできない。毎年70名前後が申し込むとのこと。

3) 指導者

市から委託するものではなく、自主的に指導者グループが講師のローテーション、教える内容等を決め、運営している。

4) 事業の内容

毎月第一火曜日の夜に市役所で講座を開き、第三日曜日に実技を行っている。7月に開校し、1年間を講座対象期間としている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

実質的には市民が自主的に活動している現況にあるが、市の職員が事務を行い、受付も市役所で行っており、市民から見た実施主体は明確になっていない団体である。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	会則を含む諸規定はない。	30 次記A	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	概ね実施されている。	16.17	
収入・領収書	受講費・参加費の領収書は、連番までは付されていない。	次記B	
意思決定	何となく決まっている。	22	
収支計算書	事業ごとの純額で作成されている。	次記B	
監査	制度がない。	次記A	

2) 意見A-会則

(意見) 団体設立にまで至らない、市民活動としての登山学校に、市が場所や事務処理を提供しているというのが実態と思われる。市の職員が出納まで含めて事務を行っているが、会の規定がないため、担当者が自主的な判断で処理を行う。処務規程を作成し、それに従う必要がある。監事規程もないため、監査を受けていないが、チェックを会員により受ける必要があり、これも規程化が望まれる。

3) 意見B-受講料・参加費

(意見) 実技の参加費は、その都度別の口座に入金され、経費を差し引いた残高で収支計算書に記載されている。入金の管理は煩雑であり、領収書も、市の担当職員が発行している。会則がないため、収支計算書を承認したり、監査する制度もない。市の職員が行う事務としては、よって立つ根拠が少なすぎることから、担当者の責務が重すぎる状況となっており、これらを含めて会または市で処務規程を定め、複数担当とする必要がある。

(5) 課題等

(意見) 長期間運営されてくる中で、受付事務等も市が行っており、市広報にも掲載されるため、市の事業と考える市民も多いと思われる。人気のある講座であるが、何か事故があった場合の責任分担も明確ではなく、市に責任がないとも言えない。実施方法に改善が必要である。

9 創造都市推進局文化・観光・スポーツ部美術館美術課

高松市事務分掌規則には掲載されず、「高松市美術館及び美術館の管理運営を行うための組織に関する規則」に組織として美術課が記載されている。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	A・B・C	高松市美術館友の会

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

9-1 高松市美術館友の会

☆高松市美術館の利用者団体であり、会員数は200名弱(平成23年度)。事業は市の職員が実施しており、繰越金を含めた余剰金(平成23年度で260万円程度)の取り扱いが課題である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	233	184	会報費	140	77
事業収入	400	847	事業費	400	465
雑収入	2	0	その他	210	134
			予備費	2,136	0
繰越金	2,251	2,251	繰越金	0	2,607
合計	2,886	3,283	合計	2,886	3,283

繰越金は活動費に比べ高い水準であるが周年事業の実施などに使う予定とされている。繰越金も使い切る予算となっており、予備費で調整されている。(共通意見25)

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 高松市美術館

昭和58年に策定された美術館建設基本構想報告書をもとに、昭和63年2月に、旧日本銀行高松支店跡地に建設された。

施設の概要 敷地面積 4,497.24㎡ 建物延面積 15,799.48㎡(うち美術館部分9,875.80㎡)
所蔵品 1,562点(平成23年度末現在)

② 市の予算

23年度の美術館費支出額は481百万円。うち、工事請負費が169百万円。

③ 事業

常設展のほか、特別展示を年間4~5回実施している。平成23年度開催のべ日数は合計631日で、入場者数は合計で138,631人。記念講演、美術講座なども実施している。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市の職員が、職務として団体の出納を含めた事務全般を実施している。事業についても、会員の意見を聞きながら市の職員が実施する。

② 歳出

会費及び事業収入で運営されており、市からの金銭支出はない。

③ 事業

事業のうちグッズの販売は、市の臨時職員が行っている。この収入や会費によって、コンサートや美術鑑賞旅行などの事業を実施し、会員は無料または会員価格で参加できる。

ただし、平成23年度は特別展グッズに人気のあるものがあつたため、通常年より収益が大きくなったとのことで、通常年は、大きな収益源ではない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

美術に関心を持つ人々の美術鑑賞や研究調査の便宜を図り、会員相互の親睦を深めるとともに、美術館の活動を援助することを目的とし、昭和28年に設立された。

平成22年度から美術館観覧料を見直す中で、高松市美術館・塩江美術館の特別展・常設展を1年間何回でも観覧できる共通定期観覧券が発行された。これにより、従来、友の会会員は各特別展を1回は無料で観覧できていた(2回目からは2割引)特典を見直し、会費を下げた展覧会は2割引とし、その他の事業を実施している。

2) 構成員

上記目的に賛同する者で、会費を納めたものがその年度の会員となる。平成23年度の会員は199人。(一般会員193人、賛助会員6人。)

3) 事業の内容

年会費は800円(一般会員)。会報の発行、美術鑑賞旅行の実施(参加費あり)、ミュージアム・コンサートの実施、ミュージアムショップや特別展でのグッズ販売などを行っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

会費等を財源とするが、美術館職員が事業等を企画実施している。美術館という市施設の利用振興を図るための団体である。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務関連の規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されている。販売品の売上が現金保管される。		次記A
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12, 14	
見積合せ	実施されている。		
収入・領収書	領収書の連番管理などは行われていない。		
意思決定	役員会・総会により決議され、議事録も作成されているが、署名はされていない。	22	
会員証用紙	白地のものには番号は付されていない。	次記B	
販売品	在庫数量の管理は行われている。		
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。 次記C	24, 25	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 結果A-帳簿外の現金

(結果) 商品や丸亀市猪熊弦一郎現代美術館のチケットなどは、商品引き上げ時まで、売上金を現金で金庫に保管しており、それまで帳簿外の現金を保管することになり、不適當である。商品売上についても、通帳に入金することが望まれる。または、現金売上管理リストを作成し、現金として管理する必要がある。

また、在庫管理のために売上金と売上数量を封筒に記載して照合できるようにしているが、預金に入金することとすれば、別途在庫管理用の管理簿作成が必要となる。

3) 意見B-会員証

発効前の白地会員証は、まとめて印刷され、保管されている。印刷コストがかかるため、連番な

どは入っていない。在庫数は把握されているが、発行数と合わせた管理は行われていない。

(意見) 会費も 800 円と安価であるが、本来は、在庫数を数え、発行数、書き損じと合わせて在庫管理するべきである。

4) 意見 C-収支報告書

年に数回開催される鑑賞旅行は、旅行代金を預かり金として帳簿上で管理されている。

鑑賞旅行毎に、差額だけを事業費に計上しているが、参加人員により、差額はプラスになったりマイナスになったりするため、結果的に収益になることもある。このため、旅行事業収入及び旅行事業費として両建てでの計上が望ましい。(共通意見 24)

(5) 課題等

友の会は、美術館等の利用振興として、一般的によく組成される団体であるが、高松市美術館では、共通定期観覧券の発行とともに会費や特典を見直し、美術鑑賞旅行の割引、コンサート無料参加等が事業の中心となってきている。

事業費の一部は収益事業で賄われているが、収益事業は市の施設で、市の職員が実施していることから、収益事業による収益が一定金額以上になった場合、美術館の事業に使用するなどの規定の策定が望まれる。

過去からの繰越金が、200 万円強と事業費に比べ比較的多額に残っている。これは、友の会会費の余剰分とのことであるが、これも併せて美術館事業基金又は特別会計とするなどの検討が望まれる。



(友の会ふれあいコンサート)



(ギャラリートーク)

10 総務局 秘書課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の1項目である。

- (1) 秘書および渉外に関すること。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	B	香川県市長会
2	C	四国市長会(H22年度は会長 任期1年)
3	C	全国市長会(H22年度は四国支部長 任期1年)
4	C	財団法人全国市長会館(H22年度は評議員 任期1年)
5	C	財団法人日本都市センター(H22年度は理事任期2年)
6	C	社団法人全国市有物件災害共済会(H22年度は理事任期2年)

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

10-1 香川県市長会

☆県内各市で構成される団体であるが、事務局を自治会館内に設置している。高松市内のため、高松市の担当部署職員が継続して事務局次長を務めている。
☆繰越金が多額であるが、何らかの事業を行う予定とのこと。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)		支出の部(千円)	
香川県市町村振興協会助成金	4,500	会議開催経費	1,069
財団法人地域活性化センター会費相当額助成金	1,120	財団法人地域活性化センター会費	1,120
都道府県市長会助成金	620	香川県高等学校定時制通信制教育振興会負担金	350
全国市長会四国支部助成金	431	国営讃岐まんのう公園整備・利用促進協議会会費	30
その他助成金	211	讃岐三畜銘柄化推進協議会負担金	10
各市負担金	160	通信運搬費	215
謝礼金	80	旅費等	965
その他	5	事務室管理費	840
繰越金	20,643	その他経費	106
		繰越金	23,066
合計	27,771	合計	27,771

- ・収支計算に単位、対象年月日が記載されていない。(共通意見23)
- ・事業費に比べ、繰越金が多額である。

- (1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

内部管理部署である。

2) 団体への市の関与

① 事務

専従者もいるが、高松市が近いので、事務局次長を高松市が務めている。非常勤職員と合わせ、合計で950時間。

② 歳出

あらかじめ定めた方法で計算した負担費を支払うが、香川県市町村振興協会や、全国市長会からの収入で運営されるため、23年度支出額も49,900円と少額である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

県内各市の相互連絡を図り、市行財政等に関する諸般の事項を協議、研究し、市自治の発展向上を期すとともに相互の親善を図ることを目的とし、昭和39年に設立された。

2) 会員

県内の全ての市の市長。

3) 事業の内容

市長会議等の開催を行っている。会長などの役職を含め、事務も持ち回りで実施されている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市民と協働する団体ではない。

(4) 課題等

香川縣市町村振興協会、全国市長会からの都道府県市町村会助成金等で運営されており、四国市長会議、全国市長会議等への出席費用を支出するほか、各種団体への負担金も多い。特に、財団法人地域活性化センターへの負担金支出は同額が市町村振興協会から助成されるなど、やや透明性に欠ける部分もある。

繰越金も23百万円と多額であるが、何らかの事業を行う予定とのことである。

(参考 監査報告書本文とは直接関係しません。)



四国新聞 ホームページより 2012年7月5日記事

香川県市長会（会長・藤井東かがわ市長）は4日、民間住宅の耐震対策支援事業の推進など5項目の要望書を浜田恵造香川県知事に提出し、香川県に理解と支援を求めた。

要望内容は4月の市長会議で決定。この日は藤井市長ら8市の市長が香川県庁を訪れた。

主な要望は、▽小中学校への市費による教職員配置のための補助制度創設▽公共施設の耐震改修や改築に要する経費補助▽国民健康保険の持続的運営のための国庫負担割合の引き上げーなど。

民間住宅の耐震対策支援事業の推進について、知事は「耐震診断、改修の補助制度は3人に2人が知らない状況。戸別訪問など啓発活動を強化したい」と回答。教職員配置の補助制度については「特別支援教育や学校図書館教育などの充実を図るため、交付税の拡充などを国に要望している」と述べた。

香川県市長会は同日、香川県議会も訪れ、要望書を平木享議長に提出した。

11 総務局人事課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、9項目であり、団体に関連する業務は次の3業務と思われる。

- (4) 退隠料および遺族扶助料に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 職員団体に関すること。

事務を行う団体数は2である。

番号	類型	名称
1	A・B	高松市役所退職者友交会
2	A・B	高松市職員共済会
3	C	高松市職員消費生活協同組合

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

11-1 高松市役所退職者友交会

☆高松市を退職した職員の懇親等を、会員の会費により行っている。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	300	273	会議費	530	396
県連盟交付金	1,492	1,476	レクリエーション費	1,205	1,500
負担金	1,115	1,228	慶弔費	700	626
雑収入	1	14	義援金	500	500
			その他	337	276
繰越金	365	365	繰越金	0	59
合計	3,272	3,356	合計	3,272	3,356

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

内部管理業務である。退職者だけで構成される団体のため、厳密には市の業務ではない。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納、総会資料作成など約40時間。

② 歳出

市から団体への金銭による支出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市役所退職者相互の親睦と経済的向上を図るとともに、高松市政の発展に協力することとされており、昭和48年ころに組成された。

2) 会員

退職者のうち、香川県市町村職員年金連盟に加入している者及び入会希望者。平成23年度の会員は1,017名(4月1日現在)。会費は連盟加入者は連盟から年額1900円が当団体に支払われ、それ以外は1500円。(平成24年度から2000円)

3) 事業の内容

研修旅行、入湯助成券の配布、ゴルフ補助等。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市役所退職者の懇親会等を行う会であり、市民と言え市民の一部であるが、市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務関連の規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出伺は作成されていない。証憑と記帳の一部照合は一致した。	11-14	
補助金等	ゴルフ会への補助金を支出している。		
見積合せ	実施されていない。	次記A	
収入・領収書	会費に長期の未納はない。	次記B	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	次記C
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A—見積合せ

(意見) 研修旅行につき、見積合せが実施されていない。会員の希望ということであるが、市の職員が事務を行う以上、見積合せを原則とするべきである。

3) 意見B—会費

会費の納入は、専用の振込用紙で行われるが、収入チェックの手数は煩雑である。

(意見) 会則によると、会費を2年以上未納の場合、会員資格を失うとされているが、会費は少額でもあり、数年分まとめて支払う人もいるとのことで、厳密には運用されていない。会則に反する運営をする場合は、役員会等に諮ることが望まれる。

4) 結果C—会計期間

(結果) 会則には、会計年度を4月1日から翌年3月31日までとされているが、3月の途中で締められている。

会計期間の収支は、未収未払いなどとして整理し、資産負債内訳も作成し、期末日の現金預金残高と収支残高の差異が明確になるような収支計算書の作成が望まれる。

(5) 課題等

人事課の職員が事務を行う理由は明確ではないが、退職者の懇親等を目的とした団体で、相当数が入会していることから、業務の範囲内と考えられないこともない。

しかし、市の職員が事務を行うのであれば、より厳密な実施が望まれる。

11-2 高松市職員共済会

☆高松市職員の福利厚生事業として、レクリエーション事業、給付事業を行う。過去の退職給付積立金が平成23年度末で2.7億円程度残っており、健康増進事業等に使われる。

平成23年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)計算書類

一般会計

貸借対照表

資産の部(千円)		負債の部(千円)	
現金預金	11,403	未払金	3,965
貸付金	20,497	長期借入金	17,000
未収金	9,563	資本の部(千円)	
		損失補填準備金	19,509
		特別積立金	1,090
		剰余金	△101
合計	41,463	合計	41,463

損益計算書

収入の部(千円)		支出の部(千円)	
市交付金	27,316	一般管理費	2,270
掛金	27,229	共済給付	6,407
貸付手数料	226	レクリエーション費	22,237
雑収入	2,211	保険料	6,710
		保健事業費	18,495
		市返還金	967
繰越金	3	剰余金	△101
合計	56,985	合計	56,985

健康増進会計

貸借対照表

資産の部(千円)		負債の部(千円)	
現金預金	9,942	未払金	11,572
長期貸付金	17,000	資本の部(千円)	
有価証券	262,000	資本金	262,822
		損失補填準備金	1,290
		特別積立金	11,530
		剰余金	1,728
合計	288,942	合計	288,942

損益計算書

収入の部(千円)		支出の部(千円)	
受取利息	1,897	雑費	178
繰越金	9	繰越金	1,728
合計	1,906	合計	1,906

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

内部管理業務である。団体事務自体が人事課の業務である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を行う。約1500時間。

② 歳出

平成23年度は27,316千円。職員の掛金(会費)と同額を交付する。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

会員およびその親族の互助および福祉の増進をはかることを目的とする。法令に基づき、市が職員の福利厚生を行うための団体として、一般的に自治体に置かれている。平成10年ころから、地方行財政改革のなかで、退職時給付など、過剰と思われる福利厚生事業は廃止されてきている。

2) 会員

臨時等以外の高松市の職員で、平成23年度末の人数は3,584人。福利厚生の対象は家族を含む。会費は月額600円で、給与から天引きされる。

3) 事業の内容

レクリエーション事業として、①コンサート・劇やスポーツ観戦への補助3,052千円②映画鑑賞等補助8,696千円③入湯所利用助成5,734千円④体育施設利用助成4,693千円⑤宿泊利用助成2,090千円など。

給付事業は4,820千円。ドックなど保健事業は一般として18,495千円と、脳ドックなどオプション分25,843千円。

従来は貸付事業も行ってきたが、法令等に触れる可能性があるとのことで、現在は過去の貸付金の回収業務のみ行っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の職員の福利厚生を実施するための団体であり、市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	管理は市に準じて行われているが、処務規程等の作成が望まれる。	次記A	
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
資金運用	余剰資金は国債などで運用されている。	次記B	
支払手続	市に準じて実施される。		
収入・領収書	会費(掛金)は給与天引きであり、市から入金される。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。		
収支計算書	よってたつ会計基準はないが、詳細に作成されている。	次記C	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	

2) 意見A—規則

(意見) 業務は市に準じて厳格に実施されているが、処務規則を作成するか、市に準ずることを明記することが望まれる。

3) 意見B—資金運用

退職時の給付を停止し、健康増進事業等で使用していくこととしたが、平成23年度末で277百万円の「資本金」が残っている。このうち、262百万円が有価証券で運用されている。

(意見) 余剰資金の運用は、役員会等に諮り実施し、運用状況も報告する必要がある。また、手続及び投資対象などを記載した規定の策定が望まれる。

4) 意見C—計算書類

会計は、一般事業会計と、過去の退職給付事業の資金を使用する共済事業会計(健康増進事業)に区分され、それぞれ損益計算書と貸借対照表が作成されている。過去の共済掛金を元入=資本金として処理され、ここから支払われる事業費も資本の減少として処理しているが、よって立つ会計基準がない。

(意見) 協同組合又は公益法人の会計基準などに準じて処理することが望まれる。

(5) 課題等

福利厚生団体であり、市の業務として実施されている。事業内容は、各種法令の範囲で実施出来る事業のうち、職員の希望を入れて決定されている。

事業ごとの実績を見ると、予算と大きく乖離している事業も多い。乖離の理由の解明や、アンケートの実施などにより、福利厚生としてふさわしい事業のうちから、職員のニーズに合った事業を選択し、効果をあげることに、事業の選択の根拠を明確に記録することが望まれる。

11-3 高松市職員消費生活協同組合

☆高松市職員の消費生活協同組合であり、市役所内の売店や自動販売機の管理運営が主な事業である。設立当初と異なり、物資の豊富な社会情勢を受け、経営も悪化している。今後の運営について検討が望まれる。

平成 23 年計算書類(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

貸借対照表

資産の部(千円)		負債の部(千円)	
現金預金	35,370	買掛金	6,063
売掛金	4,870	その他	1,888
たな卸資産	5,652	賞与引当金	1,580
切手印紙等仮払金	4,944	未払法人税等	80
その他	847	短期リース債務	638
未収金	3,660	退職給与引当金	11,204
貸倒引当金	△ 108	長期リース債務	281
流動資産合計	55,235	負債合計	21,734
有形固定資産	4,205	純資産の部(千円)	
無形固定資産	267	出資金	3,599
関係団体出資金	248	剰余金	34,622
固定資産合計	4,720	純資産合計	38,221
合計	59,955	合計	59,955

(結果) 上記計算書類は簡略化し、合計表示しているが、元々の総代会資料のうち、貸借対照表の純資産の内訳合計「組合員資本」39,638千円と純資産の合計38,221千円は、本来同額となるはずである。当期末処理損失金709千円を組合員資本の合計から差し引きするべきところを逆に足してしまったものと思われる。単純な合計ミスであるが、基本的な表示ミスであり、管理状況には課題がある。市は総代会資料を入手しているので、基本的な事項はチェック・修正させるべきである。

損益計算書

収入の部(千円)		支出の部(千円)	
売上高	82,805	期首棚卸高	5,347
たばこ売上	11,873	仕入	72,550
映画チケット売上	17,640	たばこ仕入	10,945
クリーニング売上	923	映画チケット仕入	18,000
受取手数料	8,327	期末棚卸高	△ 5,652
雑益	8,471	販売管理費	32,117
受取利息	34	法人税等	80

貸倒引当金戻入益	16		
雑収入	2,417		
繰越剰余金	172	未処理損失金	△ 709
合計	132,678	合計	132,678

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

職員の協同組合であり、市の職員関連業務の一環と考えられている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

人事課長が事務局長を、補佐が代理を務めている。事務自体は、当団体の専従職員が行う。

② 歳出

市からの歳出はないが、前記共済会からの事務委託を行っている。このほか、売店・自動販売機等の市庁舎内への設置を許可されており、福利厚生事業として使用料は免除されている。大阪市などでは、自動販売機の設置を入札により実施したことで歳入が増加したことなどを考えると、実質的には補助をしている状態にある。また、これらの援助がなければ、経営は成り立たない状況である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とし、昭和 40 年に設立された。

2) 会員

臨時等以外の高松市の職員。職員になった時点で 1000 円を出資し、退職時に返金される。

3) 事業の内容

地下売店及び庁舎内自動販売機の管理運営、保険・住宅などの紹介・斡旋など。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の職員の消費生活協同組合であり、市民と協働する団体ではない。

(4) 課題等(意見)

設立当初は、物資も乏しく、協同組合の存在意義は高かったと思われるが、どちらかという子供給過剰となっている現在の社会情勢を受けて、当団体の経営は圧迫されている。市は、市庁舎内の当団体の店舗及び自動販売機設置につき、無償で使用させるなど、経営支援を行っている。しかし、職員のための組合という意義は薄れている。

(意見) 当団体について、今後の方針を検討することが望まれる。

12 総務局情報政策課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、4項目であり、団体に関連する業務は次の1業務と思われる。

(3) 統計調査に関すること。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市統計調査員協議会

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

12-1 高松市統計調査員協議会

☆市の業務である統計調査に従事する場合、非常勤の公務員となる統計調査員で構成される団体である。統計調査員には特に資格要件もなく、実施状況に対応した管理も行われていない。一定の水準を保てるよう、市又は当団体による、登録更新や研修義務など、何らかの対応が望まれる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	1,014	939	事業費	1,708	1,046
諸収入	1	0	その他	139	125
			予備費	1,628	-
繰越金	2,460	2,552	繰越金	-	2,320
合計	3,475	3,491	合計	3,475	3,491

資産は繰越金のみ。年間収支規模に比べ、繰越金は多い水準である。予備費として使いきる予算をたてているが、実際には繰越されている。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 統計調査

市の行う統計調査業務は、国の各省庁が行う統計のための調査であり、香川県を通して県内市町に調査が委託される。高松市に統計調査関連の条例は制定されていない。統計法及び香川県統計調査条例に基づき、事業を実施している。

② 統計調査員

統計調査員は、非常勤の公務員であり、統計調査のための調査票を配布し、統計調査の趣旨や内容などについて説明を行うとともに、記入された調査票を回収し、その点検・整理などの仕事を行う。

香川県の登録人数は、1,111人(23年度末)、そのうち高松市は368人である。

市町	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	三豊市	綾川町	三木町	合計
登録人数(人)	368	226	156	26	172	46	92	10	15	1,111

全国的には、登録者数は増加している。

年度	単位	S47	S52	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H23
登録基準人数	人	18,755	47,617	59,235	59,988	73,803	73,436	84,610	97,440	123,106

③高松市の統計調査員

高松市の登録者数は減少している。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年度末登録数(人)	429	440	447	410	408	368

平成 24 年 8 月時点の登録者の年代は次の通りで、平均年齢は 59.9 歳、平均勤続年数は 11.2 年である。

年代	80	70	60	50	40	30	20	10
人数	12	72	138	67	54	28	0	1

統計調査の都度募集することもできるが、登録制をとっている自治体が多く、登録制をとる場合は協議会が置かれるが、運営方法はまちまちである。

④ 統計調査員の登録事務

登録の条件は、特にない。年齢にも制限はないため、未成年でも登録できるし、定年もない。

高松市では、住所氏名連絡先と、世帯主、紹介者という一般的事項と、調査経験、調査希望地域、調査時の交通手段などを記載した、高松市統計調査員協議会への入会申込書を以て登録している。

登録後に特に研修も行っていない。調査の方法や、不特定の対象に調査を行うことから、安全対策などについても特に必ず行う研修はない。調査の実施ごとに説明会が行われ、手引きなどが配布される。

⑤ 統計調査の実施

統計調査を実施する都度、登録された統計調査員の中から、調査に適切と思われるものを選出し、依頼する。登録していても調査期間に都合がつかないなどで、必要数に満たない場合、登録外の市民に電話などで依頼する。平成 23 年度に行われた経済センサスの調査は、調査員 240 名に対し、非登録者は 42 名と 17.5%を占めている。

⑥ 実施後の品質管理

回収した調査用紙は、市職員がチェックするが、出来栄の非常に悪い場合には特に注意することである。また、統計調査員は、調査中は非常勤の公務員という地位を有し、戸別・事業所への訪問調査を行う。調査態度などに対するクレームも必ず寄せられるということであるが、これについては、クレームが寄せられたことを伝え、注意を喚起している。しかし、次の調査にあたり、クレームがあったことなどの理由で登録を抹消する制度はない。

⑦ 歳出

統計調査にかかる年度により、まちまちであるが、平成 23 年度の受託統計調査費は 25,380 千円。県を通じて、受託料として同等の額が歳入される。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納、総会資料作成など約 50 時間。

② 歳出

統計調査員報酬から天引きされる会費で運営されるため、市から団体への金銭による支出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市が実施する各種統計調査の円滑な事務の推進に寄与するとともに、統計実務の進歩発展に努めることを目的とし、制度発足当初から設立されている。

2) 会員

高松市に登録した統計調査員全員。会費は、報酬の 5%であり、5 年続けて業務を実施しない場合、登録は抹消される。

3) 事業の内容

研修旅行、講演会、広報誌の発行など。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の業務の一環であり、市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務関連の規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	支出伺は作成されている。証憑と記帳の一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	実施されている。	16. 17	
収入・領収書	会費は天引きなので、未収は発生しない。研修参加の自己負担分について、領収書の連番管理等は行われていない。	18 次記 A	
意思決定	事業は役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A—収入

会の事業は会費で賄われている。会費は、報酬から天引きされるため、統計調査に参加した統計調査員からしか徴収されない。

一方、自己負担はあるとはいえ、視察旅行などは会員であればだれでも参加できるので、負担と受益が乖離する可能性がある。

(5) 課題等

団体の管理方法にはやや課題があるが、収支の規模は少額の団体である。

団体の目的は、統計調査の円滑な実施である。

統計調査員は、非常勤の公務員の資格をもって調査にあたるが、資格要件もないことから、誰でも登録でき、研修については、一部調査員は、県が実施する研修を受けるものの義務付けられず、実施の事後チェックもない。

もともと、統計調査員制度自体が、善意に基づく制度であり、現在のところ、事故も起こっていないが、可能性を考えるならば、侵入しやすい住宅や、女性の一人暮らしの住宅を探すなど、統計調査員制度を悪用することも可能である。そのような事案が 1 件でもあれば、その後の調査業務に支障をきたすことになる。

また、個人情報に関する法整備以来、一般市民の個人情報に対する関心は深く、調査事務自体は困難になっている。

このような情勢のなか、当団体は、市の統計調査員関連事務の一部を担う役割を持っている。

(意見) 統計調査員の業務に対して、一定水準が保たれる管理方法を検討することが望まれる。

方法としては、例えば登録者に研修を義務付けたり、業務の成果・クレームの状況、年齢により登録の更新をしないなどが考えられる。

13 財政局市民税課

高松市事務分掌規則に記載されている4事務のうち、団体に関連する業務は「(1) 個人市民税および軽自動車税の賦課に関すること。」である。

当課で事務を行う団体数は、1である。

番号	類型	名称
1	A・B・C	香川県都市軽自動車税運営協議会

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

13-1 香川県都市軽自動車税運営協議会

☆税徴収に必要な事務を、県内市町が共同で行うために設立された団体である。
 ☆業務自体は特定の社団法人に委託せざるを得ないが、その委託契約額の積算が不明瞭なまま、平成15年から継続してほぼ同額が支払われている。
 ☆高松市が継続して事務を行っていることから、事務費が実質的に高松市の負担となっている。(年間60日程度)事務費の負担を団体に求めるなどの検討が必要と思われる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	8,326	8,326	印刷費	700	459
(うち高松市)	3,393	3,393	委託料	10,866	10,694
雑収入(注1)	1,918	1,915	その他経費	164	61
委託料	640	469	予備費	89	0
(うち高松市)	167	167	繰越金	0	429
繰越金	935	935			
合計	11,819	11,646	合計	11,819	11,646

(注1) 町からの負担金は、香川県町村会から一括して入金されるが、その金額は雑収入として計上されている。後記のように、町及び町村会が構成員でないことから雑収入としているものと思われるが、収入の性格は負担金であり、収支の状況を明瞭に表示しているとは言えない。

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の業務

① 税徴収業務

市民税課では、個人市民税の賦課を始め・法人市民税などの申告受付や、軽自動車税の賦課を行う。軽自動車税は、毎年4月1日の所有者に課される税であり、登録・廃車等の情報がなければ課税できない。市が行わなくてはならない基本業務である。

② 軽自動車税の現況

軽自動車税は、平成20年度で7.3億円、全体が660.9億円であるため、税収に占める割合は1%強である。

2) 団体への関与

① 団体関連事務

会則に、会長の属する自治体が事務局を務めるとされている。設立当初から高松市長が会長を務めているため、高松市が継続して事務を担当している。

市の職員が、職務として出納事務を含む事務一般を実施している。年間の事務に要する時間は約448時間。

② 歳出

分担金として、対象車両の登録数(交付税算定基礎)をもとにする計算方法により算出された金額を支払っている。平成23年度負担額は3,393千円である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

軽自動車税事務運営の円滑な推進を図ることを目的とし、昭和33年に設立された。

2) 構成員

県内の全ての市長および市長の指定した職員。

3) 事業の内容

軽自動車の登録は運輸局で行われる。市は、登録情報を入手しなければ、課税業務が行えない。この情報は、市町がそれぞれに入手することも考えられるが、委託先又は運輸局からの要請により、団体を構成し、そこを經由し、県内1契約としてきたらしい、とのことである。当団体は、県内市町が共同事務を行うために設立されたものである。

業務は2輪車(年額2,779千円)・4輪車(年額7,445千円)ともに社団法人全国軽自動車協会連合会香川県事務取扱所に委託している。必要な情報を得るためには、その団体と契約せざるを得ない。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

軽自動車税徴収事務の実施に必要な範囲の業務しか行わない。市の行う税徴収という事務の一部と考えられ、市民との協働団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30 次記A	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	印刷業務が随意契約となっている。市の規定より低額のものも見積合せの実施が望まれる。	15-17	
委託金	主要契約が随意契約によっている。		次記B
収入・領収書	自治体等からの分担金収入であり、市事務に準じて入金処理されている。		
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、会議録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影は他自治体の公印である。	27	

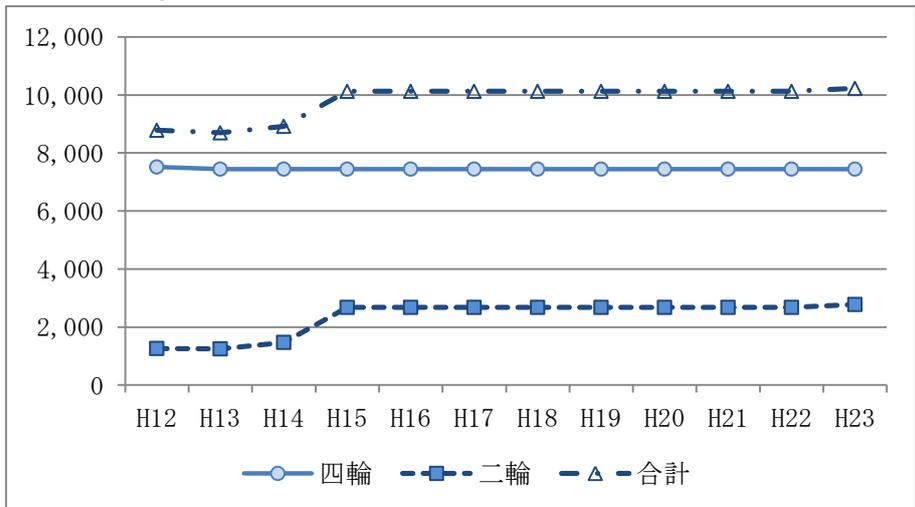
2) 意見A-会則

(意見) 県内の町は、徴収事務は行うが、会則のうえでは構成員とされていない。町で構成される香川県町村会は、構成員である市と同様の計算により、負担金を拠出し、協議会の重要事項を決定する定例会にも出席している。これらの現状を見ると、構成員と看做されている実態にあると思われる。会則を変更し、構成員に「香川県町村会の代表」等の記載を入れることが望まれる。事務を行う高松市は、会則の変更を議題として提出するべきである。

3) 結果B-委託費の水準の確認

委託費の推移は次の通りであり、平成15年から、一部業務の追加による10万円の増額を除き固

定されている。



一方、車両登録自体が減少する中でも、景気の低迷、ガソリン価格の高騰などにより、軽自動車の台数は増加している。

年度	H21	H22	H23	H24
香川県内軽自動車台数(千台)	336.5	342.9	347.5	352.4

(結果) 当団体の歳出の主要なものは、業務の委託費であるが、委託費の妥当性について検討されていなかった。

市は、平成 24 年度に過去の契約額や内容を調査している。それによると平成 14～15 年度からほぼ同額で推移しており、平成 12 年の調書を見ると、人件費が主と思われるとのことである。軽自動車の登録台数は、この間増加しているが、委託料が一定であるのは、経費が人件費であり、固定化していたためと推測される。

委託費の積算根拠を明らかにし、契約額が妥当であるかの検討をする必要がある。

(5) 課題等 (意見)

市税である軽自動車税の賦課に必要な業務を、県内市町が合同で行うための団体であり、情報を提供する国機関の要請から組成されていることから現在のスタイルで運営せざるを得ず、また、それぞれの自治体で実施するよりも、まとめて事務を行うことが効率的な面はあると思われる。

(意見) 団体にかかる年間の事務量は 60 日弱とのことであるが、この部分の人件費＝事務費は高松市の負担となる。このため、税徴収に必要な他市町のコストを高松市が負担している結果となっている。県内市町の事務を共同実施する性格の団体であることから、事務費について、事務担当自治体の負担を考慮することが合理的であるとも言える。

会則では、会長の属する自治体が事務を行う、とされている。フルコストでなくとも、事務費として、一定の額を事務担当団体に支払う、または団体に支払う負担額を軽減する、という提案を団体に行うことについて、検討が望まれる。

また、そのためにも、経済性にも考慮したうえで、事務全般が適正に行われる必要がある。

14 財政局財産活用課財産管理室

高松市事務分掌規則に記載されている事務のうち、団体に関連するものは「(8) 土地開発公社に関すること。」である。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	ABC	高松市土地開発公社

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

14-1 高松市土地開発公社

☆公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された特別法人であり、市が公共用地等を取得するにあたり、公共事業を円滑に推進するため用地を先行取得する必要から設けられている団体で、いわば市の分身ともいべきもので、事務は市の職員が兼務している。
☆外郭団体である。

損益計算書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

勘定科目略称	金額(千円)
事業収益	1,153,885
事業原価	1,153,885
事業総利益	0
一般管理費	66
事業外収益	196
経常利益	129
特別損失☆	171,885
当期損失	171,755

特別損失☆利息計算の誤り等による過年度損失金。

貸借対照表(平成24年3月31日)

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
資産の部	13,631,241	負債の部	13,718,039
流動資産	13,631,241	固定負債	13,718,039
現金及び預金	85,087	長期借入金	13,718,039
公有用地	12,112,424	資本の部	△ 86,798
代行用地	1,433,730	資本金	5,000
		欠損金	△ 91,798
資産合計	13,631,241	負債・資本合計	13,631,241

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

市の多様な資産の管理事務のなかで、高松市土地開発公社は、市の用地取得事務の一部を担う。

なお、過去の保有地売却における利息の計算誤りについて、監査委員による監査の結果、一部公社調査結果の誤りが指摘されている。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市等の事業計画に基づく公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序あ

る整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

2) 組織

高松市が100%を出捐し、役員もほとんどが市の関係者で、市と密接な関係にある。

3) 事業の内容

国庫補助を受ける事業に関しては、取得年と補助年が一致する必要があるが、用地は先行的に取得される必要があり、用地取得を機動的に行うための団体である。

他の自治体では、土地開発公社で独自の土地造成事業を行うものも見受けられるが、高松市の土地開発公社は、高松市の事業遂行上必要な用地だけを取得している。

しかし、高松市の計画自体が長期化しているものがあり、この間の金融機関からの借入利息は土地の原価に上乗せされる。もともと市の計画により取得した用地であり、協定により、この利息を加算した金額で市に買い取られる。

なお、現在、借入金については全て市からの無利子借入金となっている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

外郭団体であり、市の業務の一部を受け持っている。

(4) 過去の包括外部監査の指摘

過去の指摘の意図：現状では、人件費・家賃・光熱費等の事務費の大部分は高松市が負担しており、運転資金も不要であることから預金は不要であるが、準備金として85百万円を保有している。このうち定期預金は84百万円であり、不要の資金と思われ、高松市への借入金返済資金の一部に充てるなど、資金の有効活用が望まれる。

これに対する市の考え：公有地の拡大の推進に関する法律により、過去の剰余金は準備金として欠損金の補てんのみに充てられるもので、預金とせざるを得ない。

以上から、公有地の拡大の推進に関する法律や土地開発公社経理基準要綱により確認したところ、資本のうち、準備金の取り崩しを禁止するものであり、対応する資産を預金等で保有することまでは求めている。このため、例えば市に返済することも、預金が長期借入金という負債の減に転化するだけであり、問題はないと思われる。

なお、平成23年度決算では前記の利息計算誤りの処理により、準備金は損失金処理に充てられており監査の指摘にも対応されている状況にある。

(5) 土地原価の計算方法

長期に保有する土地のうち、玉藻公園整備事業計画の残高と、当初面積で割り振った残高とを比べると、現在の残高が極めて高い。

その理由は、毎年市が買い取る面積は一定であるが、購入金額は県費補助に合わせて調整しているためとのことである。

一覧表を閲覧したところ、土地取得に関する用地費と、用地の上で営業していたホテルやそのテナントに支払った補償金について均等の取扱いをしないことにより、調整されている。

いずれは市が買い取るため、総負担額に影響があるものではないが、買い取りがすすんだ現況では、面積あたりの残高が異常に高い金額になっている。

(平成23年度期末残高 135.99㎡に対し土地残高2,907百万円 m²単価2,137万円)

15 健康福祉局健康福祉総務課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の4項目である。

- (1) 社会福祉審議会に関すること。
- (2) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監督に関すること。
- (3) 民生委員および児童委員に関すること。
- (4) 総合福祉会館に関すること。

事務を行う団体数は2である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市民生委員児童委員連盟
2	AB	高松地区保護司会
3	C	(財)高松市福祉事業団
4	C	(福)高松市社会福祉協議会
5	C	(福)恩賜財団済生会支部 香川県済生会病院

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

15-1 高松市民生委員児童委員連盟

☆民生委員・児童委員の全員が加入する団体である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	2,535	2,535	運営費・大会費	14,869	14,300
助成金	14,476	14,542	(うち地区交付金)	11,094	11,094
(うち高松市)	11,547	11,547	調査研修費	3,902	2,646
雑	10	1	積立金	100	100
繰越金	1,870	1,934	繰越金	20	1,965
合計	18,891	19,011	合計	18,891	19,011

やや繰越金の水準が高いが、3年ごとに行われる改選時に、支出が増加するため、他の年度は少し高い水準になるとのことである。

互助会

収入		支出	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
会費	849	給付金	443
雑入	8		
繰越金	704	繰越金	1,118
合計	1,561	合計	1,561

100周年記念事業基金

科目	金額(千円)
繰入金	100
利息	0
前年度繰越金	951
合計(現在高)	1,051

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

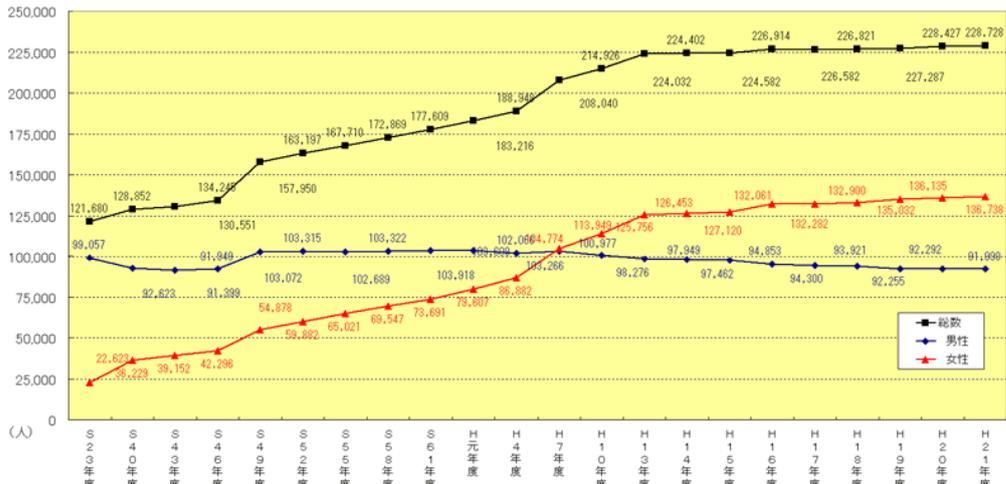
1) 市の施策

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を負い、児童委員を兼ねる。

民生委員は、市の福祉施策の実施上重要な存在であり、民生委員関連業務は市の福祉業務である。

中核市である高松市では、170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに委員を 1 人置くこととされている。高松市は、平成 23 年度末では 832 人(定数 845 人)に委嘱されており、このうち地区担当は 753 人で、平均 246 世帯に 1 人配置されている。

79 人は、地区ごとに 2 人または 3 人の、主に子どもに関する問題を専門に担当する主任児童委員として配置されている。



2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を行い、年間所要時間は約 1850 時間。ただし、平成 24 年度から、団体独自の事務員を雇用し、団体独自に行っている。

② 歳出

平成 23 年度の市からの交付金は 11,547 千円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

民生委員児童委員精神の高揚に努め、民生委員児童委員活動の推進を図ることを目的とし、昭和 41 年に設立された。

2) 会員

高松市内の民生委員・児童委員。会費は 3000 円のほか、互助会費として 1000 円。

3) 事業の内容

支出のうち金額が多額であるのは、地区民生委員協議会(40 地区)への交付であり、高松市からの負担金に相当する。(23 年度で 11,094 千円。)

団体独自の事業として、研修、大会参加補助などを行っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

民生委員への対応は、市の業務の一部であり、市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

当団体は、平成 24 年度から事務を団体独自で行うこととしているが、収支計算書、預金通帳と帳簿等の一部照合を行った。

(結果) 預金通帳と収支計算書の繰越金残高が少額であるが一致していない。期中の記帳漏れによるものである。残高の照合印はあるが、照合が形骸化している。

(意見) 負担金支出団体についても、監事監査のチェックリストを使用し、一定水準の監査が行われる体制にすることが望まれる。

当団体には、市から負担金が支出されているが、当団体からさらに地区の協議会に支出され、スルーしている。

(意見) 当団体を經由する必要性があるか、經由することで、透明性及び使途の検討水準に欠ける結果になっていないか、検討が必要である。

15-2 高松地区保護司会

☆法令に基づき高松保護区(高松市・三木町・直島町)に置かれる保護司の会であり、平成24年度の更生保護サポートセンター開設に伴い、事務も団体が行っている。保護司数は三木町と直島町を含め197名、高松市は23年度補助金2,247千円を支出している。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤・無給の公務員である。

保護司は、それぞれの保護区保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行うとされている。

高松市には更生関連の分掌はないが、社会福祉の一環として健康福祉総務課が担当している。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

平成24年度から、事務は団体が実施している。

② 歳出 平成24年度の高松市の補助金は3,209千円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

保護司法第13条に規定する保護司会として、その任務を遂行するとともに、法第1条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的とする。

2) 会員

高松保護区に配属されている保護司であり、平成23年度末現在197人(定数215人)。会費は年額6,500円で、共済会費800円と県連会費7,200円を合わせて徴収している。国から別途活動推進費として1人あたり10,500円が入金され、そのまま一律支給している。

3) 事業の内容

研修の実施、「社会を明るくする運動」強調月間関連行事の実施など。

平成24年度から、旧築地コミュニティセンター跡施設に、更生保護サポートセンターを開設し、そこを活動拠点にしている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

保護司で構成される会であり、一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 課題等

保護司法に基づく団体で、高松保護区には、三木町・直島町も含まれている。

平成24年度から、サポートセンター設置に伴い、事務局も市役所本庁舎を離れ、事務も独自に実施している。

市は補助金を支出しており、少額ではあるが、3万円などの定額で支払っている活動費の妥当性、キャンペーン配布用グッズの発注・管理方法などにつき、団体事務を継続して確認することが望まれる。

16 健康福祉局こども園運営課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、(1) 保育園(所)に関すること、の1項目であるが、従来教育委員会に属していた幼稚園についても担当している。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	AC	高松市保育研究会
2	B*	高松市立幼稚園教育研究会

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

*事務局及び事務は、幼稚園で行われている。

16-1 高松市保育研究会

☆高松市内の私立・市立の保育園(所)職員で組織され、高松市内の認可保育所の円滑な運営、会員の意識高揚と資質の向上を図る団体である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	2,500	2,668	研究費	4,229	4,443
高松市補助金	1,999	1,999	保育まつり事業費	330	351
その他補助金等	214	224	会議費	100	71
雑	1	10	その他	60	25
繰越金	5	5	繰越金	0	17
合計	4,719	4,906	合計	4,719	4,907

☆次年度繰越金16,555円が、会の収支計算書上は雑費とされている。補助金を精算するのでなければ、支出ではないので、繰越金とするべきである。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

高松市の保育は、入園の割振りや保育料の設定、収納などを行う市の業務である。保育園(所)の運営自体は、市立の保育園(所)だけを行っている。

平成23年度の保育園(所)数は、市立37、私立36であり、平成24年4月1日現在の入所児童数は8,507人(広域入所含む)、年間保育園(所)費は9,146百万円。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

補助金の審査のみ。

② 歳出

市から団体への金銭による支出は保育士研修会として1,589千円など、合計1,999千円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市認可保育園(所)運営についての連絡協議、会員の意識高揚と資質の向上を図ることを目的とし、昭和35年に組成された。

2) 会員

高松市内認可保育園(所)のうち、高松市保育研究会に加入している保育園(所)の関係職員。

3) 事業の内容

各種研修会の開催が主な事業であり、保育まつりなども実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

一般的な意味で市民と協働する団体ではないが、保育という公的な事業を実施する市と現場を担う事業者が協働しており、団体は独自に活動している。

16-2 高松市立幼稚園教育研究会

☆高松市立幼稚園(国立を含む)に勤務する園長並びに教員で組織され、幼稚園教育に関する研究活動を通じて幼稚園教育の振興を図る。

平成 23, 24 年度収支予算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 25 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	23	24	科目	23	24
会費	307	335	香幼研 会費	453	488
補助金	269	290	市幼研 研修費	45	48
			その他	86	97
繰越金	8	8	繰越金	0	0
合計	584	633		584	633

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

幼稚園については、市は市立の幼稚園を運営するが、市内の私立幼稚園は香川県の所管である。市立幼稚園は 30 園、23 年度幼稚園費は 1,886 百万円。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

補助金の審査のみ。

② 歳出

市から団体への金銭による支出は補助金として平成 23 年度は 269 千円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

幼稚園教育に関する研究活動を通じて、幼稚園教育の振興を図ることを目的とし、昭和 44 年に設立された。

2) 会員

高松市立幼稚園(国立を含む)に勤務する園長並びに教員。

3) 事業の内容

幼稚園教育に関する研究活動や各種研修会の開催が主な事業である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

幼稚園教員も、市の職員であり、一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 課題等(1,2 団体共通)

高松市は、機構改革により、従来福祉として実施されていた保育園(所)と、教育委員会で運営されていた幼稚園をともにこども園運営課で運営管理することとなった。

幼稚園の教員と、保育園(所)の保育士は、両方の資格を持つ職員も多いとのことであるが、別の職種として採用され、給与体系も異なり、交流人事も少ない。

研究組織の違いから、共同事業や統合については、現在のところは困難であるとしても、今後の検討が望まれる。

17 健康福祉局障がい福祉課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の5業務である。

- (1) 身体障害者福祉に関すること。
- (2) 知的障害者福祉に関すること。
- (3) 精神障害者福祉に関すること。
- (4) 福祉医療(障害者医療に限る。)に関すること。
- (5) その他障害者福祉に関すること。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	B	高松市障害者を守る会
2	C	社会福祉法人香川県共同募金会
3	C	香川県肢体不自由児協会
4	C	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

17-1 高松市障害者を守る会

☆高松市の補助金だけで事業を実施しているが、事務も市の職員が行い、委員の選任も市が行っている。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	6,398	5,962	会議費	3	3
雑収入	0	0	啓発費	599	557
			事業費	5,797	5,402
合計	6,398	5,962	合計	6,398	5,962

補助金だけで運営されているため、毎年精算され、繰越金はゼロになる。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

障がい者に対する施策の多くは市を経由して提供される。障害者基本法および障害者自立支援法に基づき、平成24年3月に、従来からの2計画を統合し、「たかまつ障がい者プラン」を策定している。

高松市の障害者数は、身体20,572人、知的2,564人、精神1,693人(平成23年度)

23年度の障害者福祉費支出額は7,262百万円。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納、総会資料作成など。

② 歳出

補助金5,962千円。(平成23年度)

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

心身に障害のある児童および者の福祉に関する市民意識の高揚と障害者の生活環境の整備促進につとめ、障害者の福祉の向上をはかることを目的とし、昭和50年に組成された。

2) 委員

関係行政機関の職員、障害者関係施設団体の役職員及び学識経験者とされているが、選任規程はなく、市の担当部署が案を作成し、守る会会合で承認しているものと思われる。

3) 事業の内容

施設見学(レオマワールド)、街頭キャンペーン、福祉のつどい、障害児作品展。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

障がい関連の啓発活動に関し、関連団体と市が協働する団体である。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務関連の規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	次記A
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出伺は作成されている。証憑と記帳の一部照合は一致した。	12-14	
委託	補助事業は主として委託により実施されている。		
見積合せ	実施されている。	16. 17	
収支計算書	利息計上がずれている。期間の記載が望まれる。	23	
意思決定	総会により決議されているが、議事録は作成されていない。	22	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 結果 A-会則

(結果) 会則に会計期間が記載されていない。

(5) 課題等

障害者を守る会として活動しているが、活動費の全ては市の補助金であり、補助金の出し手が補助事業の事務も行う現況にはある。

事業の内容は、守る会の会合で決定され、実施にも守る会の構成員の協力が不可欠である事業が多い。事務についても、自主化を目指すことが望まれる。

四国新聞ホームページより 2012年10月3日

高松市障害者を守る会(河田澄会長)は1日、高松丸亀町商店街の丸亀町グリーンで街頭キャンペーンを行い、障害児福祉への理解や支援を呼び掛けた。

キャンペーンは、市が定めた「障害児を守る日」(1日)に合わせて毎年実施。今年は、同会の委員や関係者ら約100人が参加した。

参加者は、障害児らが作った携帯ストラップやマスコットのほか、1日に施行となった障害者虐待防止法の啓発冊子など500セットを買い物客らに手渡した。

また、特設ステージでは市役所吹奏楽団が「勇気100%」や「ヘビーローテーション」などの人気曲を演奏し、買い物客らの関心を集めていた。

18 健康福祉局保健所生活衛生課

高松市事務分掌規則に記載されている8事務のうち、団体に関連する業務は、(6) 食品衛生に関すること。であり、事務を行う団体はない。

番号	類型	名称
1	A	香川県高松地区食品衛生協会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

当団体は、高松市保健所内で、社団法人香川県食品衛生協会の高松支部として活動している。高松市は、保健所の窓口事務の一部を直接この団体に委託している。

(①委託料：平成23年度476千円)

なお、社団法人香川県食品衛生協会には、講習会等の事務を委託している。

(②委託料：平成23年度2,168千円)

高松市保健所は中核市への移行に伴い、香川県から移譲された事務を行っている施設である。

それぞれの委託契約を閲覧したところ、①は、受付事務1件に関して単価が定められ、事務件数に応じて支払われている。単価は、当初話し合いで定められ、その後変更されていないとのことである。窓口には団体職員3名が配置され、この事務を行っている。

②についても、講師料等の単価が定められ、実績に応じて支払われている。

それぞれの単価に異常なものはない。

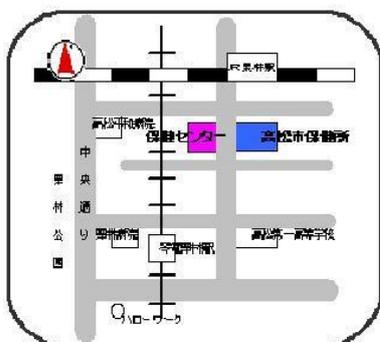
事業完了後の精算のための実績表を閲覧すると、印刷費も単価で見積りされている。実績を見ると、予定単価よりも安く精算されている。

また、バス借り上げ費用なども含まれている。

(意見) 実費で精算される委託であり、委託先が見積合せを実施していることの確認が望まれる。



〔保健所周辺地図〕



参考 高松市保健所（保健所ホームページより）

19 健康福祉局保健所保健センター

高松市事務分掌規則に記載されている 13 事務のうち、団体に関連する業務は、「(5) 食育に関すること。(9) 地区保健活動に関すること。(13) その他健康づくりの推進に関すること。」と思われる。

事務を行う団体数は 2 である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市保健委員会連絡協議会
2	AB	高松市食生活改善推進協議会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

19-1 高松市保健委員会連絡協議会

☆高松市内の地区ごとの保健委員会の連絡会議。健やか高松 21 という計画の実施も担っている。同計画の数値目標のうち、関連する部分を明確にすることなどが望まれる。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 28 日至平成 24 年 5 月 7 日*)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	2,000	2,000	会議費	150	167
香川県補助金	0	223	事業活動費	1,825	1,971
雑収入	100	100	うち保健委員会だより	1,000	918
			うち健康づくり・献血啓発	530	772
			その他	162	160
繰越金	37	37	繰越金		63
合計	2,137	2,360	合計	2,137	2,360

*総会から総会までの間を会計期間としている。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 健康づくり

高松市では、全ての市民が健やかで、心豊かに暮らすことのできる活力ある社会とすることを目標とし、平成 14 年 3 月に「健やか高松 21」を策定している。この計画は、国が策定した「健康日本 21」の地方計画であり、こころの豊かさ、運動など、8 つの生活習慣項目ごとに実践目標と数値目標を示したものである。

② 指標

香川県では、糖尿病罹患率が高いこと、またその要因であると思われる、歩行数が少ないこと(歩かん県)、野菜の摂取量が少ないことを改善するべく、平成 24 年度からプロジェクトを立ち上げて対応している。

この傾向は、高松市でも同様である。健やか高松 21 の中間評価を見ると、野菜摂取量は基準値 283.8g、目標 350g 以上に対し 214g とむしろ低下、歩行数は、概ね改善されているものの、高齢の女性では減少している。全般的には向上している項目が多いものの、地域特性に対応した施策は十分でない可能性がある。

③ 歳出

高松市のまちづくりの目標「3 健やかにいきいきと暮らせるまち」には、健やかに暮らせる健康づくりという項目があり、23 年度のこの項目の歳出額は 2,814 百万円である。

④ 保健委員会と市の施策

保健委員会は、自主的に地域で組成された団体であり、地域で主体的な健康づくり活動を行い、健やか高松 21 の実践も担っている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務、連絡調整、資料作成などを職員が行っている。年間約 350 時間。

② 歳出

市からは、補助金として平成 23 年度で 200 万円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

地区保健委員会相互の連絡調整を図るとともに、地域に密着したきめ細やかな保健・献血活動を積極的に推進することを目的とし、昭和 58 年に設立された。

2) 会員

44 地区の保健委員会の会長である。

3) 事業の内容

5 つのブロックに分かれ、ブロックごとに研修会などの事業を行うほか、保健委員会だよりの発行、高松市民健康の日(9 月第一日曜日)や高松市民献血の日(毎月第一土曜日)の行事などを行っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市民の自主的な活動に対し、市が補助を行っている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務関連の規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	次記 A
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	支出伺の一部は作成されていない。証憑と記帳の一部照合は一致した。	11-14	
補助金等	ブロック活動費としてブロック代表者に定額を支出しているが、年額 1000 円と少額である。		
見積合せ	実施されていない。印刷などは数十万円の契約であり、見積合せの実施が望まれる。	15-17	
収入・領収書	保健委員会だよりへの広告協賛金は、保健委員会連絡協議会の役員が協賛団体や企業に依頼し振り込みにより収入している。領収書の連番管理等は行っていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録の一部は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 結果 A—会計年度

(結果) 会則に会計年度の定めがなく、総会から総会の間を会計期間としている。

このため、決算処理が極めてタイトになっている。3 月末日を期日とする 1 年を会計年度と定めるなど、会則の改定が望まれる。

(5) 課題等

自主的に地域に根差した活動をしている保健委員会の連絡協議会であり、相互の情報交換や共同事業を行っている。

高松市は健やか高松 21 で、指標目標を掲げており、戦略的にこれを改善するための施策の分担を行うなかで、保健委員会の位置づけを把握する必要がある。また、長期間継続する事業が慣習的になっていないか、検討が望まれる。

19-2 高松市食生活改善推進協議会

☆高松市事業のヘルスマイト養成講座を修了し、会費を納めた者により構成され、講習会などを実施している。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	392	377	食生活改善講習会費	2,317	2,035
高松市委託金	1,200	1,200	研修費	480	435
助成金	263	286	旅費	360	279
雑収入	1,391	1,105	その他	264	246
繰越金	175	175	繰越金	0	148
合計	3,421	3,143	合計	3,421	3,143

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①②③前団体と同じ。

④当団体と市の施策

市の施策として、ヘルスマイト養成講座を実施しており、当団体は、その修了者のうち、会費を納めた会員を中心に、市の委託を受けて、食生活の改善活動としての講習会などの活動としている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を行う。約 1000 時間。

② 歳出

平成 23 年度は委託費として 1,200 千円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市民の栄養および食生活改善の普及指導と地区の自主的活動を活発にすることにより、疾病を予防し、市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とし、平成 2 年に設立された。

2) 会員

市の実施するヘルスマイト養成講座を修了した者のうち、年会費を納めた者。平成 23 年度は 538 人。会費は年額 700 円。

3) 事業の内容

高松市から親子の楽しいクッキング教室など 3 事業(平成 23 年度参加人員 2,742 人)を受託しているほか、健康づくりに関連した講習会の開催を主事業としている。

市事業を含む講習会の会計処理は、担当する会員が材料費等支出の領収書、参加者の数と参加費

のデータを添付した実施報告を、市の担当者がチェックし、支払っている。

高松市からの委託部分については、委託事業の検収と同義であるが、支払手続きまで担当者が行うことになる。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の施策の一部を受託し、分担するほか、自主的な活動も行っている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	管理は市に準じて行われているが、処務規程等の作成が望まれる。	30 次記A	
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	市に準じて実施される。		
記帳	市の職員が受託事業の中の一部の事業についてエクセルで表を作成している。団体会計担当者が手書きで帳簿に転記している。	次記B	
収入・領収書	会費は、地区ごとにまとめて入金される。領収書は連番管理まで行われていない。講習会の参加費は、プリントアウトの領収書を発行している。	18	
意思決定	役員会・総会により決議されており、議事録は作成されているが、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けていない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書は作成されているが、実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	

2) 意見A—役員選任

(意見) 会則には、会員の認定、会費、理事の選任に関する明確な規定はない。

会員は、ヘルスマイト養成講座修了者及び食生活改善に熱意ある者とされているが、例えば「～のうち、会長が認める者で会費を納めたもの」など、実態に合わせた具体的な記載が望ましい。また、理事の中から役員を互選により選出し、総会の了承を得るとされているが、理事の選任規定がない。理事を総会で選任し、理事相互で役職を選任するなど、会則の改定が望まれる。

3) 意見B—記帳

市の職員が出納事務を行い、受託事業のうち、一部の事業について、エクセルで整理されている出納記録を作成している。団体会計担当者が、手書きで転記・記帳している。

(意見) 記帳処理の一部が二度手間になっており、プリントアウトした収支記録を証憑で確認することで足りると思われる。また、監事の業務とも重複しており、役割の整理が望まれる。

(5) 課題等

市の業務の一部を担当している。委託事業である料理教室の実施報告を見ると、委託費は材料費と参加収入の差額を埋めるための支出であり、講師を務めるヘルスマイトも、一般参加者の半額を参加費として納入している。委託業務とされているが、補助金に近い委託費となっている。

健やか高松21の指標を見ると、野菜の消費量は、平成19年の中間評価でも、却って悪化している項目である。

委託事業の内容や水準を決定するうえで、当団体の事業の位置づけを明確にすることが望まれる。

20 健康福祉局保健所地域包括支援センター

高松市の事務分掌規則に記載されている事務は、3であり、そのうち「(1) 包括的支援事業に関すること。」及び「(3) 介護予防(保健センターの所管する事業に関するものを除く。)に関すること。」が、当団体に関連する事務であると思われる。

事務を行う団体数は2である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会
2	AB	高松市指定通所介護事業者連絡協議会

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

20-1 高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会

☆高松市内で介護保険の居宅介護支援事業を行う事業者のうち、希望者が入会し、研修などを行うほか、高松市との連携を図る。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	564	576	事務費	51	40
雑収入	0	49	事業費	703	463
			予備費	148	0
繰越金	338	338	繰越金	0	460
合計	902	963	合計	902	963

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

介護保険は平成12年に制度化された市の実施する業務である。介護保険は特別会計として運用される。

介護保険特別会計23年度歳出総額は30,125百万円。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含み、連絡調整、総会資料等作成など約290時間。

② 歳出

市も会員として会費を負担する以外は、金銭による支出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

会員相互間および高松市地域包括支援センターとの連携を図り、利用者に最も適切なサービスが提供できるよう情報の共有化を図るとともに、会員間の交流、学習、研修等を通じ、介護サービス事業の発展及び良質かつ適切なサービスの提供を目指し、質の高いケアマネジメントの提供を図ることを目的とするとされている。居宅介護支援事業所は、介護保険の施行前から運営されており、この団体は、平成12年に組成された。

2) 会員

高松市内で居宅介護支援事業所を有する事業者のうち、目的に賛同する者とされている。会費は4000円、平成23年度会員数は144者。

3) 事業の内容

各種研修会の開催が主な事業である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

一般的な意味で市民と協働する団体ではないが、介護という公的な事業を実施する市と現場を担う事業者が協働している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務規程等の作成が望まれる。	30 次記A	
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	支出伺は作成されている。証憑と記帳の一部照合は一致した。		
見積合せ	多額の支出はない。		
収入・領収書	会費に未納はない。領収書は宛名を入れたプリントアウトで作成され、半券が保管されるほか、集金結果と照合されている。		
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-事務局及び会員

(意見) 会則第2条には、事務局を会長の事業所内に置くとされている。出納等の事務は高松市職員が行っており、地域包括支援センターに事務局が置かれている状態と言える。また、会員についても、高松市内に事業所を有する事業者とされており、希望により入会する実態を反映していない。

特に不都合は生じていないものの、会則は会の運営の基本であり、実態に合った形に変更が望まれ、「事務局を会長の事業所に置くことを原則とする」、会員については、「高松市内に事業所を有する居宅介護支援事業者のうち、第3条の目的に賛同し、会費を納入する者」、等への変更が望まれる。

(5) 課題等

介護保険の居宅介護支援事業を行う事業者の団体であり、自主的に研修事業を行っている。市との共催によるものもある。

研修は、同団体の補助組織である研修委員会企画運営チーム会議において、その都度企画されており、好評であるとのことである。会員数及び参加者事業者数も一定水準に達しているが、市によると、日程が決まっているので、参加したくとも参加できない事業者があるとのことであり、会員間の公平を考えると、実施した研修を無形の資産として蓄積し、参加できなかった事業者にも提供できるような体制づくりが望まれる。

20-2 高松市指定通所介護事業者連絡協議会

☆高松市内で介護保険の通所介護事業を行う事業者のうち、希望者が入会し、研修などを行うほか、高松市との連携を図る。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	288	321	事務費	67	37
雑収入	0	0	事業費	365	216
			予備費	115	0

繰越金	259	259	繰越金	0	328
合計	547	580	合計	547	580

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

- 1) 市の施策
前団体と同じ。
- 2) 団体への市の関与
 - ① 団体関連事務
出納を含み、連絡調整、総会資料等作成など約 400 時間。
 - ② 歳出
市から団体への金銭による支出はない。

(2) 団体の概要

- 1) 目的・経緯
会員相互間および高松市等関係機関との連携を図り、介護サービス事業の発展および良質なサービスの提供を図ることを目的とするとされており、平成 17 年に組成された。
- 2) 会員
高松市内で通所介護事業所を有する事業者のうち、目的に賛同する者とされている。会費は 3000 円、平成 23 年度会員数は 107 者。
- 3) 事業の内容
各種研修会の開催が主な事業である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

一般的な意味で市民と協働する団体ではないが、介護という公的な事業を実施する市と現場を担う事業者が協働している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	支出届は作成されている。証憑と記帳の一部照合は一致した。		
見積合せ	多額の支出はない。		
収入・領収書	会費に未納はない。領収書は宛名を入れたプリントアウトで作成され、半券が保管されるほか、集金結果と照合されている。		
意思決定	役員会・総会により決議されているが、議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

(5) 課題等

介護保険の通所介護事業を行う事業者の団体であり、自主的に研修事業を行っている。市との共催によるものもある。

その他前団体と同じ。

21 環境局環境総務課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の4項目である。

- (1) 環境に関する総合的施策の企画および調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理に係る施策の企画および調整に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (4) 地球温暖化対策に関すること。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市衛生組合連合会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

21-1 高松市衛生組合連合会

☆高松市内の衛生組合 46 団体の連合会であり、地区への助成や活動保険など、市の補助を当団体を通じて実施している。
 ☆他団体の解散時の精算金約 823 千円が入金され、繰越されている。用途は当団体の目的に沿ったものとして指定されている。具体的な事業は未策定である。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	2,260	2,103	調査研究費	2,120	1,347
高松市補助金	5,532	5,469	指導費	1,634	1,035
雑収入	1	0	地区助成金	2,600	2,100
広告料	250	240	保険料	2,007	2,005
			その他	2,463	1,137
繰越金	2,781	2,781	繰越金	0	2,970
合計	10,824	10,594	合計	10,824	10,594

繰越金が多い要因の1つは、平成 22 年度に、県の団体を精算した分配金 823 千円を受け入れたためであり、用途は当団体の目的に沿ったものと指定されている。具体的な事業計画は今後策定予定とのことである。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 環境保護

生活環境の整備、中でもごみ処理は市の業務であるが、高松市では環境の保全および創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的とする環境基本条例を定め、市の責務を、「基本理念にのっとり、環境の保全および創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、およびこれを実施する」こととしている。

これに基づき、環境基本計画を策定している。

② 歳出

平成 23 年主要施策概要によると、「人と環境にやさしい安全で住みよいまち」のうち環境保全活動の推進として 255,960 千円が支出されている。

③ 衛生組合との関連

昭和 33 年当時のごみの回収は、屋外のゴミ箱に直接ごみを投入し、それを市が回収するという方法であり、ネズミ・うじ虫などの害虫や、悪臭も発生する環境の中で、衛生活動を行う団体として、

地区ごとに衛生組合が組成された。ごみステーションの運営を行う地区もある。旧高松市以外にはなかったため、合併後組成してもらっている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を行い、年間所要時間は約700時間。ただし、平成23年初旬からは、団体の事務員を雇用し、団体で独自に行い、市の職員が補助している。

② 歳出

補助金として5項目5,469千円。うち、実費精算でないものは、地区衛生組合協議会運営補助金2,938千円(117,522世帯×25円)、クリーン高松推進事業啓発活動補助金528千円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市民保健の増進と、環境衛生の向上を強力に推進することを目的とし、昭和33年に設立された。

2) 会員

高松市内の衛生組合46団体。世帯あたり25円を高松市から運営補助金として受け入れているが、各地区衛生組合は世帯あたり15円を負担金として当団体に納付している。

3) 事業の内容

支出のうち金額が多額であるのは、地区清掃活動などへの補助金交付(5万円36地区、10万円3地区)、衛生だよりの発行1,035千円、視察旅行1,309千円など。視察旅行は1人当たり1万円合計34万円を負担金として受け入れている。

そのほか、表彰なども行っている。

4) 補助金の管理

(意見) 地区の清掃活動に対し、一律5万円の補助金を支出し、実施報告も徴収しているが、5万円ちょうどの収支が記載されているものがある。

事業に比べ、少額であるため、余剰が出ることはないと思われ、他団体では、不足分を団体負担金として計上されている。収支の実態を確認することが望まれる。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

高松市の衛生業務に関連する、住民の活動に補助金を、当団体を通じて支出している。

(4) 課題等

地区ごとの組合からの負担金と、高松市からの補助金で運営されている。

活動内容は、自主的に決められているが、地区への補助金は当団体を通して支払う形になっている。その他、地区のごみステーション管理に関する保険も、当団体を通じて市が負担している。

県の管理する団体の解散時精算金約823千円が入金されていることもあり、繰越金が事業費に比べ比較的多額である。事業計画の策定を早急に行うことが望まれる。

22 環境局環境保全推進課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の3項目である。

- (1) 環境保全の企画および連絡調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物(し尿を除く。)の減量および資源化に関すること。
- (3) 環境美化に関すること。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	ABC	高松市環境美化都市推進会議

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

22-1 高松市環境美化都市推進会議

☆昭和54年の環境美化都市宣言を受けて組成された、高松市長を会長とする委員会である。民間からの協賛金事業と市の補助事業を実施している。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	2,550	2,550	啓発費	3,872	3,882
協賛金(5万円×24口)	1,000	1,200	うち協賛金事業		1,211
雑収入	0	0	うち喫煙禁止区域周知啓発事業		1,340
			その他	11	4
繰越金	333	333	繰越金	0	196
合計	3,883	4,083	合計	3,883	4,083

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 環境美化

都市環境の整備と生活環境の美化向上の課題に対し、「私たちのまちは私たちの手で美しく」という自治と連帯に根差した市民の自発的なまちづくり運動が不可欠であることから、昭和54年9月に環境美化都市宣言を行った。これを受け、同年11月に市民・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市会議」を設立し、「環境美化都市・高松」の実現を目標に、多くの市民団体や企業等の参加のもと、全市的に環境美化に取り組まれている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

会則にも高松市が事務を行うとされ、市職員が出納を含め、各種事務を行っている。

② 歳出

平成23年度の高松市からの補助金は2,550千円。高松市長が会長のため、受け手と出し手が同一となっている。(共通意見8)

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市民一人一人の郷土愛と、「私たちのまちは私たちの手で」という自治と連携の精神に根差す、清潔で美しいまちづくり運動の輪を広げ、「環境美化都市」を目指す。

これは環境美化都市宣言の文言であり、これを目的として昭和54年に組成された。

2) 会員

民間団体、市議会、高松市で構成される。会長は高松市長。

3) 事業の内容

支出額が多いのは、啓発事業として、喫煙禁止区域周知啓発事業 1,340 千円、環境美化啓発物品制作事業 1,211 千円など。物品制作事業は、民間からの協賛金で実施される。

支出額は少ないが、表彰事業も行っている。

- (3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断
事業の実施には構成団体の協力が必要である。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30 次記 A	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	証憑は支出何に添付されている。一部抽出照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	見積合せは行われている。	16. 17	
収入・領収書	協賛金の依頼・集金は高松市職員が行っている。	19	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
配布品	配布品の入出庫管理が十分に行われていない。	21	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	次記 B	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A—委員

(意見) 構成員の要件は記載されているが、選定方法が記載されていない。

現況を反映し、会の趣旨に賛同する者で、会長が承認する者、のような記載が望まれる。

3) 意見 B—協賛金の募集

(意見) 取引数が少ないため、通帳から直接集計して収支計算書を作成しているが、支出一覧を作成の上、科目を割り振り集計することが望ましい。

(5) 課題等

昭和 54 年の環境美化都市宣言を受けて設立された委員会であり、会の事業として、「きれいなまちづくり」と「緑のまちづくり」が会則に掲げられている。

その後、高松市も別途環境基本計画を策定している。当団体は、高松市長を会長とし、受け入れた協賛金や、構成団体の協力のもとに、環境美化に関する事業を実施している。

23 創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課

高松市事務分掌規則に記載されている 12 事務のうち、団体関連業務は、次の 4 項目である。

- (1) 観光の誘致宣伝に関すること。
- (2) 観光の調査開発に関すること。
- (3) シティプロモーションの推進に関すること。
- (4) 国際および国内交流ならびに都市提携に関すること。

当課で事務を行う団体数は、5 である。

番号	類型	名称
1	B	高松まつり振興会
2	AB	高松秋のまつり仏生山大名行列推進委員会
3	AB	源平屋島地域運営協議会
4	AB	高松まちかど漫遊帖実行委員会
5	AB	高松市ボランティアガイド協会
6	C	(公財)高松観光コンベンション・ビューロー

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

23-1 高松まつり振興会

☆毎年夏に開かれる高松まつり実施のための団体である。事業費の多くは市の補助金であるが、開催に必要な関係諸団体により構成される。
 ☆事業費のうち、55 百万円弱を同一業者への委託によっている。価格の妥当性などについては、十分に検討する必要がある。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金補助金等	47,112	47,112	開催式典お祭り広場費	1,949	1,700
うち高松市補助金	41,060	41,060	花火大会費	1,831	516
広告収入	9,300	8,868	総踊り費	833	220
寄付金	450	360	広告宣伝費	699	653
雑収入	3,350	3,383	業務委託費	54,796	54,554
			その他	957	913
繰越金	853	854	繰越金	0	2,020
合計	61,065	60,576	合計	61,065	60,576

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 概要

総合計画に掲げられた「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」を積極的に PR し、観光客の増加をめざす。このためには地域ごとの観光資源をもとに、「体験・まちあるき型観光」に取り組み、また観光イベントの振興などによりイメージアップを図る、などとされている。

② 歳出額

主要施策の概要「魅力あふれる観光・コンベンションの振興」政策の年間歳出額は 538,299 千円である。

③ 当団体と市施策の関連

観光イベントと位置付けられ、観光交流課の業務とされている。

高松まつりは、市民の夏祭りであり、観光イベントと言えるかやや疑問ではある。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務を市職員が行っている。事務処理自体に要する時間は2000時間。

② 歳出

運営補助金 41,060千円を支出している。各種イベントの中でも突出した額である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松まつりを市民みんなのまつりとして育成することにより、市民福祉の向上に寄与することが目的とされ、昭和42年に組成されている。

2) 構成員

関係機関、関係団体等で組織する、とされているが、選任方法は記載されていない。名簿によると、役員66名、顧問が11名である。

3) 事業の内容

高松まつりの運営。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の補助金等によりまつりの運営を関連団体等とともにを行う団体であるが、支出額は特定の民間企業が請け負う委託費が大きな部分を占めている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。(次記A)	29.30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	領収書と照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	行われている。	16-17	
補助金等	2商店会への定額支出があるが、それぞれでイベントを実施し、報告されている。		
収入・領収書	領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれるが、備品はない、とのことである。	20	
販売品	販売品(Tシャツ)の在庫は管理されている。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-会則の整備(共通意見29)

会則には若干名と記載されている理事、顧問であるが、人数は非常に多い。また会則には、構成員の選出方法の記載がない。

会則を現状に合わせて改正するよう、指導することが望まれる。

(5) 課題等

四国他県のあわ踊り、よさこい祭りほど全国的な知名度はないが、高松市でもっとも歴史のある

まつりである。このため、運営にあたっては、従来からの方法を踏襲する傾向がみられる。主要業務は委託によっているが、特定の業者が継続して受託している。

他に応募者がいない理由を分析の上、見積価格の検討は十分に行う必要がある。

23-2 高松秋のまつり仏生山大名行列推進委員会

☆仏生山地区で行われていた祭りに、大名行列などを取り入れ、平成6年から秋の祭りとして実施している。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	11,040	11,040	行事費	6,505	6,770
協賛金	1,250	1,355	音響照明費	1,241	1,281
参加料	500	518	設営費	1,087	946
			運営費	3,127	3,065
			その他	909	725
繰越金	79	79	繰越金	0	205
合計	12,869	12,992	合計	12,869	12,992

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前団体と同じ。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

契約・出納を含む事務を市職員が行っている。事務処理自体に要する時間は50時間。

② 歳出

補助金として、11,040千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松秋のまつりを市民のまつりとして育成することにより、地域の活性化に寄与することが目的とされ、平成6年に組成された。もともと仏生山地区の地元の祭りであったものを、市の秋まつりとして大名行列などが行われるようになったとのことである。

2) 構成員

関係機関、関係団体等で組織する、とされているが、選任方法は記載されていない。名簿によると、役員は18名である。

3) 事業の内容

秋まつりの運営。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の補助金等によりまつりの運営を関連団体等とともに行う団体であるが、支出額は特定の民間企業が請け負う委託費が大きな部分を占めている。ただし、入札により、委託業者を決定している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	次記 A	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	領収書と照合結果は一致した。	次記 B	
見積合せ	行われている。	16. 17	
収入・領収書	領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれるが、備品はない、とのことである。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	次記 C
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-構成員の選出

会則には、構成員の選出方法の記載がない。

(意見) 会則を現状に合わせて改正するよう、指導することが望まれる。

3) 意見 B-支払証憑

支払伺いには、支払後に領収書が添付されているが、金額に比べ、記載内容が大まかなものが多い。(菊花展出品謝礼金として 45 万円一など)請求書又は納品書により、支払対象が明確になる外部証憑を徴収・保管する必要がある。

(意見) 支払内容が後日でも明確になるように、依頼業務の詳細が記載された証憑を添付する必要がある。

3) 結果 C-監査実施日程

当団体は、4 月 1 日から翌年 3 月末日を会計期間としている。秋のまつりは、10 月に実施され、その直前に委員会が持たれる。このため、例えば平成 23 年 10 月のお祭りの収支決算は、翌年 9 月にならないと報告されないことになる。

承認を求めるものではないため、不適當とまでも言えないが、少なくとも監査は早々に実施されることが望まれる。平成 23 年度総会の監査日付は 7 月となっており、10 月の開催から 10 か月後となっている。

(結果) 会計期間は、必ず市の会計年度と合わせる必要はない。平成 23 年度の最終支出は 12 月中旬であった。例えば暦年-1 月 1 日から 12 月末日などとし、2 月までに監査によるチェックを受ける、などの変更の検討が望ましい。

また、予算についても、実際に発注を終わってから予算が策定されることも望ましくない。現在の日程を前提とすれば、例えば 23 年度の委員会で、24 年度の予算まで承認するなどの検討が必要と思われる。

(5) 課題等

前団体と同様に、市民の祭りという位置づけであり、観光イベントとして実施するためには、事業内容についても別途検討が望まれ、少なくとも参加者調査などは必要と思われる。

23-3 源平屋島地域運営協議会

☆源平ゆかりの地域の情報をとりまとめて発信しているほか、地域内へのイベントを助成している。透明性の点からは、直接補助への変更が望ましいが、団体が事業を決定している。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	3,589	3,589	情報発信事業	614	529
諸収入	10	0	自然公園活用事業	375	375
			源平屋島地域あかり事業	1,200	1,200
			さぬき満月まつり事業	500	500
			源平屋島納涼まつり事業	500	500
			純愛聖地魅力向上事業	400	400
			その他	243	72
繰越金	233	233	繰越金	0	246
合計	3,832	3,822	合計	3,832	3,822

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

- ①②前団体と同じ。
- ③当団体と市施策の関連
地域ごとの観光資源の開発、観光イベントの実施など。

2) 団体への市の関与

①団体関連業務

契約・出納を含む事務を市職員が行っている。事務処理自体に要する時間は1,500時間。

②歳出

補助金として、3,589千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

瀬戸内海国立公園有数の景勝地であり、源平合戦の史跡を有する庵治・牟礼・屋島地域の自然・文化・産業等の資源を活かした活性化方策を積極的に推進することにより、源平屋島地域の観光振興に資すること。

2) 構成員

関係機関で組織し、委員は別表に掲げる職にある者をあてる、とされている。別表には協議会委員として、34名が記載されている。

3) 事業の内容

ポータルサイトの運営などの情報発信事業と、5つのイベントへの助成を行っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

地域のイベントに対して、団体を通じて補助金を支出している。地域の情報をまとめて発信すること、補助事業の選択を団体構成員で行っている。地域の活動のとりまとめ団体である。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	次記A	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9

支払手続	支出伺は作られている。領収書と照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	行われていないが、多額の支出は補助金と、ホームページ関連支出であり、見積合せになじまないものではある。	15-17	
補助金等	5つの団体に補助支出されている。	7	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれるが、備品はない、とのことである。		
意思決定	総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A- 構成員の選出

会則には、構成員の選出方法の記載がない。

(意見) 会則を現状に合わせて改正するよう、指導することが望まれる。

(5) 課題等(意見)

(意見) 全体の収支の中で、当団体を通じて市の補助金を支払っている金額の割合が高い。事務全般を市の職員が行っており、現状を前提とすれば、市からの直接の補助とすることが望まれる。

23-4 高松まちかど漫遊帖実行委員会

☆市民ツアープロデューサーの考案したコースの歩きガイド「高松まちかど漫遊帖」として、春・秋に分けて実施している。
 ☆補助による市民参加事業であり、オープンな運営が行われているかの確認が必要。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	2,250	2,250	報償費	10	40
参加料	300	226	旅費	90	181
協賛金	120	20	需用費	980	847
年会費	70	62	役務費	991	174
その他	1	13	保険料	60	38
			委託料	600	1,032
			その他	10	0
			補助金返金	0	259
合計	2,741	2,571	合計	2,741	2,571

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①②前団体と同じ

③ 当団体と市施策の関連

「体験・まちあるき型観光」を市民の提案により行う団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務を市職員が行っている。事務処理自体に要する時間は 400 時間。

② 歳出

運営補助金 2,250 千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市・高松市周辺で、市民が主体的に歴史・観光・産業のまちづくりや商品作りに資することを目的とする。平成 21 年度から活動している。

2) 構成員

市民ツアープロデューサーで、年会費 1 千円を納めるもの。平成 23 年度は 70 名。

3) 事業の内容

春、秋のまちかど漫遊帖の実施。

市民が自ら歩きガイドするコースを、春と秋の二期に分けて「高松まちかど漫遊帖」として実施し、そのガイドブックを作成、配布する。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の補助金等によりまつりの運営を関連団体等とともに行う団体であるが、支出額は特定の民間企業が請け負う委託費が大きな部分を占めている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。(次記 A)	29・30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	領収書と照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	原則は行われているが、金額が最も大きい委託業務は継続して随意契約によっている。	15-17	
収入・領収書	各イベントごとの参加費の収納は、実施者に任せられている。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれるが、備品はない、とのことである。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	次記 B	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-会則の整備(共通意見 29)

会則には若干名と記載されている理事、顧問であるが、人数は非常に多い。また会則には、構成員の選出方法の記載がない。

会則を現状に合わせて改正するよう、指導することが望まれる。

3) 意見 B-予算との乖離

(意見) 平成 23 年度の収支計算書を見ると、役員費が大幅減少し、委託費が大幅増加している。予算も承認を得て執行しているものであり、実績が大きく乖離したものについては、収支計算書にもその理由を記載することが望まれる。

(5) 課題等

(意見) プロデュースにつき、特定の業者に対し、継続して随意契約により委託を行っている。当企画に当初から参加しており、他に請け負える業者がない、とのことであるが、随意契約による理由を明記し、見積価格の検討は十分に行われなければならない。
(意見) 市の補助金で一般市民の自主的な参加事業が運営されており、コース募集や運営が全ての市民に開かれた形で公平に行われているか、市は議事録等で常時確認する必要がある。

23-5 高松ボランティアガイド協会

☆高松市の観光地のうち、3箇所(玉藻公園、屋島、サンポート)でボランティアガイドを行う会である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会員会費	105	103	事業費	360	258
補助金	570	570	会議費	195	188
諸収入	260	237	研修会費	314	362
			その他	75	92
繰越金	9	9	繰越金	0	19
合計	944	919	合計	944	919

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①②前団体と同じ

③ 当団体と市施策の関連

観光ガイドをボランティアで行っている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務を市職員が行っている。事務に要する時間は200時間。

② 歳出

運営補助金570千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市を訪れる観光客に市内の歴史、文化、自然および物産等の分野について、高松の豊かな魅力をより深く知ってもらうため、おもてなしの心をこめて観光客とふれあい、ボランティアで観光案内する活動を通じ、観光振興に寄与するとともに、会員相互の資質向上に努める。

2) 構成員

養成講座終了者のうち会の趣旨に賛同する者。約100名。

3) 事業の内容

市内3か所のボランティアガイドの実施、研修会を実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の補助を受け、ボランティアでガイドを実施している。市民の自主的な活動に市が補助により援助している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	支払伺は作られていない。領収書と照合結果は一致した。	11-14	
見積合せ	実施していない。	15-17	
消耗品	ガイド時に使用するはっぴ、ポロシャツを作成している。配布ルール の作成が望まれる。	次記A	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望 まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、 確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残 されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A—被服管理

(意見) ガイド時に使用するはっぴ、ポロシャツを作成している。作成時の支出として管理されて
いないが、誰にいつ配布したのかを記録し、また、配布するルールの作成が望まれる。

(5) 課題等

市内の観光地のうち、3か所でボランティアガイドを実施している。ガイド自体は無償であるが、
市の補助を受け、研修などを行っている。メンバーが固定されていないか、全ての市民に開かれた
形で公平に行われているか、について補助の実施検査にあたり、常時検討される必要がある。



(参考 ホームページより 秋の祭りチラシ)

24 創造都市推進局産業経済部農林水産課-農業

高松市事務分掌規則に記載されている8事務のうち、農業関連は次のとおりである。

- (1) 農政に関すること。
- (2) 農地調整に関すること。
- (3) 農林業振興に関すること。
- (4) 農林関係施設の管理に関すること。

当課農業関連で事務を行う団体数は、7である。

番号	類型	名称
1-1*	BC	高松市農産物ごじまん品推進協議会
1-2*	ABC	たかまつ食と農のフェスタ実行委員会
2	AB	高松市農業青年クラブ連絡協議会
3	ABC	高松市担い手育成総合支援協議会
4	AB	高松市農業振興協議会
5	AB	高松市認定農業者連絡協議会
6	AB	高松市農業振興地域整備促進協議会
7	AB	高松市生活研究グループ連絡協議会

*1-2 は1-1 団体内の委員会。

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

24-1-1 高松市農産物ごじまん品推進協議会

☆JA と高松市が同額を拠出し、運営されている。市内で生産された農畜産物からごじまん品を選出し、それぞれキャラクターを作り、HP を運営するほか、各種イベントへの出店などにより、農畜産物のブランド化を目指している。次記団体に200万円を拠出している。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	4,000	4,000	情報発信事業費	3,500	4,242
補助金	4,000	4,000	開催事業費	3,500	3,431
雑収入	235	884	生産振興対策事業費	2,400	1,479
			事務費	100	33
繰越金	1,265	1,265	繰越金	0	964
合計	9,500	10,149	合計	9,500	10,149

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 計画

平成17年度からの合併後、第五次高松市総合計画の農業分野の計画として、平成21年度に、高松市農業振興計画が策定された。

この計画には、都市近郊型農業の発展、食料の安定供給、地域で守り育てる農業と農地を目標像とする、9つの政策が定められ、その推進体制には、農業団体はじめ消費者などとの協働によるとされている。

② 高松市の農業

高松市の販売農家数は平成22年農業センサスによると、6,112戸、うち専業農家は、1,722戸であり、平成17年度に比べ唯一増加しているが、兼業農家の定年退職により専業化している戸数も含まれている。

高松市農業振興計画によると、平成19年度の農畜産物の販売額は、54億円強である。

③ 歳出

平成 23 年度高松市の主要施策の概要によると、街づくりの目標、「人がにぎわい活力あふれるまち」の「農林水産業の振興施策歳出額」は 1,253 百万円、「特産品の育成・振興とブランド化の推進」は 11 百万円である。

④ 団体と市施策の関連

高松市農業振興計画の基本方針「地域の特性を生かした農業振興」の政策に「特産品の育成・振興とブランド化」が挙げられ、推進体制では「食育・地産地消」分野に当団体が位置づけられている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納等事務は JA および市が行い、市は証憑等のチェックを行っている。

② 歳出

補助金として、JA と同額の 4 百万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

消費者の視点に立ち、地産地消を基本とした消費者との共生型農業を推進するため、市内で生産された農産物等を市民に提供し、消費者の食に対する理解と信頼を深め、高松産ごじまん品のブランド化を推進し、市内農産物の需要拡大と市民の健康で豊かな食生活の実現を図るために必要な活動を行うことを目的とする。

2) 構成員

JA、農業者、高松市など会則に定められているなかから、12 名が役員=委員である。

委員選任の手続き規定はないが、会長が認める者についても、構成員とできる規定で対応しているものと思われる。

3) 事業の内容

高松産のごじまん品として、野菜を中心とした農畜産物を特定し、それぞれにキャラクターを作り、HP やイベントで需要促進活動を行う。

支出のうち金額が多額であるのは、次団体「食と農のフェスタ」2 百万円、HP 及び新聞関連経費約 200 万円、グッズ作成費約 100 万円など。

そのほか、料理教室、イベント時の出店、アンテナショップ、農業体験などの事業を実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

事業の内容や実施は、委員会で行われている。一般的な意味で市民と協働する団体ではないが、産業に関する政策目的に対し、市と農業者団体が協働する団体である。

(4) 課題等

審査委員会で決められてきたごじまん品であるが、農業及び畜産業の中で選定されるため、畜産品が 1 品のほか野菜・果実・花などに限定される。高松市の特産物という位置づけではない。他団体や他部署との連携などにより、高松市ブランドとして広がりをもたせることについての検討している。

24-1-2 たかまつ食と農のフェスタ実行委員会

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金*1	2,000	2,000	会場借上料・施設利用料	910	949
協賛金*2	100	100	制作料	950	940
雑収入	12	44	試食等経費	160	48
			その他	430	324

繰越金	338	338	繰越金	0	221
合計	2,450	2,482	合計	2,450	2,482

*1 ごじまん品推進協議会より。*2 後継者クラブより。

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の政策

①～③は前団体と同じ。

④ 団体と市施策の関連

推進体制に記載はないが、前団体の一部であり、高松市農業振興計画の基本方針「地域の特性を生かした農業振興」の政策に「特産品の育成・振興とブランド化」に関連するイベントと考えられる。

2) 団体への関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務全般を市の業務として実施している。

② 歳出

金銭による直接の支出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市産農産物の消費拡大を目的に、たかまつ食と農のフェスタを開催し、高松市農業の振興発展に寄与することを目的とする。フェスタは平成14年から開催されている。

2) 構成員

JA・香川県・高松市の職員、農業団体の代表者、学識経験者とされている。構成員の選任規程はないが、包括規定で対応しているものと思われる。

3) 事業の内容

食と農のフェスタ(毎年2月)の運営。なお、このイベントは香川県及び他団体との共催である。フェスタへの出店は、参加団体が行うため、売上等の収入はない。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

農業振興を目的とし、関連イベント開催のために関連団体と市が協働する団体。

(4) 団体事務の監査結果

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	イベント共催の 香川県(花の里かがわ推進委員会)が入札により業者を決定し、分担金を支払う。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

(5) 課題等

JAと市が半額ずつ負担して運営している前団体「高松市農産物ごじまん品推進協議会」からの助

成金により運営する団体内の委員会である。

24-2 高松市農業振興協議会

☆複数の団体をまとめて運営され、品評会・共進会のほか、少額(最高50万円)の補助事業を実施している。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	2,000	2,000	調査研修費	500	0
JA賦課金	1,305	1,305	共進会・品評会	500	391
NOSAI賦課金	95	95	農業イノベーション事業	3,000	3,590
雑収入	38	40	その他	100	55
繰越金	662	662	繰越金	0	66
合計	4,100	4,102	合計	4,100	4,102

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①～③は前団体と同じ。

④ 団体と市施策の関連

推進体制の「耕種・園芸」分野に当団体が位置づけられている。

2) 団体への関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務全般を市の業務として実施している。

② 歳出

補助金として200万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市内の農業協同組合、高松市農業共済組合、高松市農業委員会および香川県東讃農業改良普及センターとの緊密な連携のもとに、高松市における地域農業の総合的振興、発展を図ることを目的としている。複数の団体を統合し、それぞれの事業を継承している。

2) 構成員

JA・香川県・高松市の職員、農業団体の代表者、学識経験者とされ、23名の委員で構成されている。委員選任の手続き規定はないが、会長が認める者についても、構成員とできる規定で対応しているものと思われる。

3) 事業の内容

品評会、共進会の開催、少額の補助金の支出を行っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

資金、運営で農協と協力し、少額補助及び品評会を行っている。

(4) 団体事務の監査結果

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	

見積合せ	補助対象には、見積合せが可能である限り実施させている。	16.17	
補助金等	少額補助金を支出している。	7	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

(5) 課題等

団体で補助要綱を定め、最高でも 50 万円までの少額補助金を支出している。補助の審査・検査は市の職員が実施しているが、JA からの負担金も財源とし、先進的な事業への補助をより柔軟に行うための組織である。

24-3 高松市農業青年クラブ

☆収支規模の少ない、地域又は品種ごとのクラブの情報交換団体であり、市からの補助金のクラブ間の割り振りなどを行う。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	50	50	会議費	90	77
補助金	50	50	事業費	230	175
会費	90	90	うち食と農のフェスタ	100	100
その他	47	20	その他	10	0
繰越金	93	93	繰越金	0	51
合計	330	303	合計	330	303

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①～③は前団体と同じ。

④ 団体と市施策の関連

高松市農業振興計画の基本方針には特に触れられていないが、一部の農業者の農業経営全般に関連すると思われる。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を市の職員が業務として実施している。ただし事務量は少ない。

② 歳出

補助金として、JA と同額の 5 万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

会員相互の農業技術の研究とクラブ活動の円滑化を図り、農業青少年の資質向上を目的とする。昭和 47 年に設立されている。

2) 構成員

生産者が、地域又は生産品種ごとに組成している 9 クラブ。

3) 事業の内容

先進地視察、情報交換など。市の補助金のクラブ間の割り振りも協議会で決めている。前記食と農のフェスタに協賛金10万円を支出し、出展している。

- (3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断
協議会自体が市と協働する性質の団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
補助金等	前記食と農のフェスタに協賛金10万円を支出している。	7	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

(5) 課題等

農業者相互の情報交換などを行うが、実施事業が近隣先進地視察のみであり、収支規模は小さい。市補助金と高松農業共済組合負担金を合わせた額と同額を食と農のフェスタに協賛金として支出している。

24-4 高松市担い手育成総合支援協議会

☆次団体と同時に開催される。事業はほとんど実施されていない。特別会計で国の制度による補助を実施している。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	124	124	事業費(会議費)	179	134
JA賦課金	124	124	担い手事業	257	23
その他	0	0	雑	3	0
繰越金	192	192	繰越金	0	283
合計	440	440	合計	440	440

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①～③は前団体と同じ。

④ 団体と市施策の関連

高松市農業振興計画の基本方針「地域の特性を生かした農業振興」の政策に「多様な担い手の育成・確保」が挙げられ、推進体制でも「担い手育成等」分野に当団体が位置づけられている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を市の職員が業務として実施している。ただし事務量は少ない。

② 歳出

補助金として、JAと同額の12万4千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成を図ることを目的とする。昭和47年に設立されている。

2) 構成員

選任規定などはない。会則別表に記載された委員で構成される。高松市農業委員会会長を会長とする関連団体役員等18名が委員であり、高松市職員が幹事長を務める。

3) 事業の内容

担い手育成事業自体は、実施されていない。認定農業者の認定時期に合わせ、年に3回の会議を開催している。そのほか、国からの補助事業である「耕作放棄地再生利用事業」を特別会計で実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

主として、市の業務である補助金の交付を実施するための団体となっている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定も作成・実施されている。		
預金管理	支出手続きは分掌されている。	次記A	
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。		
補助金等	特別会計により、国制度の補助金を支出している。次記B		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成され、署名されている。		
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

2) 意見A-出金手続き

団体の事務自体は、国庫補助の検査も必要であり、処務規定に沿って実施されているが、預金口座をJAで開設し、市役所から支店が遠いため、キャッシュカードにより入出金されている。入出金が自由にできるキャッシュカードは、統制の点で劣るため、市の職員が行う諸団体の事務としては不適當であるが、市役所近隣で出金できる金融機関に変えることも困難とのことである。

(意見)キャッシュカード自体を届け出印の管理者と一緒に保管し、出金時に渡し、出金後、すぐに
出金記録を照合するなどのキャッシュカード使用規定を作成し、それに従うことが望まれる。

3) 補助金

農地の集積を目的とする補助金は、当団体の活動目的に合致するものではあり、また、補助対象の決定にも、市町村で検討会を開催することとされていること、また、市を通さず県の類似団体を經由して当団体に受け入れられている。団体が支出する補助金に関する事務は市の職員が行っている。

(5) 課題等

団体独自の活動は行っていないが、特別会計で実施している補助金は、市の財源によるものではなく、県の類似団体を通じて団体に給付されることから組成されている。

24-5 高松市農業振興地域整備促進協議会

☆前団体と一体で運営されている。

平成 23 年度収支計算書 収支はゼロである。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①～③は前団体と同じ。

④ 団体と市施策の関連

高松市農業振興計画の推進自体が当団体の目的であり、計画のうち、推進体制では「農地」分野に位置づけられている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

連絡調整、資料作成等事務全般を市の職員が業務として実施している。ただし事務量は少ない。

② 歳出

ゼロである。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

農業振興地域整備計画の樹立推進と農用地の流動化、効率的利用の促進等により総合的な地域農業振興を図る。

2) 構成員

前団体と同じ 16 名。

3) 事業の内容

- ・農業振興地域整備計画の策定、変更および事業の実施に関すること。
- ・農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- ・構造政策推進に関すること。
- ・遊休農地の活用方策等に関すること。

その他について協議する。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

実態は、農政に必要な事項を協議する協議会である。

(4) 団体事務の監査結果

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定は作成されていない。	30	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、署名はされていない。	22	

(5) 課題等(意見)

(意見) 当団体は前団体と一体で運営されている。実態は農政に必要な事項を協議する協議会であり、審査会等への移行について、検討が望まれる。

24-6 高松市認定農業者連絡協議会

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	900	900	会費	200	203
会費	985	930	研修費	204	235

その他	1	0	支部活動費	1,478	1,395
			その他	11	3
繰越金	6	6	繰越金	0	0
合計	1,892	1,836	合計	1,892	1,836

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①～③は前団体と同じ。

④ 団体と市施策の関連

高松市農業振興計画には、特に団体に関連する記載はないが、目標値に認定農業者数の増加が挙げられている。平成19年度の認定事業者数は261事業体のところ、平成27年度の目標は311事業体である。

2) 団体への関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務全般を市の業務として実施している。

② 歳出

補助金90万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

認定農業者相互の連携を密にし、効率的かつ安定的な農業経営の改善を図る。

2) 構成員

認定農業者のうち、年額5千円の会費を納める者。平成23年度は186名。

認定農業者数は、294名(平成23年度末)。

3) 事業の内容

担い手サミットへの参加(222千円)のほかは、会員1名につき7500円を活動費として支払っている。活動内容は自由である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

認定農業者相互の交流を目的とする市の農政に関する団体であり、一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
負担金等	他団体への負担金203千円を支出している。	7	
収支計算書	日付、単位、資産負債、注記等の記載が望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

(5) 課題等

会独自の活動はほとんど行っておらず、5000円の会費を納め、会員の所属する支部に7500円×会員数が活動費として支払われている。補助の出し方に検討が必要とも思われるが、活動報告は入手され、活動状況についての報告は受けている。

25 創造都市推進局産業経済部農林水産課-畜産業

高松市事務分掌規則に記載されている8事務のうち、畜産関連は次の2業務である。

- (5) 園芸および畜産に関すること。
- (6) 食肉センターに関すること。

当課で事務を行う団体数は、2である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市畜産振興協議会
2	ABC	高松市鳥獣対策協議会

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

25-1 高松市畜産振興協議会

☆農協・畜産農家・香川県職員等を構成員とした委員会で運営されている。
 ☆特別会計で実施する畜産関連の品評会に、JA および生産者も資金負担をしている。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
市補助金	350	350	研修費	370	364
JA 賦課金	350	350	事業費	300	323
研修会負担金	0	80	負担金	50	39
その他	0	0	その他	60	49
繰越金	80	80	繰越金	0	85
合計	780	860	合計	780	860

共進会

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
市負担金	500	500	報償費	350	200
JA 負担金	500	500	消耗品費	300	301
高松農業共済組合負担金	50	50	輸送費	860	483
その他	10	0	その他	238	114
繰越金	688	688	繰越金	0	640
合計	1,748	1,738	合計	1,748	1,738

注) 支出の予算乖離は、出品農家が減少しているため。

高松市肉牛枝肉共励会

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
市補助金	200	200	報償費	168	168
生産者賦課金	250	250	賞品等	203	198
畜産振興協議会負担金	50	39	その他	129	123
合計	500	489	合計	500	489

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

畜産は、農業振興計画に含まれている。

当団体は、計画の推進体制、「畜産」分野に記載された団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を実施している。

② 歳出

補助金・負担金等として、合計で105万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市内の畜産の振興発展に寄与することを目的とする。

2) 構成員

JA 関連および県職員の17名で構成される。規約により、農協・畜産農家・香川県職員のほか、会長が認める者で構成されている。

3) 事業の内容

研修のほか、畜産農家を対象として家畜伝染病予防資材を配布するほか、特別会計で、生体及び枝肉の品評会を実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

畜産関連団体の相互連絡の会である。市の畜産行政に関連する団体であり、一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	支出伺は作成されていない。一部抽出のうえ証憑と照合したところ、一致していた。	12-14	
見積合せ	実施されていない。	15-17	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	日付、単位、資産負債、注記等の記載が望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

(5) 課題等

事業の内容は、補助金等により品評会を実施しているほか、23年度では、防疫資材を配布している。JA等からの負担金とともに運営されているため、任意の団体の形式をとっている。

事務は高松市職員が実施しているが、市の処理に準じた管理が必要である。

25-2 高松市鳥獣対策協議会

高松市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物等の被害防止を実施するための団体である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
国庫補助金 推進事業	1,722	1,722	推進事業	1,722	1,722
国庫補助金 整備事業	13,610	13,573	整備事業	13,610	13,573
自己資金	0	0			
合計	15,332	15,295	合計	15,332	15,295

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

当団体は、畜産には直接関連せず、農業関連の事業である。関連計画として記載されている鳥獣被害防止計画の施策を実施する団体である。

2) 団体への関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務全般を市の業務として実施している。

② 歳出

金銭による直接の支出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

野性鳥獣による農林水産業等の被害を防止し、もって農林水産業の発展および地域住民の生活環境の改善を図ることを目的とする。国庫補助事業を受け、被害防止計画に基づき事業を推進するために平成20年に発足した。

2) 構成員

被害集落の代表を含む者及び市、県の職員13名で構成される。

3) 事業の内容

国庫事業を活用してイノシシ等侵入防止柵の設置事業のほか、捕獲体制の充実を図るため狩猟講習会受講料の補助、野生獣が近づかない環境整備を行う。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

国の補助事業を実施するために設立を求められている団体であるが、市の農業施策を、事業者とともに実施する団体でもある。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定は作成されている。		
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	支出伺は作成されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	実施されている。	16.17	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されて、確認の署名も行われている。		
収支計算書	補助要綱等に基づく詳細な決算報告が行われている。		
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

26 創造都市推進局産業経済部農林水産課-水産

高松市事務分掌規則に記載されている8事務のうち、水産業関連は (8) 水産業振興に関することである。

当課で事務を行う団体数は、5である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市漁業協同組合連絡協議会
2	AB	高松地域栽培漁業推進協議会
3	AB	高松地区海苔養殖研究会
4	AB	高松地区底曳網協議会
5	AB	高松地区建網協議会
6	C	財団法人 香川県水産振興基金
7	C	(社) 香川県水産振興協会
8	C	香川県漁業信用基金協会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

26-1 高松市漁業協同組合連絡協議会

☆漁業協同組合の上部団体であり、その他の関連水産関連団体への負担金を支出している。水産関連団体での実施事業の整理が望まれる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
組合負担金*注)	904	904	報償費	1,000	1,030
高松市補助金	2,798	2,795	委託費	2,600	2,381
香川県漁連助成金	1,000	1,000	繁殖保護費	425	270
その他	1	0	水産教室事業	230	206
			その他	550	805
繰越金	103	103	繰越金	0	112
合計	4,805	4,802	合計	4,805	4,802

*注)8 漁業協同組合から113千円ずつ会費として徴収している。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 施策と歳出規模

主な施策として、生産基盤の整備、栽培漁業の振興、漁業経営の安定、制度金融を挙げている。

平成23年度の水産業費支出済み額は101,196千円、うち振興費は、23,389千円

② 団体と市施策の関連

主な施策のうち、当団体は漁業経営の安定に関連すると思われる。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を高松市職員が業務として実施している。

② 歳出

補助金として、2,795千円を支出している。なお、この補助金は対象事業に対して精算を行っている。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

会員相互の団結と親睦を図り、もって水産業の振興発展を期することを目的とする。

2) 構成員

香川県内を5地区に分けた高松地区に該当する旧高松市と直島町にある8漁業協同組合。このため、旧高松市以外の漁協は含まれず、高松市以外の直島漁協が含まれる。

3) 事業の内容

高松市の補助対象は、年に1度の海浜の清掃(1,837千円)、水産教室(200千円)、団体育成(760千円)である。主な支出は、次表のとおりであり、県単位の団体との資金の受け入れ、負担などを当団体を通じて行っている。

支出内訳

事業	2,617
水産教室	206
海浜清掃	2,411
負担金	1,270
高松地域栽培漁業推進協議会	270
*高松地区底曳網協議会	600
*高松地区鱒流し刺網協議会	200
*高松地区建網協議会	200
寄付金・会費(高松まつりなど)	70
研修費：各漁業協同組合へ67,500円*注)	540
小計	4,497

注)繰越金として10万円を残し、8組合に支出している。平成23年度は1組合あたり67,500円。

*印合計100万円は、香川県漁連から当団体を通じて3団体に同額が支出される負担金である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

漁業協同組合間の漁業調整と相互連絡の会であり、市の水産行政のうち、各漁業協同組合に関するものをとりまとめている。一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑は分離管理されているが、支出手続は分掌されていない。	10	9
支払手続	支払伺いなどは作成されていない。証憑等にも連番は付されていないが、取引数は少ない。照合結果は一致した。	11-14	
見積合せ	見積合せは行われていない。	15-17	
委託金	構成員に対する委託事業がある。	次記A	
負担金等	他団体への負担金、寄付金等の支出が多数。	7	
研修費	現金による研修費支出がある。	次記B	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。なお、総会は次記団体と同時に開催される。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。(次記C)	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

2) 意見A-委託

委託業務のうち、海浜清掃は組合に、水産教室は組合員に委託している。海浜清掃は、単価に出動人員をかけて計算される。水産教室は、金額を記入した領収書が徴収されているが、委託業務内容自体が不明瞭である。

作業内容自体、事務処理を行う市の職員と組合、組合員との間では、業務内容及び支払水準について理解されているものと思われるが、全体として、委託額が適正であるか、委託のための業務実施になっていないか、について後日、客観的な検証が可能である状態とは言えない。

(意見) 業務内容が当事者間で合意されているものであっても、業務の概要及び積算根拠などを記載した証憑の作成が望まれる。

また、清掃業務に関する支払額のうち、1,381千円はごみ処理代金であるが、入札は行われていない。(共通意見15)

3) 意見B-現金による研修費支出

(意見) それぞれ7万円弱と少額であるが、現金で支出した研修費の使途は、概要でも入手する必要がある。

4) 意見C-収支

収支計算書には、翌期事業分(受託事業30万円)の前受金が表示されていない。繰越金に関する資産負債内訳として表示されることが望まれる。

(5) 課題等

漁業協同組合の上部団体であり、その他の関連漁業団体への負担金による資金のやり取りのほか、多くの団体で現金による研修費等の支出があるなど、水産関連団体全体で、事業の実施方法の再整理を検討することが望まれる。

26-2 高松地域栽培漁業推進協議会

☆前記団体と構成員は同じで、市の委託事業を実施している。
☆他団体との統合などの検討が望まれる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
委託料	3,100	2,200	育成管理費	490	250
連絡協議会負担金*注)	425	270	委託費	3,100	2,220
その他	1	0	予備費	61	0
繰越金	125	125	繰越金	0	126
合計	3,651	2,596	合計	3,651	2,596

*注)27-1 高松市漁業協同組合連絡協議会からの負担金。

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 施策と歳出規模

前団体と同じ。

② 団体と市施策の関連

主な施策のうち、当団体は栽培漁業の振興に関連すると思われる。

2) 団体への関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務全般を市の業務として実施している。

② 歳出

委託料として220万円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

関係漁業者の自主的な活動に基づき、高松地域の栽培漁業推進のため自らの手で種苗の中間育成・放流・効果把握等を行い、つくり育てる意識向上及び定着を図る。

2) 構成員

前団体と同じ8漁業協同組合。

3) 事業の内容

団体を通じ、県から種苗(23年度はクルマエビ・ガザミ)を購入し、放流または一部を育成後に放流する。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の漁業行政のうち、委託により稚魚を購入・育成・放流する事業を委託により行っている。一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑は分離管理されているが、支出手続は分掌されていない。	10	9
支払手続	支払伺いなどは作成されていない。証憑等にも連番は付されていないが、取引数は少ない。照合結果は一致した。	11-14	
見積合せ	見積合せは行われていないが、主要な支出は香川県から購入する種苗費である。備船料は、一回あたり1万円とされている。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。なお、総会は前記団体と同時に開催される。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

(5) 課題等

市費に、前記団体からの負担金を併せ、魚介類の放流を行っている。市費の同額が、委託費として支出されているが、県から購入する種苗費と備船料であり、事業規模に応じて委託費の水準が決定されている。

26-3 高松地区海苔養殖研究会

☆海苔養殖事業を行う組合員で構成される。品評会などを行っている。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
組合・会員負担金	245	245	研修研究費	349	285
市補助金	260	260	乾のり品評会費	190	154
その他	50	25	その他	124	97
繰越金	108	108	繰越金	0	102
合計	663	638	合計	663	638

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 施策と歳出規模

前団体と同じ。

② 団体と市施策の関連

主な施策のうち、当団体は漁業経営の安定に関連すると思われる。

2) 団体への関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務全般を市の業務として実施している。

② 歳出

補助金として260千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

海苔養殖技術の開発研究を行うとともに、会員相互の技術の向上を図り、もって高松地区における海苔養殖事業の振興に寄与する。

2) 構成員

旧高松市および直島町の地区内漁業協同組合に所属する海苔養殖業者とされ、前2団体の8漁協を対象としている。会員は41人である。

3) 事業の内容

品評会開催のほか、支出の多額であるのは、4組合への現金による研修費支出である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の水産行政の施策に関する団体であり、一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑は分離管理されているが、支出手続は分掌されていない。	10	9
支払手続	支払伺いなどは作成されていない。証憑等にも連番は付されていないが、取引数は少ない。照合結果は一致した。	11-14	
見積合せ	見積合せは行われていないが、多額の支出もない。		
研修費	現金による研修費支出がある。	次記A	
収入・領収書	海苔の販売について、パソコンで作成した領収書を交付している。	18	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

2) 意見A—現金で支払われる研修費

(意見) それぞれ数万円と少額であるが、現金で支出した研修費の使途は、概要でも入手する必要がある。

(5) 課題等

予算規模も多額ではないが、主たる事業が品評会であり、その主たる支出は海苔購入経費である。

海苔養殖業者の所属する4組合から業者数に応じた会費を受け取り、それ以上の額を研修費として4組合に再配分している。配分基準を業者数としているため、会費以上を払い戻す結果となっている。

市の負担金は、事業に使われているが、研修内容の報告を入手するなど、負担金支出の合理性を証明し得る状況にすることが望まれる。

26-4 高松地区底曳網協議会

☆底曳網漁業を行う漁業者の資源管理等の団体である。放流時期をずらすことにより、年間漁獲量を標準化させるための種苗放流を補助を受けて実施している。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会員負担金	378	372	繁殖保護費	1,020	1,041
市補助金	718	718	研修費	381	300
助成金 *注)	600	600	会議費	220	224
その他	1	0	その他	138	85
繰越金	62	62	繰越金	0	102
合計	1,759	1,752	合計	1,759	1,752

*注)27-1 高松市漁業協同組合連絡協議会からの助成金

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 施策と歳出規模

前団体と同じ。

② 団体と市施策の関連

主な施策のうち、当団体は漁業経営の安定に関連すると思われる。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を市の職員が業務として実施している。事務量は、年間10日程度。

② 歳出

補助金として、718千円を支出している。そのほか、当団体は、高松市が2,797千円を補助金として支出する27-1高松市漁業協同組合連絡協議会から60万円の助成金を受け入れている。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

漁業秩序の維持、水産資源の保護・育成に努め生産の向上を図ると共に、経営の合理化を推進し、会員の社会的・経済的地位を高める。

2) 会員

小型機船底曳網漁業を営む、高松地区ブロック内の漁業協同組合の組合員。実際には年額3000円の会費を納めた者。

3) 事業の内容

金額の大きい事業は、クルマエビの種苗10万尾の放流104万円、1人当たり同額で計算した額をもとに所属組合に現金で支出する研修費30万円、会員への消耗品配布21.8万円など。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の水産行政の施策に関する団体であるが、一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑は分離管理されているが、支出手続は分掌されていない。	10	9
支払手続	支払伺いなどは作成されていない。証憑等にも連番は付されていないが、取引数は少ない。照合結果は一致した。	11-14	
研修費	現金による研修費支出がある。	次記A	
見積合せ	見積合せは行われていない。	15-17	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

2) 意見 A—現金で支払われる研修費

(意見) それぞれ数万円と少額であるが、現金で支出した研修費の用途は、概要でも入手する必要がある。

(5) 課題等

同種の事業を行う漁業者の情報交換等の団体であり、市の補助事業である種苗(クルマエビ)放流は、会の目的のうち、水産資源の保護にあたると思われる。

放流時期や内容は、役員会で決定し、保管されている。

26-5 高松地区建網協議会

☆建網漁業を行う漁業者の情報交換等の団体であり、自立化が望まれる。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
助成金 *注)	200	200	会議費	220	16
その他	0	0	研修費	138	200
繰越金	61	61	繰越金	0	45
合計	261	261	合計	261	261

*注)27-1 高松市漁業協同組合連絡協議会からの助成金

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 施策と歳出規模

前団体と同じ。

② 団体と市施策の関連

主な施策のうち、当団体は漁業経営の安定に関連すると思われる。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を市の職員が業務として実施している。事務量は少ない。

② 歳出

補助金として直接の支出はないが、高松市が2,797千円を補助金として支出する27-1高松市漁業協同組合連絡協議会から20万円の助成金を受け入れている。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

漁業秩序の維持、水産資源の保護・育成に努め生産の向上を図ると共に、経営の合理化を推進し、会員の社会的・経済的地位を高める。

2) 会員

藻建網、磯建網、沖建網漁業を営む、高松地区ブロック内の漁業協同組合の組合員。

3) 事業の内容

助成金と同額を、所属組合に現金で研修費として支出している。会議日も少額であるが、繰越金を使っている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の水産行政の施策に関する団体であるが、一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑は分離管理されているが、支出手続は分掌されていない。	10	9
支払手続	支払伺いなどは作成されていない。証憑等にも連番は付されていないが、取引数は少ない。照合結果は一致した。	11-14	
研修費	現金による研修費支出がある。	次記A	
見積合せ	見積合せは行われていないが、多額の支出もない。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取り扱いにつき、確認が必要。	27	

2) 意見A—現金で支払われる研修費

(意見) それぞれ数万円と少額であるが、現金で支出した研修費の用途は、概要でも入手する必要がある。

(5) 課題等

同種の事業を行う漁業者の情報交換等の団体であり、26-1高松市漁業協同組合連絡協議会からの助成金20万円を構成組合に現金で定額の研修費として支払っている。建網漁業に関する協議は行っているようであるが、高松市漁業協同組合連絡協議会の内部組織として運営されることで足りるようにも思われる。少なくとも、事務に関しても自立化が望まれる。

27 創造都市推進局産業経済部土地改良課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の2項目である。

- (1) 土地改良に関すること。
- (2) 地籍調査に関すること。

当課で事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	A	高松市土地改良区連合会
2	A	新川沿岸土地改良区連合
3	B	新川吉田川沿岸排水対策促進期成会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

27-1 新川吉田川沿岸排水対策促進期成会

☆洪水被害を機に昭和57年に組成され、三木町と高松市の補助金で運営されているが、現在は、治水事業促進全国大会への参加、および県と伴に地元出身の国会議員への陳情に上京することが主たる事業となっている。団体の解散を含め検討が望まれる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	442	442	総会費	130	94
うち高松市	276	276	陳情旅費	330	305
雑収入	0	0	事務諸費	30	15
			予備費	43	0
繰越金	91	91	繰越金	0	119
合計	533	533	合計	533	533

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の業務

土地改良事業は、ため池や農道、水路、圃場等の整備や管理費の支払いを行う。

農業水利ごとに土地改良区が組成されている。農地自体は個人の資産であり、土地改良事業は自己負担を伴う公費助成事業である。

土地改良事業に関する平成23年度歳出額は、農地費916百万円である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

市の職員が、事務全般を実施している。小規模団体であり、年間の事務に要する時間は約24時間。

② 歳出

補助金として276千円。補助金の実施検査は、団体総会資料によっており、市が出した補助金を市職員が作成した書類で検証している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

増水による洪水被害を受け、新川吉田川沿岸の排水対策の促進を図ることを目的とし、昭和57年に組成された。

2) 会員

三木町及び高松市十河地区より、高松市古高松地区に至る、新川吉田川沿岸排水に関係をする市、町、各土地改良区および市、町の関連職員とされ、別表に15名が列記されている。

3) 事業の内容

支出総額は年間 40 万円強と少額であり、団体の役員と三木町、高松市の職員による治水事業促進全国大会への参加、県と共に地元選出国會議員への陳情が現在の主たる事業となっている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

治水などのインフラ整備のために、土地改良区と関連市町が協力する団体ではあるが、主として国庫補助の要請を行っている。団体の本来の目的のための活動が行われているか疑問であるが、市民との協働という概念にはもともと当てはまらない団体と思われる。

(4) 運営状況

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	支出手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認などは添付されていない。支出証憑から、集計・転記されている。一部照合は一致した。	11-14	
収入・領収書	自治体等からの補助金収入であり、市事務に準じて入金処理されている。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は総会資料による。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印は個人印であり、取扱いについて検討が望まれる。	27	

(5) 課題等 (意見)

昭和 57 年に、一定地域の水害を契機に組成された団体であるが、現在では、治水事業促進全国大会への参加、および県と共に地元選出の国會議員に陳情することが主な事業となっている。

(意見) 団体の目的は狭い地域の水害対策に限定されており、その目的に対して補助金を出しているため、目的以外に使用することはできない。国會議員への陳情は、団体の目的に沿っている必要があり、陳情の内容、成果について記載される必要がある。また、ローテーションで三木町、高松市の職員等も同行しているが、執行状況が合理的に説明可能なように、団体の活動目的の必要性、目的に対する事業の妥当性について説明できる状況にする必要があり、団体の廃止を含めた、検討が望まれる。

28 創造都市推進局産業経済部中央卸売市場業務課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の1項目である。

- (1) 中央卸売市場に関すること。

当課で事務を行う団体数は4である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市中央卸売市場運営協議会
2	AB	高松市中央卸売市場清掃協力会
3	AB	高松市中央卸売市場青果部清掃協力会
4	AB	高松市中央卸売市場水産物部清掃協力会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

28-1 高松市中央卸売市場運営協議会

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	3,781	3,781	総務費	2,310	1,373
負担金	1,790	1,776	研修費	2,290	1,772
(うち高松市)	1,500	1,500	事業費	3,137	3,104
雑収入	168	146	予備費	1,273	139
繰越金	3,271	3,271	繰越金	10	2,584
合計	9,011	8,975	合計	9,011	8,975

(意見) 繰越金2,584千円は事業費に対してやや多いが、50周年記念事業を実施する予定とのことである。高松市からの負担金は、イベント事業に対するものであり、毎年度負担金以上がイベント事業費として使われているため、会員の会費部分が留保されていると考えられる。とはいえ、多額な留保金のある団体に事業負担金を支出することは、市の歳出として適当とはいえない。50周年にむけた事業計画(案)を入手し、留保水準が妥当かどうかの検討を行うことが望まれる。

- (1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 高松市中央卸売市場

中央卸売市場は、市場法により、公設によることとされている。

高松市は、生鮮食料品等の適正な価格形成と、安定的供給を目的とし、昭和42年から青果・水産を、昭和60年からは花きを扱う市場を開設している。

市場の設置当初は、日本の高度成長期であり、人口の都市部への移動や産業構造の変化に合わせた流通機構が整備された時期であった。公設市場は、国の卸売市場整備計画に基づき整備されてきた施設である。

② 施設の概要

敷地面積 79,529 m² 用地取得費 2,088 百万円 主体工事費 5,556 百万円

青果棟市場延床面積 16,457 m²

水産物棟市場延床面積 11,731 m² 花き棟市場延床面積 3,306 m²

③ 23年度歳入歳出

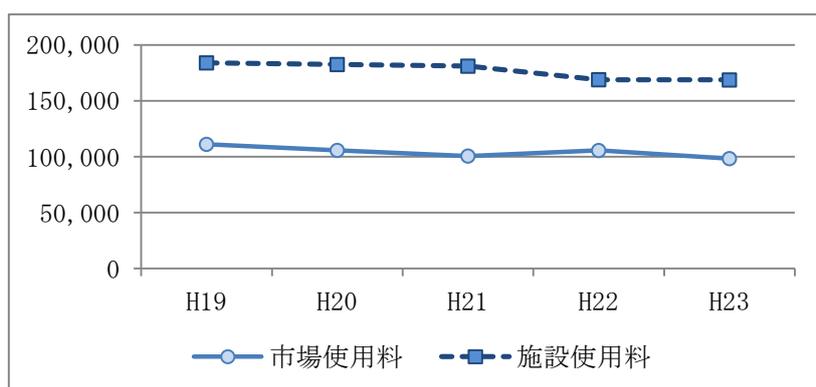
中央卸売市場特別会計の歳入・歳出の概要は次のとおりである。(金額は決算ベース)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
使用料及び手数料	268,911	266,670	総務費	141,539	139,093
一般会計繰入金	106,946	87,035	施設費	242,178	221,664

諸収入	79,403	81,675	公債費	77,256	77,255
国庫補助	2,313	1,232	(元金)	(61,598)	(61,597)
市債	3,400	1,400	(利子)	(15,658)	(15,657)
合計	460,973	438,012	合計	460,973	438,012

④市場の現況

農水産業従事者の減少や流通機構の変化、少子高齢化や食、環境に関する意識の変化など、市場を取り巻く環境は大きく変化するなかで、卸売市場での取扱高は減少傾向にあり、施設も老朽化している。



当団体からの「高松市中央卸売市場の活性化に関する提言」(平成 21 年 11 月)を受け、平成 22 年度には、23 年度から 27 年度を計画期間とする「高松市中央卸売市場の活性化に関するマスタープラン」を策定しており、これには①開かれた市場づくりの推進②市場機能の高度化③指定管理者制度や地方卸売市場への転換の必要性の検討など市場経営の方向④施設整備・改修計画が記載されている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

団体の専従職員は、事業及びその関連の事務一般を担当し、高松市は、市場開設者として、協議会で利用者と情報交換を行うほか、出納事務、会議資料の作成補助、イベント開催のための諸手続きなどを行っている。

事務補助に要する年間時間は、4 団体合わせて 250 時間である。

② 歳出

市場フェスタの負担金として 150 万円、市場 DE 自由研究の負担金として 10 万円を支出している。市場フェスタを切り出した実施報告書は別途保管されている。

③ 施設内スペースの提供

当団体のほか、次記の団体を含む 4 団体は、ほぼ一体となって運営されている。団体職員は 1 名とのことであり、市の事務所内で職務を行っている。

(結果) 事務スペースの使用許可手続きがとられていない。市場関連事業の事務を行っていることから、使用自体は手続きさえとれば問題はないと思われるが、①市が扱う個人情報に触れることのできない状況とする②市の職員と混同されないようにする、という 2 点についての確認は必要である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市場内相互の連絡を密にし、協調を諮り、円滑な市場運営の発展を期する。

2) 構成員

市場の卸売業者(5者)、仲卸業者団体等(4者)、売買参加者団体(4者)、関連事業者団体等(5者)の代表者で組織され、会則別表に明記されている。市場の関係者で構成される団体である。

3) 事業の内容

定額及び市場での取引高に応じて計算された会費収入により運営されている。市場の運営に関する協議会、新年会などの親睦行事、先進地視察研修、市場一斉清掃など自主的に活動している。市場の活性化対策として実施している、夏休み市場DE自由研究、市場開放、たかまつ市場フェスタには、市も負担金を拠出している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

会費により運営される団体であり、事業実施内容などは協議会で承認され、実施されている。利用者と設置者である市が協働して市場という施設の運営にあっているが、市場は営利団体の経済活動に必要な施設であり、市民団体などとは協働の意味が異なる。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	出金手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	委託業務につき、見積合せが実施されていない。	15-17	次記A
収入・領収書	請求に基づき入金され、処理されている。領収書に連番は付されていない。年度をまたぐ未収金はない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影に関する取り扱いについて監事への確認が望まれる。	27	

2) 結果A—者随意契約

市場フェスタ実施は次表のように主として委託によって実施されている。このうち、市場取扱品関連のイベントは、協議会内の団体に委託されている。積算額は明確ではないが、それぞれの金額は5～10万円と多額ではない。イベントの内容やフェスタの性格からは、妥当と思われる。高松市の負担金は、総事業費の約半分である。

内容	金額(円)	内容	金額(円)
設営費	2,117,850	キノコ類の試食	50,000
ステージイベント業務委託	150,000	レアフラワー展	50,000
魚のつかみ取り等イベント委託	80,000	くだもので重量イベント委託	50,000
フラワーアレンジメントイベント委託	50,000	その他	372,521
魚のさばき方イベント委託	50,000	合計	2,970,371

(結果) 市場フェスタ関連委託のうち、全体の企画運営事業につき、継続して同一の団体に随意契約により委託されている。(23年度の委託額は1,995千円)

当初は入札されたとのことであるが、市費負担による事業の実施方法としては不相当であり、入札等の手続きによるか、一者随意契約とする理由を明確にした上で、積算根拠を検討するなどの手続きが取られることを助成金の要件とする必要がある。

(5) 課題等 (意見)

(意見) 市が設置する福祉施設などの他の施設と異なり、市場は経済活動に必要な施設であり、利用者が営利を目的とした事業者である。

市場の運営は、利用者のニーズをくみ取って行われなければ、市場という施設の設置目的は達成できない。しかし、利用者に対して過度の経済的利益を供与する結果とならないことも公設市場としては重要である。

少なくとも、市と利用者が混然一体とした運営状況にならないよう、占用許可など、公の求める管理上の手続きを実施する必要がある。

この点から考えると、出納事務や集計まで市の職員が関与することの可否についても、検討が必要である。

28-2, 3, 4 高松市中央卸売市場清掃協力会・青果部清掃協力会・水産物部清掃協力会

この3団体は、市場の清掃に関する業務を行うが、団体相互の資金負担取引も多いなど、一体として見るのが妥当と思われることから、一括して記載する。

☆廃棄物処理を市の補助も受けつつ、利用者により行う団体である。

☆収益事業として、①ごみ袋の販売②発泡スチロールの溶融処理③車両入場許可証の発行の3事業が実施されている。このうち②は、エネルギー価格の高騰に伴う収益ではあるが、繰越金等の金額が22百万円と多額である。溶融炉の買い替えに必要な金額を明確にし、必要水準以外は他の廃棄物処理費に充てるべきである。

また、③は、車両入場に伴い廃棄物が発生することに着目した制度であるが、車両の入場許可が必要であるならば、設置者であり、管理責任を負う市が行うべき事業である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

28-2 高松市中央卸売市場清掃協力会

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
一般廃棄物処理分担金	16,047	16,047	一般廃棄物処理費	30,024	30,024
市補助金	18,072	18,072	不燃物処理費	1,260	1,260
溶融炉特別分担金 A-2	700	700	車路清掃費	2,835	2,835
諸収入	3	2	溶融炉特別分担金 A-3	700	700
特別清掃費分担金	126	126	特別清掃費	85	22
			事務費・予備費	141	104
繰越金	97	97	繰越金	0	99
合計	35,045	35,044	合計	35,045	35,044

28-3①青果部協力会

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
一般廃棄物処理分担金	11,503	11,503	一般廃棄物処理費	11,503	11,503
車両入場許可証収入	1,800	1,866	パレット処理費	3,080	2,420
特別会計繰入金 B-2	2,100	2,100	ごみ監視業務委託料	1,200	1,178
諸収入	1	100	ごみ監視業務保険料他	482	566
			予備費	1,105	52
繰越金	1,966	1,967	繰越金	0	1,817
合計	17,370	17,536	合計	17,370	17,536

28-3②青果部協力会特別会計

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
ごみ袋売上収入	2,000	2,320	ごみ袋購入費	900	546
諸収入	0	0	一般会計繰出金 B-1	2,100	2,100
			予備費	10	0
繰越金	1,010	1,010	繰越金	0	684
合計	3,010	3,330	合計	3,010	3,330

28-4 水産部協力会

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
協力会費および分担金	8,819	8,671	溶融炉運営費	5,542	5,495
発泡固形物売却収入	5,000	5,206	清掃協力会負担金	4,749	4,749
溶融炉特別負担金 A-4	700	700	特別・内外溝清掃費	700	446
諸収入	30	31	警備委託料	2,526	2,526
ごみ袋売却代	301	288	積立金	3,000	3,000
			予備費	5,111	54
			その他	723	319
繰越金	7,501	7,501	繰越金	0	5,808
合計	22,351	22,397	合計	22,351	22,397

繰越金のほか、溶融炉更新積立として、定期預金 16,092 千円がある。

3 団体の繰越金及び基金の残高は次のとおりであり、このほか資産として溶融炉 2 基などを保有している。

団体	協力会	青果協力会	青果特別会計	水産物協力会	計
金額(千円)	99	1,817	684	21,899	24,499

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

前記団体と同じ

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

事業やその関連事務は、団体職員が実施している。市職員の分担する業務は前記団体と同じ。

② 歳出

補助金として、平成 23 年度では 18,071 千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

市場内の清掃と環境保全を期することを目的とする。

2) 会員

市場の卸売業者(5 者)、仲卸業者団体等、売買参加者団体及び関連事業者等 13 者で組織され、会則別表に明記されている。市場関係者で構成される。また、青果部、水産物部は、部ごとに独自の清掃協力会があり、全体の清掃協力会への会費の支出以外、その会計は独立している。

3) 事業の内容

28-2 市場内の清掃、廃棄物処理事業として、清掃業務、監視業務及び一般廃棄物処理業務等を主として委託により行っている。主な収入源は、市の補助金、構成団体からの分担金である。

28-3 青果部清掃協力会は、ごみ監視業務やパレットなど、青果部独自の廃棄物処理を委託により行っている。主な収入源は、負担金と車両入場許可証の発行である。

28-4 水産物部

水産部清掃協力会は、発泡スチロールなど、水産部独自の廃棄物処理を委託により行っている。主な収入源は、負担金と溶融炉処理にともない発生する発砲固形物の売却である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

廃棄物の処理など、具体的な事務の実施に必要な範囲の業務を行う利用者団体である。前記団体同様に、市民団体などとは協働の意味が異なる。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

前記団体と同様であるが、委託業務については、原則として毎年入札等が行われている。

2) 収益事業の管理

(結果) 収益事業については、貸借対照表も作成し、資金収支だけではなく、損益も計算することが望まれる。市は事業に関する事務を行っていないが、全体と見て補助金が拠出される事業であり、清掃等業務にかかる取引と資金負担の実態を把握する必要がある。

(5) 課題等

前団体と同様であるが、それに加え、市場開設者として行うべきことか、利用者の自治に委ねるべきことか、個別に判断する必要がある。

(意見) 収益を生んでいる3事業①ごみ袋の販売②発泡スチロールの溶融処理③車両入場許可証の発行のうち②は、エネルギー価格の高騰に伴い、収益が発生しており、繰越金等の金額も22百万円と多額である。市は、廃棄物処理費として補助金を拠出しているが、収益も含めた廃棄物処理費の実態をもとに、市の負担水準を決める必要がある。

現在の繰越金は、溶融炉の買い替えに必要な金額として積み立てられているものを含んでいるが、更新時期の目安と必要な金額を明確にし、必要額を算出し、それ以外は廃棄物処理費に充てるべきであろう。

(結果)③車両入場許可証の発行事業は、車両入場に伴い廃棄物が発生することに着目し、清掃費等の負担を求めるといふ名目で当団体が行っている。市場内の駐車スペースは、自由利用と駐車場料金を課金するスペースに分かれている。駐車場料金は、市場開設者である市に帰属する。自由スペースを含め、そもそも市場は、市場関係者だけが入場する施設であり、その出入りは市場開設者である市長の指示に従わなければならないとされている。(中央卸売市場業務条例第85条)車両の入場許可が必要であるならば、市が審査のうえ、許可を与え、許可内容も市が管理すべきである。許可証の発行は、開設者であり、管理責任を負う市が行うべき事業である。

車両入場許可で得た費用で清掃・衛生費の負担を賄うという課金自体は、市場関係者間で合意して決定すればいいと思われるが、車両入場許可証の有料発行という課金の方法は適当と思われない。

29 創造都市推進局産業経済部競輪場事業課

高松市の分掌規定に記載されている業務は、(1)競輪に関すること。の1である。
当課で事務を行う団体数は2である。

番号	類型	名称
1	AC	高松競輪場自衛警備協会
2	ABC	高松競輪場臨時従事員共済会
3	AB	高松けいりんクラブ

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

29-1 高松競輪場自衛警備協会

☆公的制度の枠内で効率的に場内警備業務を行うために設立された団体であり、高松市および他施行者から場内警備を受託する。場長が理事長であり、内部組織の実態にあり、透明性の点では規程整備による内部化が望まれる。
☆剰余金が多額に発生しており、少なくとも精算型の委託契約とすることが望まれる。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
事業収入	40,760	43,007	給与費	49,947	46,471
高松競輪	8,124	8,124	管理費	8,095	3,189
場間場外	32,636	34,878	会議費	200	56
その他	10	4	予備費	1,558	0
繰越金	19,030	21,520	繰越金	0	14,810
合計	59,800	64,526	合計	59,800	64,526

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 高松市

昭和 25 年に、全国で 45 番目の競輪場として設置された。

趣味の多様化など、社会情勢の変化により、収益も低下し、公設のギャンブルとしての役割を問う声も高まり、香川県内では、観音寺市では、競輪場は閉鎖されている。

② 施設の概要

競輪場、敷地面積 86,342.31 m² 収容人員 14,122 人のほか、食堂など関連施設、選手宿舎が設けられている。

③ 23 年度歳入歳出

特別会計の歳入・歳出の概要は次のとおりである。(予算は当初予算)

収入の部(百万円)			支出の部(百万円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
事業収入	10,942	11,176	総務費	137	125
繰越金	58	405	業務費	10,771	10,889
			施設費	57	53
			公債費	35	35
合計	11,000	11,581	合計	11,000	11,101

④ 団体と市施策の関連

当団体は、競輪の開催時の競輪場内警備を行う団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

団体の専従職員は、事業及びその関連の事務一般を担当している。団体の長は、競輪場長であり、高松市の職員は、各種の決定に関する承認等その事務を管理している。

② 歳出

委託費として、高松市および他施行者から平成 23 年度は 43,002 千円を支出している。

③ 施設内スペースの提供

委託業務を行うために必要なスペースで業務を行っている。使用許可及び減免を行っている。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松競輪場で開催する競輪に伴う警備を中心に、競輪場内の秩序維持と周辺環境整備に努めるとともに、競輪の公正安全な運営と円滑な推進に寄与することを目的とする。平成7年に組成されている。

2) 会員

定款により正会員を、警察官退職者およびそれに準ずる者で、理事長が認めた者としている。また、特別会員は高松競輪開催執務委員から理事長が認めた者としており、理事長は高松競輪開催執務委員長、副理事長は同副委員長と定められている。

3) 事業の内容

高松市競輪場で開催される高松市営競輪および他施行者主催の競輪開催に係る自衛警備業務を受託し、当会会員のうち警察官退職者などが受託業務にあたる。事業は、①競輪開催の公正安全確保対策の確立、実施に関する協力、②競輪場から暴力団・ノミヤ等不法行為者の排除、③関係機関への連絡及び資料収集、④競輪開催中の競輪場周辺の環境整備とされている。

なお、業務契約書にも受託業務内容として①～③が記載されている。

3)高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

競輪事業の運営に必要な業務を、受託により実施する団体である。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	就業関連規定以外の諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	出金手続きは分掌されていない。理事長等による出金承認が望まれる。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	人件費以外の多額の支出はない。		
収入・領収書	受託収入が入金される。領収書に連番は付されていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	理事会・総会により決議されている。他の団体と各会の位置づけは異なる。議事録は作成されている。(次記A)	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証拠は残されていない。	26	
監査	印影に関する取り扱いについて監事への確認が望まれる。	27	

2)A-意思決定

当団体の正会員は、場内警備を行う警察官退職者であり、理事会、総会の出席者は同じである。総会は年2回開催され、競輪場の運営に関する情報交換や、正会員の処遇に関する交渉が行われる。

(5) 課題等 (意見)

競輪場の安全な運営のためには、ノミ行為や暴力団の排除、スリや暴力的な行動をとる者への対応、泥酔者や混雑による事故の防止など、特殊なノウハウが必要である。高松市では、そのノウハウを有する退職後の警察官により対応しているが、競輪場は高松市条例により運営される。定年退職後の年齢の者に、特殊技能に対する報酬を支払うための方法として、場長を理事長とする自衛警備協会という内部組織のような団体を組成し、その中で、就業条件や給与について決定している。純粋に外部の団体としないのは、業務に対する市の発言権を確保する目的と思われる。

他の競輪場では、警備会社などに委託しているところもあるとのことであるが、委託額の点からも、現在の形態が優位とのことである。

公的制度の枠内で効率的に場内警備業務を行うために設立された団体であり、委託契約の形式をとっているものの、理事長が場長と定められ、外部への委託業務とは言い難く、このため、「自衛」を委託するというややねじれた契約形態になっている。外部化することで、運営の透明性の点では劣る結果となっている。

平成23年度の剰余金は、1,481万円と年間委託額4,300万円の概ね3分の1の高い水準にある。委託額を減額して徐々に減らしていく予定とのことであるが、運営の実態を考えると、内部留保に近い性格のものと思われる。

(意見) 規定を整備することで、市の臨時職員等としての雇用に変更できないか、の検討が望まれる。また、委託とするにしても、年度ごとに精算を行うこととし、現在の留保金を含め、いったん精算することが望まれる。

29-2 高松市競輪場臨時従事員共済会

☆臨時職員の福利厚生団体であるが、独自に収益事業も実施している。
☆市は、退職金を当団体を經由して支払っている。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

科目	一般	離職餞別	福利厚生	軽食喫茶	合計
会費	106	-	-	-	106
喫茶売上	-	-	-	12,247	12,247
自販機売上	-	-	1,781	2,862	4,643
交付金	106	29,206	-	-	29,312
その他	-	-	2	0	2
繰越金	166	2	7,976	974	9,118
収入・前期繰越金合計	378	29,208	9,759	16,083	55,428
助成費	-	-	3,634	-	3,634
需用費	-	-	-	1,774	1,774
賃金	-	-	-	4,487	4,487
原材料費	-	-	-	3,813	3,813
使用料等	-	-	-	2,335	2,335
事業費	252	-	-	-	252
離職餞別給付金	-	29,206	-	-	29,206
その他	58	-	206	599	863
繰越金	68	2	5,919	3,075	9,064
支出・繰越金合計	378	29,208	9,759	16,082	55,428
当期収支差額	△ 98	0	△ 2,057	2,101	△ 54

- (1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与
1) 市の施策

①～③前記団体と同じ

④ 団体と市施策の関連

当団体は、競輪場の窓口事務等に就業する臨時職員の福利厚生事業等を行う。

臨時職員とは、地方公務員法第 22 条第 5 項の規定を根拠として任用された者をいい、平成 23 年度は、177 人が登録されている。

日額で給与計算される臨時職員ではあるが、もともと第 2 次世界大戦後の戦争寡婦の生活対策事業でもあったとのことであり、勤続年数は長く、高松競輪開催日以外の他競輪場の場外車券の販売業務も行う。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

事業やその関連事務は、団体職員が実施し、市職員は、出納を含む管理事務を行う。

② 歳出

交付金として、平成 23 年度では 29,312 千円を支出し、このうち 29,206 千円は、離職餞別金である。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松競輪場臨時従事員の相互共済および福利厚生をはかるとともに、会員相互の親睦につとめることを目的とする。設立は昭和 44 年。

2) 会員

高松競輪場の従事員登録者名簿に登録されている者。

3) 事業の内容

一般給付事業、離職餞別給付事業、福利厚生事業、軽食・喫茶事業を行う。

福利厚生事業は、労使交渉により、給付内容を決定しているが、健康増進活動費、レクリエーション費という名称ではあるものの、合計年間 21 千円が支給され、実質的には規定外給与である。市からの支出はないものの、財源は場内に設置した自動販売機の収益であり、市の便宜による収入といえる。

離職餞別給付事業も、実質的には退職金の給付事業である。当会の会則により支給され、市の正規職員であれば、退職金は条例に規定され、退職金として歳出される。市の特別会計から、共済会交付金として支出される構造は、透明性という点では劣っている。過去の労使交渉の過程で決められたと思われる、とのことであるが、労使交渉の記録での確認は難しい。ただし、支給水準は、勤続の長い者(30 年など)でも、200 万円台と、異常な水準ではない。財源は、全て市の交付金である。

現在の臨時職員が全て退職したと考えた場合の要支給額は、約 4 億円とのことである。この部分が、市の競輪事業上は、交付金支給とすることで認識外の債務となっている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

臨時職員の福利厚生という市の業務の一部を行う団体であり、市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	出金手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	人件費以外の多額の支出はない。		
収入・領収書	一般的な営業も行われている。レジペーパーとの照合は行われていた。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	

意思決定	評議員会・理事会により決議され、理事会資料が議事録とされている。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。		次記B
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影に関する取り扱いについて監事への確認が望まれる。	27	

2) 収益事業の管理

食堂の運営を行っている。現金による売上であり、売上の計上漏れが出やすい業種である。レジペーパーによる売り上げ管理は行われていたが、帳簿も全て手書きであり、現状は几帳面に転記されているが、担当者が変わった場合、現状の管理水準が維持できるか疑問である。また、原材料の仕入れ、値決め交渉、納品のチェック、在庫管理など、営業にかかる管理上のチェック項目も多い。市の職員が全体の事務を管理している現状を考えると、共済会の自己責任による運営に任せることは適当ではない。管理の穴がないよう、規程化と第三者によるチェックを定期的に行うことが望まれる。

(意見) 営業を行う団体の事務を、市の職員が行うことの妥当性について検討が必要である。

3) 結果Bー収益事業の表示

(結果) 収益事業については、貸借対照表も作成し、資金収支だけではなく、損益も計算することが望まれる。

(5) 課題等

競輪事業に必要な臨時職員の福利厚生はの団体であるが、給与・退職金に属する支出をこの団体を通じて行っている実態にある。

支給水準は、退職金で200万円台程度、福利厚生支出で年額21千円という水準であるが、退職金については、会則に従い支給されているが、市の規定上は退職金の支給されない職種とされている。労使交渉の経過も十分に保管されているとはいえ、透明性には欠ける支出である。福利厚生費の財源は、場内に置くことを市から許可された自動販売機からの収益であり、そのほか競輪場内で食堂を運営している。現金商売は、管理リスクの高い業種である。

(意見) 退職金等の給与に類する支出は、市で規定を設け、特別会計から直接に支出する方向での検討が望まれる。

それ以外の事業については、管理を含め、臨時職員の意思決定による自主的な運営に改め、市はその設置の可否や運営状況について、他の店舗と同様に扱うことが望まれる。

29-3 高松けいりんファンクラブ

☆高松競輪愛好者を対象とし、会費を支払うと特典が受けられる。利用促進のための団体である。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	384	203	事業費	950	612
高松市補助金	500	500	印刷費	240	298
参加費収入	75	16	郵送代	70	51
その他	0	0	その他	126	19
繰越金	426	426	繰越金	0	165

合計	1,386	1,145	合計	1,386	1,145
----	-------	-------	----	-------	-------

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①～③前記団体と同じ

④ 団体と市施策の関連

当団体は、競輪場の利用を促進するための会員制ファンクラブであり、複数回来場する者であれば会費以上に価値のある特典が付けられている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

市職員は、出納を含む管理事務を行う。

② 歳出

補助金として、平成23年度で500千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松競輪場においてレース展開の推理や勝者投票を行っての観戦の楽しさを仲間とともに体験する機会を提供するとともに、様々な競輪情報にふれられることによって競輪に対する理解をより深め、真の競輪ファンの育成と拡大を図る。

2) 会員

法令等により競輪場入場を禁止されている者以外の20歳以上の年会費を支払った者。

平成23年度の会員数は新規18名、更新151名、合計169名であった。

3) 事業の内容

各種特典の提供と、ファンクラブカップの開催、ファンクラブ会員交流会、会員観戦ツアーの実施。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

競輪場の利用促進を図る会であり、一般的な意味での市民との協働の団体ではないが、利用者と事業者の意見交換の場にもなっている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	出金手続きは分掌されていない。	10	9
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	12-14	
見積合せ	実施されていない。	15-17	
収入・領収書	会費、観戦ツアーの参加費について収入される。(次記A)		
配布品	カレンダー、入会記念品など配布品を発注している。在庫管理が望まれる。	21	
意思決定	高松けいりんファンクラブモニター会議により決議され、同会議資料が議事録とされている。	22	
収支計算書	日付、単位、資産負債、注記等の記載が望まれる。	23	
監査	監査報告書は作成されていない。会則に、監査規程を入れ、監査を実施することが望まれる。	26	

2) 意見A— 入金管理

入会金1200円を支払うと会員証が交付される。未発効の会員証には番号は記載されていないが、会員名簿には、会員数のほか、会員証の未発行在庫数も記載され、未発行会員証の現在数と照合されている。

30 都市整備局まちなか再生課

高松市事務分掌規則に記載されている事務は、次の3項目である。

- (1) 中心市街地の活性化事業に関する事。
- (2) 駐車場事業に関する事。
- (3) 放置自転車および放置自動車対策に関する事。

当課で事務を行う団体数は、1である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市違法駐車防止対策推進協議会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

30-1 高松市違法駐車防止対策推進協議会

☆市の懇談会等とする方向での検討が望まれる。
 ☆補助金 70 万円のうち 50 万円は、ポケットローディングシステム協議会(PLS 協議会)に負担金として支出されているが、市から PLS 協議会に直接補助することへの変更を検討するべきである。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	735	735	啓発費	200	200
諸収入	0	0	会議費	10	5
繰越金	77	77	事務管理費	30	17
			助成費	501	501
			路上荷捌き対策費	71	14
			繰越金	75	75
合計	812	812	合計	812	812

保有資産(平成 24 年 3 月 31 日)普通預金 75 千円 他デジカメ・幟など

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

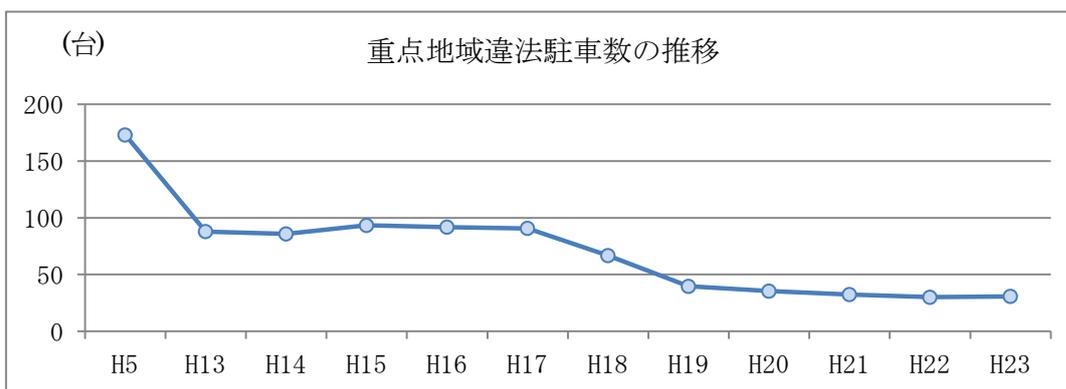
① 違法駐車対策業務

「高松市違法駐車防止に関する条例(平成4年施行)」に基づき、駐車場の整備と利用の促進および、違法駐車防止の啓発活動を実施してきた。平成23年度の具体的な事業は、5つの違法駐車防止重点地域の状況調査・荷捌き駐車スペース及びタクシーベイの管理・整備などで、年額は812千円と、高松市主要施策の成果説明書による「交通安全対策の充実」154,666千円のなかでは、少額の事業である。

②違法駐車の実況

中心市街地での違法駐車に対する指導開始は平成6年であるが、商業施設等の郊外移転等に伴う車両流入減少、小規模駐車場施設の増加により駐車場の供給が需要を上回ったことや、平成18年の民間駐車監視員取締制度の導入など、社会情勢の変化なども影響し、違法駐車数は減少している。

市役所隣接の市営立体駐車場も、中心地の駐車場供給が十分であることなどから平成23年度に廃止し、24年度に撤去されている。



2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

会則の規定により、市の職員が、職務として団体の連絡、各種資料作成、議事録作成、出納等事務全般を実施している。年間の事務に要する時間は約 10 日。

② 歳出

団体運営補助金 735 千円を歳出している。(共通意見 3-5)

次項に記載しているように、このうち 50 万円は、さらに他団体への負担金として支出されている。(共通意見 7)

次記載のように、25 年度から対応されるが、市長が会長であることから、受け手と出し手の代表がともに高松市長となっている。(共通結果 1、共通意見 8)

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

高松市違法駐車防止に関する条例に規定する違法駐車防止重点地域において、高松市長が講ずる措置の適切な実施および違法駐車防止に関する諸問題を協議し違法駐車防止の推進に必要な事業を行うことを目的とし、平成 5 年 1 月に設立された。

業務内容：(1) 違法駐車防止のための広報活動および啓発活動 (2) 高松市が実施する違法駐車防止対策への協力 (3) その他必要な事業

2) 会員

会則に定められている。会則は、総会で改められる。警察、関連諸団体、民間事業者で構成されているが、平成 24 年度に会則が改訂され、平成 25 年度からは、会員数は 37 から 21 に減少する予定である。

また、高松市長が会長に就任しているが、平成 25 年度からは副市長が会長に就任予定である。

3) 事業の内容

補助金で運営されている。主な事業は、①荷捌き駐車場運営負担金の支出②違法駐車防止啓発キャンペーン等とのことである。①は、事業費 50 万円の全額が当団体会員などで組成される高松ポケットローディングシステム協議会(以下「PLS 協議会」と記載する。)への負担金支出であり、収支計算書では助成費に計上されている。②は配布品作成費 20 万円が啓発費に計上されている。

注) ポケットローディングシステムは、路外に設けられた荷捌き場のこと。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

事業実施内容などは総会等で承認されているが、市の政策に関する懇談会の性格が濃い団体である。収入も高松市からの補助金のみ。協働の形態は、「参画・提言」に近いと思われる。団体の事務は、市業務そのものであることから、市職員が実施している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	分離管理されている。		
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部を照合したところ、一致していた。	12-14	
見積合せ	配布品の見積りはとられていない。市の規定より低額のものも見積合せの実施が望まれる。	15-17	
委託金	該当なし。		
補助金等	他団体への負担金がある。	7	次記A
配布品	配布品の入出庫管理が行われていない。	21	次記B
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 結果Aー団体を通して支払われる負担金

当協議会の会員の一部で組織される PLS 協議会に、荷捌き場運営費負担金として 50 万円を支出している。

PLS 協議会で、路外荷捌き駐車場の設置場所を検討し、設置工事、設置後の維持管理を行う。PLS 協議会の平成 23 年度の収支は次の通りである。

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市	500	500	中本町駐車場	486	410
団体・民間企業より	320	320	新規荷捌き駐車場	500	472
雑収入	2	0	路上荷捌き場整備費	100	0
繰越金	508	508	事業費	155	142
			予備費	88	0
			繰越金	0	303
合計	1,329	1,328	合計	1,329	1,328

やや繰越金が多いが、地代の支払いなどのために、数か月の運転資金を持つことが望ましい団体ではある。

なお、PLS 協議会の収支計算書では、高松市違法駐車防止対策推進協議会からの 50 万円につき、「高松市」と記載されている。

(結果) 現状を前提にすれば、PLS 協議会に直接補助することで足りると思われる。市から直接支出することを検討するべきであろう。

3) 結果Bーキャンペーン用配布品の管理

(結果) 違法駐車防止啓発及び交通安全キャンペーンなどで配布する配布品を作成している。複数回にわたり配布されるものであるが、入出庫の管理が行われていない。

納品日からの管理簿を作成し、何のためにいつ何個誰に出庫し、残りが何個であるかが確認できる管理簿作成が望まれる。

(4) 課題等

当初は違法駐車そのものへの指導などの対応を行っていたものと思われるが、社会情勢等の変化にも助けられ、違法駐車減少に伴い、団体の運営方法などは、平成24年度で見直され、縮小・単純化され、現在は、多様化する駐車場ニーズへの対応とキャンペーン事業を行っている。当団体が市の駐車対策基本計画の実施・管理を担っているため、市で当団体の事務を担当している。

(意見) 前記のPLS協議会への負担金支出以外の主要な事業は、迷惑駐車防止キャンペーンと総会である。警察・関連団体・民間と定期的に迷惑駐車について考えるという点では存在意義もあるとも考えられるが、自主的な活動が行われる見込みは薄い。また、団体を通して補助金を出すことで透明性の点で劣る結果となっており、補助金支出の妥当性も含めて検討するような、市の懇談会等に移行する方向での検討が必要である。

(参考 高松市ホームページより 磨屋町ポケットローディング)



31 教育委員会教育局保健体育課

高松市教育委員会事務局規程に記載されている事務は、次の8項目である。

- (1) 児童生徒および教育職員の保健に関すること(幼稚園に関するものを除く。)
- (2) 学校の環境衛生に関すること。
- (3) 保健体育の指導に関すること。
- (4) 学校給食の企画および実施に関すること。
- (5) 学校給食の指導および研修に関すること。
- (6) 学校給食調理場に関すること。
- (7) 教育職員の保健体育の研修に関すること。
- (8) その他保健体育および学校給食に関すること。

当課で事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	ABC	高松市学校保健会
2	A	高松市学校給食会

類型欄:A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

31-1 高松市学校保健会

☆市を含む学校保健関連者の連絡会である。県の上部団体との会費、負担金等の資金の流れはやや入り組んでいる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	1,600	1,600	県保健会負担金	445	445
三師会助成金	430	430	大会派遣費	310	207
県学校保健会助成金	130	129	研究事業費	610	802
その他	64	64	その他	974	776
繰越金	115	115	繰越金	0	108
合計	2,339	2,338	合計	2,339	2,338

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

小中学校の環境、及び児童生徒及び教職員の健康の維持・管理・向上に関して、法令で定められていることもあり、市は一定の責任を有する。具体的には、学校保健、学校の環境衛生、学校給食などが業務であり、当団体は、当課業務に全般に関する団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を市の職員が実施している。事務に要する時間は約120時間。

② 歳出

平成23年度の市からの補助金は1,600千円。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

学校保健に関する専門的・技術的助言を行い、学校保健の推進に協力することを目的とする。昭和22年に設立されている。

2) 構成員

高松市の関係団体から選出された理事と市職員合計17名。

3) 事業の内容

講演会・研修会の開催・派遣、よい歯の審査・表彰、学校健康に関する機器等購入配布など。支出額の大きい事業は、23年度ではそしやく計の購入配布735千円である。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の業務の一部に関する機関の性質をもち、一般的な意味で市民と協働する団体ではない。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	内容	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30 次記A	
預金管理	分離管理されている。		
支払手続	支出承認を受け、集計・転記されている。一部照合は一致した。	13	
見積合せ	実施されている。		
補助金等	県上部団体への負担金がある。生徒児童の人数に12円をかけている。		
収入・領収書	県立および独立行政法人の小中学校から会費を徴収しているが、3校と少数である。		
意思決定	理事会で事業等が決められているが、議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A—会則

会則に、理事の選任規程がない。実質的には市の任命によるものと思われ、その他の会則不備を含め、運営上に支障は出ていない。

(意見) 会則は諸団体の活動の基礎となるものであり、会合の名称が不統一であるなど、現状にあわせた会則の見直しが望まれる。

(5) 課題等

諸団体ではあるが、独立して活動する事業も少なく、市の諮問機関の位置づけにある。他の団体からの負担金も収受していること、県の上部団体もあることなどから、内部組織への移行は困難である。

外部団体化することで、決定過程や実施過程が不透明とならないような運営が望まれる。

32 教育委員会教育局生涯学習課

高松市教育委員会事務局規程に記載されている当課の13の業務のうち、団体に関連する項目は、(5) 家庭教育に関すること。(6) 青少年教育に関することの2項目であると思われる。

事務を行う団体数はない。

番号	類型	名称
1	A	高松市子ども会育成連絡協議会
2	A	高松市PTA連絡協議会
3	A	高松市青年連絡協議会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

高松市は補助金を支出しており、団体の決算書をもって補助金の実施検査としているが、3団体の収支に占める高松市補助金の割合と繰越金の状況は次の通りである。

収入の部(千円)					
科目	収入総額	高松市補助金	繰越金	基金	資金合計
高松市子ども会育成連絡協議会	5,897	1,800	1,088	5,212	6,300
高松市PTA連絡協議会	13,409	1,800	994	7,233	8,227
高松市青年連絡協議会	183	140	3	0	3

高松市子ども会育成連絡協議会、高松市PTA連絡協議会は、生徒児童の会費が主な収入源であるとはいえ、繰越金及び基金を多額に備えており、何らかの事業予定があるのでなければ、運営費補助として市から一定の金額を支出することの合理性にはやや疑問がある。

また、高松市青年連絡協議会は、全体の収支規模は小さいが、補助金が主な収入源であり、支出のうち53千円は他の団体への会費である。

それぞれの団体は活発に活動しており、何らかの意思をもって留保されたり、支出されたりしたものと思われるが、検証が行われていない。

(意見)高松市としては、補助団体の補助金使途の検討と妥当と考えた根拠の文書化が望まれる。

参考 高松市ホームページより 子ども会への加入について

友達をつくろう！

子ども会とは、隣近所に住んでいる子どもたちがメンバーとなって結成され、いろいろな活動を計画的・継続的に実施し、メンバー一人ひとりの人格のより豊かな形成をめざすグループです。子どもは、遊び仲間を求めており、遊びを通じて社会の一員として必要な知識・技能および態度を学んでいます。このような子どもの遊びの特徴をとらえながら、健全な仲間づくりと心身の成長に大切な活動を行っていくのが子ども会活動です。子ども会は、義務的ではなく、子どもたち一人ひとりの自主性によって加入でき、活動できる子どもたちみんなの会です。

33 教育委員会教育局生涯学習課少年育成センター

高松市教育委員会事務局規程には、生涯学習課の事務として「(7) 少年育成センターに関すること。」が定められている。

事務を行う団体数は1である。

番号	類型	名称
1	AB	高松市青少年健全育成市民会議
2	A	高松市少年育成委員連絡協議会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

33-1 高松市青少年健全育成市民会議

☆地区の青少年健全育成組織等と市が少年の健全育成関連事業を実施する団体。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	590	590	事業費	526	514
高松市補助金	1,300	1,300	広報啓発費	661	741
			研修費	370	275
			活動助成金	200	200
その他	1	1	その他	178	136
繰越金	44	44	繰越金	0	69
合計	1,935	1,935	合計	1,935	1,935

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

初発型非行の低年齢化、問題行動の発生など、少年自体の問題や、子どもが事件・事故の被害者になるケースも懸念され、育成センターの役割は、学校・家庭・地域がより一体となった子どもの健全育成を目指し、関係機関・団体との連携を強化しながら、補導、相談、環境浄化、広報啓発などの事業を推進することとされている。

この関連団体として、当団体が挙げられている。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納、総会資料作成など。

② 歳出

補助金として平成23年度は130万円を支出している。(共通意見5)

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

青少年が心身ともに健やかに育ちゆくことを願い、関係機関・団体が緊密な連携のもとに結集し、市民総ぐるみによる青少年健全育成運動の一層の推進を図る。

2) 構成員及び役員

各地区青少年健全育成組織および各種関係機関・団体等から推薦された代表を理事とし、そのうちから会長、副会長、常任理事、幹事を理事総会の承認を得て選出している。

3) 事業の内容

青少年健全育成フォーラム、市民の集い、啓発用品の作成・配布、相談員養成など研修の実施など。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市民会議は、少年育成センターの目的に沿った活動を行う地区の少年育成委員等と市との情報交換や協働を行う。活動は自主的に行われている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	処務関連の規定はない。処務規程等の作成が望まれる。		
預金管理	支出手続きは分掌されている。		
支払手続	支出伺は作成されている。証憑と記帳の一部照合結果は一致した。	12-14	
助成金	地区活動に助成金を支払っている。対象は理事会で決定される。少額ではあるが、実施報告に基づき検査されている。		
見積合せ	実施されている。	16. 17	
配布品	配布品の出し入れ簿は作成されていないが、作成後すぐに配布され、在庫として長期間は保管されない。		
収支計算書	日付、単位、資産負債、注記等の記載が望まれる。	23	
意思決定	総会により決議され、議事録に署名はされていないが、会長により承認され、保管されている。		
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

参考 高松市ホームページより 平成 23 年度青少年健全育成作品展

少年育成センターでは、高松市青少年健全育成市民会議、高松市少年育成委員連絡協議会と共催で、非行防止・健全育成に関する作品を募集し、最優秀作品を「市民のつどい」などで展示するとともに、広報啓発活動に活用しています。

今年は、標語、書写、ポスターを市内の小学校、中学校、高等学校、一般から募集したところ、610作品の応募がありました。

入賞した162作品を11月の[子ども・若者育成支援強調月間]にあわせて、青少年健全育成作品展（11月14日（月）～18日（金））を市役所1階市民ホールで開催し、多くの方々にご来場いただき、作品展示による啓発活動を通じて、「非行防止・健全育成」に対する理解を深めていただきました。

34 教育委員会教育局文化財課

高松市教育委員会事務局規程に記載されている当課の事務は、次の10項目である。

- (1) 文化財保護審議会に関すること。
- (2) 文化財の保護および活用に関すること。
- (3) 文化財の指定および登録に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化財に関すること。
- (5) ユネスコ活動に関すること。
- (6) 歴史資料館に関すること。
- (7) 菊池寛記念館に関すること。
- (8) 石の民俗資料館および石匠の里公園に関すること。
- (9) 香南歴史民俗郷土館に関すること。
- (10) 讃岐国分寺跡資料館に関すること。

当課で事務を行う団体数は、7である。

番号	類型	名称
1	A	水任流保存会
2	A	城山顕彰会
3	A	菊池寛顕彰会
4	B	高松市文化財保護協会
5	B	高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)
6	B	高松市石の民俗資料館友の会
7	B	高松市讃岐国分寺跡資料館友の会
8	B	讃岐国分寺史跡まつり実行委員会
9	B	菊池寛記念館文学展実行委員会
10	B	菊池寛記念館文学探訪実行委員会
11	C	財団法人 栗山顕彰会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

34-1 高松市文化財保護協会

☆会員を対象に、県内外の文化財めぐり、文化財教室等の事業を行う。会費で賄われる団体である。市の職員が事務を担当しているが、自立化を目指すことが望ましい。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費・参加費	692	566	会議費	100	69
補助金	53	53	県保護協会会費	450	380
県保護協会負担金	180	152	事業費	200	196
その他	1	0	分会助成金	70	62
			その他	134	62
繰越金	28	28	繰越金	0	30
合計	954	799	合計	954	799

旅行会計

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
参加費	2,295	1,642	旅行費	2,290	1,738
普通会計より	0	60	運営費	90	36
その他	0	0	その他	30	0
繰越金	115	115	繰越金	0	43
合計	2,410	1,817	合計	2,410	1,817

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

① 概要

文化財を調査・登録・管理・整備する基本の業務のほか、文化財の公開・活用とその一環として運営される各種施設の管理を行う。

② 歳出額

主要施策の概要「文化芸術活動の推進」施策の年間歳出額は97,989千円、「文化芸術を創造する環境づくり」は1,173,056千円である。

③ 当団体と市施策の関連

文化財に対し、市民の関心・関与を高める団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

契約・出納を含む事務を市職員が行っている。事務処理自体に要する時間は200時間。

② 歳出

補助金53千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

文化財の尊重、保護と活用に関する意識を高揚することを目的とする。

2) 構成員

高松市に在住する香川県文化財保護協会の会員。会費は年額2000円、平成23年度は253人。

3) 事業の内容

高松市内外の文化財めぐり、文化財教室、ふるさと探訪運営協力など。

それぞれの行事に参加費を徴収している。

県の文化財保護協会の下部組織である。会員は、当団体に2000円の会費を納めるが、1500円は県保護協会の会費として当団体から県保護協会へ支払われる。しかし、そのうち600円は当団体に活動費として入金される。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

自発的に市の文化財保護・活用政策にも沿う活動を行う団体である。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	支出伺い等は作成されていない。領収書と照合結果は一致した。	11-14	
見積合せ	原則は行われているが、金額が最も大きい研修旅行業務は継続して随意契約によっている。	15-17	
補助金等	2分会への分会人数に応じた支出がある。	7	
収入・領収	領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われて	18	

書	いない。(次記A)		
備品管理	備品簿が備えられている。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。現在のところ、総会資料をもって議事録とされている。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-入金処理

領収書は印刷され、発行前に領収印も押印されている。

発行控えなどをとる形式ではない。

また、支払処理にも、2月27日と3月19日の支出を合わせた金額の領収書が2月27日の日付で添付されているものがあり、支払の実態と証憑が不一致になっている。

現金の流れと記帳・証憑が一致するような会計処理を行う必要がある。

(5) 課題等

参加費等で活動する団体であるが、活動内容は、文化財めぐり、県外への国宝の旅、文化財教室の開催と、文化財の保護・活用等の市の政策に合致するものであるが、市の職員が出納等の諸事務を行うことも補助に類し、いつまでも現状を是とすることのないよう、自立化を目指すことが望まれる。

34-2 高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)

☆市の施設である高松市歴史資料館の活動を援助する目的で、講演会や展覧会を開催している。資金的には会員からの会費で運営されているが、事務処理は市の職員が行っている。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入・科目	金額(千円)	支出・科目	金額(千円)
会費	42	郵送費	21
参加費	7	講師交通費	12
県外研修残金	5	鬼が島印刷代精算	18
鬼が島売上金	11	事務用品	2
繰越金	104	繰越金	116
合計	169	合計	169

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①②前団体と同じ。

③ 当団体と市施策の関連

市の施設である高松市歴史資料館の活動を援助する団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

契約・出納を含む事務を市職員が行っている。事務処理自体に要する時間は120時間。

② 歳出

金銭による支出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

歴史・文化・芸術に関心を持つ人々に、資料公開展示や研究調査の便宜を図り、会員相互の親睦・交流の推進を図るとともに、資料館の活動を援助することを目的とする、とされている。(資料館：市の施設である高松市歴史資料館)

2) 会員

目的に賛同する個人(法人を含む)で会費を支払うもの。会費は年間一口 500 円で、平成 23 年度会員数は 81 名。

3) 事業の内容

高松市歴史資料館を会場に、講演会、県外研修の開催を行う。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の施設である歴史資料館の活用を市民サイドから応援する団体である。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	支出伺い等は作成されていない。領収書と照合結果は一致した。	11-14	
見積合せ	行われていない。	15-17	
収入・領収書	領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	次記 A	
販売品	本を販売しているが、在庫は 10 冊程度である。	21	
備品管理	備品等は保有していない。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-入金処理

(意見) 会費は、一口 5 百円と少額のため、会員名簿に入金チェックを入れて入金管理簿としている。日ごとの入金番号を記入したものを作成するとともに、名簿には入金日付も記入するなどの方法で、いつ誰が入金したのか照合可能な状態にすることが望まれる。

3) 意見 B-帳簿外の入金

(意見) 県外旅行の収支は、旅行特別会計にも計上されず、差額だけが寄付金収入等に計上されている。活動の実態を表さないため、収支ともに計上することが望まれる。

(5) 課題等

資金的には会員からの会費で運営されているが、事務処理は市の職員が行っている。

通常の講座、シンポジウムは、市民誰でも参加可能である。市の施設である高松市歴史資料館の活動を援助という会の目的に沿った活動を行っており、特定の市民のためだけの事務にはなっていないと思われる。

34-3 高松市石の民俗資料館友の会

☆庵治石の産地である旧牟礼町施設の利用者の会。会費とミュージアムショップ、工作教室、コンサートの事業収益で運営されている。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	101	133	印刷費	70	68
研修事業収入	210	208	研修事業費	550	554
コンサート収入	400	701	コンサート事業費	450	425
販売手数料収入	400	450	賃金	400	174
その他	1	0	その他	222	65
繰越金	580	580	繰越金	0	786
合計	1,692	2,072	合計	1,692	2,072

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①②前団体と同じ。

③ 当団体と市施策の関連

市の施設である高松市石の民俗資料館の利用者を会員とする団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

契約・出納等の事務を市職員が行っている。事務処理自体に要する時間は24時間。そのほか、ショップの管理などは、原則として市の職員が行っている。(日曜日は団体が雇用する臨時職員が補助している。)

② 歳出

金銭による支出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

資料館の設立目的に賛同し、資料館活動に協力するとともに、資料館を身近なものとして活用しながら、石と人間とのかかわりの文化史の伝承と歴史、民俗、考古学等に関する知識及び文化的教養をたかめること。

2) 会員

目的に賛同する個人(法人を含む)で会費を支払うもの。会費は年間1000円(法人は3000円)で、平成23年度会員数は120名。

3) 事業の内容

ミュージアムショップの運営、コンサートや工作教室の開催、研修旅行を行う。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の施設である資料館の積極的な利用を促進している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	次記A	10	9
支払手続	支出伺い等は作成されていない。領収書と照合結果は一致した。	11-14	
見積合せ	行われていない。	15-17	
収入・領収書	領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
販売品	ショップを運営しており、在庫は在庫表で管理され、適宜照合され		

	ている。		
備品管理	複数年使用する備品について、管理簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-出金手続き

石の民俗資料館から支店が遠いため、キャッシュカードにより入出金されている。入出金が自由に行えるキャッシュカードは、統制の点で劣るため、市の職員が行う諸団体の事務としては不適當であるが、近隣で出金できる金融機関がない。

(意見) キャッシュカード自体を届け出印の管理者と一緒に保管し、出金時に渡し、出金後、すぐに
出金記録を照合するなどのキャッシュカード使用規定を作成し、それに従うことが望まれる。

(5) 課題等

資金的には会員からの会費や事業収入で運営されているが、事務処理は市の職員が行っている。

ミュージアムショップは、市の許可を得て運営しているが、ショップの管理も市職員が行っており、補助金的な性格を有する。コンサートも同様である。これらの収益から研修旅行を開催していることは、旅行参加費も徴収しているとはいえ、やや特定の利用者に利益を供与している状況ではあるが、一方、資料館主催事業の事業費の一部を友の会会費から補てんしている。施設の運営と団体の運営が入り組んでいるが、全体としてバランスがとられており、現状では妥当な範囲内と思われる。

34-4 高松市讃岐国分寺跡資料館友の会

☆旧国分寺町施設である高松市讃岐国分寺跡資料館の利用者の会。会費と書籍販売の事業収益で運営されている。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	60	69	報償費	60	57
寄付金	30	66	需用費	240	202
その他	6	30	その他	90	46
繰越金	294	294	繰越金	0	154
合計	390	459	合計	390	459

☆需用費には、販売品であるガイドブックの印刷費が含まれている。

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①② 前団体と同じ。

③ 当団体と市施策の関連

市の施設である高松市讃岐国分寺跡資料館の利用者を会員とする団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

契約・出納等の事務を市職員が行っている。事務に要する時間は 120 時間。

② 歳出

金銭による支出はない。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

歴史・文化・芸術に関心を持つ人々に、資料公開展示や研究調査の便宜を図り、会員相互の親睦・交流の推進を図るとともに、資料館の活動を援助する。

2) 会員

目的に賛同する個人(法人を含む)で会費を支払うもの。会費は年間一口 500 円で、平成 23 年度会員数は 128 名。

3) 事業の内容

資料の販売、講演会、研修旅行を行う。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の施設である資料館の積極的な利用を推進している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	支出伺い等は作成されていない。領収書と照合結果は一致した。	11-14	
見積合せ	行われていない。	15-17	
収入・領収書	領収書はプリントアウトにより作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
販売品	資料を販売しているが、在庫は適宜照合されている。		
備品管理	備品は保有していない。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	日付の記入、資産等の記載が望まれる。	次記 A	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-収支計算

旅行にかかる収支は、別途旅行会計としてまとめられ、監査も受けているが、総会では報告対象外となっている。

(意見)活動の実態を表さないので、旅行会計を一般会計に取り込むか、別途総会に諮ることが望まれる。

(意見)販売物であるパンフレットについて、収支計算だけを行っているため、印刷年の支出が膨らみ、販売時の収入が膨らむことになる。少なくともその旨、及び期末時の在庫数について、総会資料収支計算書への記載が望まれる。

(5) 課題等

市の施設利用者の会であるが、会費で運営されている。活動の実態を収支にも反映させることが望まれる。

34-5 讃岐国分寺史跡まつり実行委員会

☆合併時に、国分寺町の教育委員会主催行事であった国分寺史跡まつりを委員会形式による実施に移行したため、市の行う事務のウエイトが依然高く、委員会への移行が課題と思われる。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	2,430	2,430	報償費	700	533
出店等負担金	70	29	需用費	1,200	1,257
広告料収入他	900	1,056	委託料	1,290	1,287
その他	50	44	役務費	410	346
			その他	0	94
繰越金	150	150	繰越金	0	192
合計	3,600	3,709	合計	3,600	3,709

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①② 前団体と同じ。

③当団体と市施策の関連

もともと、国分寺史跡まつりは国分寺町の教育委員会主催行事であったが、合併時に委員会形式に移行された。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

契約・出納を含む事務を市職員が行っている。事務処理自体に要する時間は 200 時間。

② 歳出

補助金として、2,430 千円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

讃岐国分寺史跡まつりを市民のまつりとして育成することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする、とされており、観光交流課の高松まつり、仏生山大名行列と文言は同じである。

2) 委員

関係団体等 35 名以内で組織する、とされているが、選任方法は記載されていない。
名簿によると、委員は 34 名である。

3) 事業の内容

まつりの運営。なお、2012 年史跡まつりのイベントは、太鼓・獅子舞・子ども力餅大会・北インド古典音楽演奏・こども箏演奏・天平行列であり、併せて講演会と史跡ガイド、企画展が開催されるほか、古代にちなんだ体験イベント、お茶席、菊花展、バザー、フリーマーケットも開催される。数店舗のお祭り出店も出店している。

一般的な祭りの要素の中に、国分寺跡の特徴を織り込んだイベントとなっている。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の補助金等によりまつりの運営を関連団体等とともに行う団体であるが、支出額は特定の民間企業が請け負う委託費が大きな部分を占めている。ただし、入札により、委託業者を決定している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	次記 A	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9

支払手続	領収書と照合結果は一致した。	次記B	
見積合せ	行われている。		
収入・領収書	領収書は作成されているが、連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されているが、確認の署名はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A- 構成員の選出

会則には、構成員の選出方法の記載がない。

(意見) 会則を現状に合わせて改正するよう、指導することが望まれる。

3) 意見 B- 支払証憑

支払伺いには、支払後に領収書が添付されているが、金額に比べ、記載内容が大まかなものが多く、これらは、市が市販の領収書に金額等を記載し、用意したものと推測される。請求書又は納品書により、支払対象が明確になる外部証憑を徴収・保管することが望ましい。しかし、支払先が小規模な任意団体であり、委員会が一定の証憑を作成せざるを得ない状況とも思われるが、業務の内容については詳細に記載し、参加団体の責任者の確認のうえ、領収者名を記載するなど、何に支払われたのかが証憑により、明確にされるような手続きに改めるべきである。

(意見) 支払内容が後日でも明確になるように、依頼業務の詳細が記載された証憑を添付する必要がある。

(5) 課題等

市民の祭りという会則上の目標を持つ祭りを、教育委員会で実施することはやや違和感がある。しかし、事業の内容自体は、関連する講演会や、体験など史跡の関連イベントも多く、また、平成 23 年度から始まった天平行列も、平成 24 年からは、資料等を参考に自分たちで作成するなど、文化財に関する祭りという側面を残している。

34-6 菊池寛記念館文学展実行委員会

☆市施設である菊池寛記念館の展示、講演、菊池寛関連記念講演等を企画・実行する委員会。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市負担金	4,200	4,200	謝礼金	810	790
観覧料収入	83	118	委託料	1,100	943
図録等売上収入	119	121	資料借上料	930	928
菊池實顕彰会負担金	10	10	展示費	350	318
			グッズ作成代	0	106
			その他	1,329	1,358
繰越金	107	107	繰越金	0	113
合計	4,519	4,557	合計	4,519	4,557

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①② 前団体と同じ。

③ 当団体と市施策の関連

市の施設である菊池寛記念館での展示を企画・実施する団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

契約・出納等の事務を市職員が行っている。事務に要する時間は70時間。

② 歳出

補助金として420万円を支出している。(共通意見5)

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

菊池寛記念館文学展の開催を計画し、実施することにより、広く市民の教養の向上および文化の発展に寄与する。

2) 委員

8名以内で、NHK高松放送局、(財)高松観光コンベンション・ビューロー、高松市文芸協会、菊池寛顕彰会の役員および有識者のうちから選出する、とされている。

3) 事業の内容

講演会、朗読会、展示の実施。菊池寛記念館での企画展や講演会の一部は、参加費を徴収する。また、グッズの作成、販売も行っているが、利益の発生しない価格設定とのことである。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の施設である菊池寛記念館の積極的な利用を推進している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	支出伺い等は作成されている。領収書と照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	行われているが、市の基準より少額のものについても実施が望まれる。	15-17	
収入・領収書	連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
販売品	資料を販売しているが、在庫管理の実施、規定化が望まれる。	21	
備品管理	複数年使用する備品について、管理簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	次記A	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見A-収支計算

(意見)販売物について、収支計算だけを行っているため、作成年の支出が膨らみ、販売時の収入が膨らむことになる。少なくともその旨、及び期末時の在庫数について、総会資料収支計算書への記載が望まれる。

(5) 課題等

市の施設である菊池寛記念館での講演・展示、記念講演会を企画しているが、当団体に補助を支出し、団体が事業を実施することで、透明性の点では欠けることになる。
委員会で企画し、市が直接実施することで足りるように思われる。

34-7 菊池寛記念館文学探訪実行委員会

☆市施設である菊池寛記念館の文学探訪を実行する委員会。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市負担金	130	130	謝礼金	60	60
参加費	525	466	旅費	61	51
菊池寛顕彰会負担金	10	10	借上料	370	318
その他	0	0	食糧費	126	113
			その他	48	61
繰越金	0	0	繰越金	0	2
合計	665	606	合計	665	606

注)平成 22 年度末は、切手等を購入し、繰越金をゼロにしている。

(1) 団体に関する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

①② 前団体と同じ。

③ 当団体と市施策の関連

市の施設である菊池寛記念館ゆかりの文学探訪を企画・実施する団体である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連業務

契約・出納等の事務を市職員が行っている。事務に要する時間は 20 時間。

② 歳出

補助金として 13 万円を支出している。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

菊池寛記念館文学探訪の開催を計画し、実施することにより、広く市民の教養の向上および文化の発展に寄与する。

2) 委員

5 名以内で組織する、とされている。

3) 事業の内容

年に 2 回の文学探訪(通常は県外)を企画実施している。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

市の施設である菊池寛記念館の関連活動を推進している。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	次記 A	
預金管理	通帳と印鑑の分離管理が必要。	10	9
支払手続	支出伺い等は作成されている。領収書と照合結果は一致した。	12-14	

見積合せ	行われているが、市の基準より少額のものについても、実施が望まれる。	15-17	
収入・領収書	連番管理等による入金管理は行われていない。	18	
備品管理	複数年使用する備品については、管理簿の作成が望まれるが、該当するものはないとのことである。		
意思決定	役員会・総会により決議されている。議事録は作成されていない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-委員選出

(意見)会則に、委員の選出方法が記載されていない。任意団体とはいえ、会則は、活動の基盤であり、委員の選出は重要事項である。選出方法を明記することが望まれる。

(5) 課題等

市の施設である菊池寛記念館関連の文学探訪を企画・実施している。参加費も徴収するため、別団体として実施していると思われるが、行先を委員会等で決定し、市の事業として実施することで足りるように思われる。

または、団体の自立を促すことも考えられる。市の職員が事務を行うのであれば、より厳格に行う必要がある。



(参考 四国新聞ホームページより国分寺史跡まつり)
天平衣装を着て会場内を練り歩く子どもたち

35 教育委員会教育局人権教育課

高松市教育委員会事務局規程に記載されている事務は、次の5項目である。

- (1) 人権教育の指導助言および連絡調整に関すること。
- (2) 教育職員の人権教育の研修に関すること。
- (3) 人権教育に関する調査研究に関すること。
- (4) 同和教育に関すること。
- (5) その他人権教育に関すること。

当課で事務を行う団体数は、1である。

番号	類型	名称
1	ABC	高松市人権教育推進協議会

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

35-1 高松市人権教育推進協議会

☆高松市人権教育・啓発に関する基本指針に基づき、人権教育を推進する。人権啓発課所管の団体と会員が重複する人権関連団体も複数あり、事業の整理が望まれる。

平成23年度収支計算書(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

収入の部(千円)			支出の部(千円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
高松市補助金	2,500	2,500	事業費	2,540	2,186
会費	65	65	部会活動補助金	380	405
雑収入	0	0	研修研究費	560	509
			資料等作成費	1,600	1,272
			その他	261	263
			予備費	294	0
繰越金	530	530	繰越金	0	646
合計	3,095	3,095	合計	3,095	3,095

毎年度、収入と繰越金を使い切る予算に対し、実際の事業費は少ない。実際の予算を作成することが望ましい。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

高松市人権教育・啓発に関する基本指針、高松市教育振興基本計画を踏まえ、学校や社会での人権教育、関連資料の作成などを行っている。

23年度の決算額は、49,952千円である。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む事務全般を行っている。年間の作業時間は500時間程度。

② 歳出

会費も徴収しているが、市からの補助金250万円が主たる収入となっている。

補助金要綱によると、精算されることになっているが、前掲の表のように、50～60万円が繰り越されている。(共通意見3,4)

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

人権教育の実践について研究を行うとともに、その推進を図ることを目的とし、昭和54年に設立された。

2) 会員

目的に賛同する 31 団体、6 個人で、高松市の関連諸団体や、公的団体である。

(意見) 会員となる方法について、会則には記載されていない。会則に、例えば会長の承認による、など明記した規定を入れることが望まれる。

3) 事業の内容

研修会および講演会の開催、広報誌の発行、表彰など。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

活動資金は市の補助によっているが、活動自体は主体的に実施されている。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑は分離管理されている。		
支払手続	領収書と一部照合結果は一致した。支出何などは作成されていない。	11-14	
見積合せ	印刷を含め、見積りはとられていない。市の規定より低額のものも見積合せの実施が望まれる。	15-17	
補助金等	少額ではあるが活動補助がある。(次記 A)		
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	18	
意思決定	役員会・委員会で活動内容が決定されている。議事録はない。	22	
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
予算	繰越金を含めて使い切る予算が作成されているが、実際は繰越金が残っている。予算としては不相当である。	25	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2)A-活動補助金

委員会活動に、8 万円、5 万円、2.5 万円と少額ではあるが、定額の補助金を支出している。市から直接補助でも足りると思われるが、高等学校は県立が多いので、高松市から直接支出しにくいとのことである。

(5) 課題等 (意見)

(意見) 市の人権関連施策に関する団体として、高松市人権啓発推進協議会(前世界人権宣言高松市実行委員会)がある。それぞれの成り立ちや目的は異なるとはいえ、実施している事業は相互に関連したり、共同で実施されている。それぞれの団体の会員はかなりの重複が見られ、会費を納める会員から見ると、団体を複数にする理由や事業の実施状況を理解するにはかなりの努力が必要と思われる。本来の施策の実現以外の部分で事業を複雑にしている。実施事業を他の団体の事業と合わせて整理することが望まれる。それにあたっては、団体の統廃合も検討が望まれる。

36 教育委員会教育局高松第一高等学校
高松市教育委員会の分掌規定には記載されていない。

当課で事務を行う団体数は、1である。

番号	類型	名称
1	AB	高松第一高等学校 PTA

類型欄：A 市役所内に事務局を置く団体 B 市職員が職務として事務を担当する団体 C 市の職員等が役員に就任している団体

36-1 高松第一高等学校 PTA

☆市立の高等学校の PTA であり、生徒の幸福増進のため学校教育の振興を図っている。

平成 23 年度収支計算書(自平成 23 年 4 月 1 日至平成 24 年 3 月 31 日)

科目	一般	設備充実 会計	部活動後 援	空調設備 維持	合計
会費・入会金	3,244	4,364	7,092	8,078	22,778
補助金	-	-	127	-	127
その他	646	205	0	246	1,097
繰越金	1,824	1,775	960	2,456	7,015
収入・前期繰越金合計	5,714	6,344	8,178	10,780	31,016
事務費	3,888	-	-	-	3,888
設備充実費	-	4,896	-	-	4,896
部活動後援費	-	-	6,537	-	6,537
空調設備維持管理費	-	-	-	10,413	10,413
繰越金	1,826	1,448	1,641	347	5,261
支出・繰越金合計	5,714	6,344	8,178	10,760	30,997
当期収支差額	2	0	681	△ 2,089	△ 1,406

繰越金も少ない水準ではないが、会費で運用されており、自主的に活動内容を決定すれば足りる。全て普通預金で運用されている。資金運用規程はない。

(1) 団体に関連する市の施策・業務と団体への市の関与

1) 市の施策

高松市では、市立の高等学校 1 校を運営している。

平成 23 年度の高等学校費支出総額は、1,060 百万円。

2) 団体への市の関与

① 団体関連事務

出納を含む管理事務を行っている。

② 歳出

会費で運営されており、市からの金銭による歳出はゼロである。

(2) 団体の概要

1) 目的・経緯

保護者と教師が一体となって生徒の幸福増進のため学校教育の振興を図ることを目的とする。設立は昭和 23 年。

2) 会員

高松第一高等学校の保護者及び教職員。

3) 事業の内容

PTA 総会で、4つの会計への予算のわりふりを行う。その範囲内で、PTA が負担する経費について、契約・支払事務を行う。

PTA が負担する範囲は、市費で支出が困難な学校教育関連経費であるが、実際には香川県の県立高等学校を参考に決められたとのことである。

例えば、一般教室の空調施設は、PTA が設置及び維持管理を行っている。

一方、一般会計で支出する人件費は購買部人件費の負担であり、売上の低下に伴う救済とのことである。

(3) 高松市自治と協働の基本指針に基づく判断

PTA は、協働という言葉が一般的になる以前から、最もなじみの深い協働団体と思われる。

(4) 団体事務の監査結果

1) 概要

項目	事務の現況・指摘等の概要等	意見	結果
会則等	諸規定はない。処務規程等の作成が望まれる。	30	
預金管理	通帳と印鑑は分離管理されている。		
支払手続	領収書と一部照合結果は一致した。	12-14	
見積合せ	実施が原則である。	意見 A	
補助金等	部活動などへの補助を行っている。		
備品管理	複数年使用する備品につき、保管場所等も含めた備品簿の作成が望まれる。	20	
意思決定	総会、役員会等で活動内容が決定されている。総会については、議事録が作成され、署名もされている。		
収支計算書	NPO 法人等に準じ、あらかじめ定めた様式を用いることが望まれる。	23	
予算	繰越金を含めて使い切る予算が作成されているが、実際は繰越金が残っている。予算としては不適當である。	25	
監査	監査報告書が作成されているが、実施された内容の分かる証跡は残されていない。	26	
監査	印影の取扱いにつき、監事への確認が望まれる。	27	

2) 意見 A-見積合せ

(意見) PTA は、比較的予算規模も大きく、事務処理量も多い。見積合せは原則として行われ、別途ファイルされているが、伝票と対応が容易にできるナンバリングの実施が望まれる。

(資料1) 監事監査チェック項目案

1	収支状況・留保金の水準は適正か。
2	支出に占める管理費比率は適正か。
3	団体が受ける補助金がある場合、その目的に沿って使用されているか。
4	団体が支出する補助金は適正に管理されているか。
5	委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。
6	会費などの収入に未収金額はないか。
7	収入がある場合、領収書管理などの入金管理は妥当か。
8	再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。
9	契約事務は適正か。
10	出納事務は、承認を受け担当者以外により支出されるなど適正に行われているか。
11	備品等長期にわたり使用する資産がある場合、資産台帳等で管理されているか。
12	現預金等、資産負債の残高は帳簿と一致しているか。
13	収支計算書等は収支記録等に基づき、適正に作成されているか。

業務監査も行う場合は次のような事項もチェックが必要と思われる

1	会則等必要な規程は整備されているか。内容に齟齬はないか。
2	専従職員がいる場合、人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。
3	会則に沿って役員会等が開催され、決定事項は記録され、確認されているか。
4	文書管理、事務処理管理は適正か。
5	適正な個人情報保護の体制がとれているか。

(資料2) 総会資料の内容チェック項目案

1	実施した事業の内容が記録されているか。
2	事業の内容は、会の目的に照らし妥当か。
3	事業の内容は、市の政策に合致しているか。
4	開催された役員会・理事会等の記録は記載されているか。
5	上記会議等の決定事項は妥当か。
6	財務報告書は法規・団体会則等に従い適正に作成されているか。
7	収支状況・留保金の水準は適正か。
8	支出に占める管理費比率は適正か。
9	所定の監査報告が添付されているか。
10	団体に指摘すべき問題点はないか。

(資料3) 事務処理のチェックリストに掲載すべき事項)

(1) 事務の範囲

- ・市の職員が、団体の事務を行う範囲について明記し、毎年会の代表者や役員会等で確認を行う。
- ・団体を担当する職員は2名以上とし、事務の分担も明確にする。

(2) 現金・預金出金の管理

- ・現金は基本的に保有せず、集金等は速やかに預金口座に入金する。
- ・イベントや旅行等で仮払をする場合は、金額と日時、使用目的と管理責任者等を記載した払出表を記入保管し、1週間以内などの、一定期間内に精算する。
- ・キャッシュカードは使用しないことを原則とする。また、通帳と印鑑は別途保管し、担当者が一人で出金出来ない体制とする。
- ・多額の支払は振り込みを原則とする。
- ・支払にあたっては、支払内容、支払先等必要事項を明記した支払伺いを記入し、支払内容がわかる請求書などを添付して、支払承認を受けたうえでなければ支払えないこととする。

請求書等の証憑は、商品や業務の内容が明確に記載されているものを添付するのであるが、入手が困難である場合や、証憑だけでは内部的に何の業務に使用したのかがわからない場合には、支払担当者が情報を追記する。

・会員などが立て替えて支払ったものについては、もともとの支出の領収書だけでなく、会員への支払に対する精算書も作成し、誰が何のために立て替えたのかが分かるようにしたうえで領収サインをもらう。

- ・複数の支払いを一時に現金で行う場合は、支払明細を作成し、一括で出金することも可とする。

(3) 入金管理

- ・預金以外に入金には、発行控えの残る形式の領収書で、連番を付したものを使用するなど、入金と入金証跡が照合できる管理方法をとる。
- ・販売品を持つ場合は、売上数と売上入金を照合できる商品管理簿を作成し、適時在庫と照合する。

(4) 資産等の管理

- ・複数年度にわたり使用する備品は、取得費、取得年、保管場所などを記載する管理簿を作成する。
- ・配布品や消耗品を大量に購入した場合には、出し入れ簿を作成し、少なくとも期末時には残高照合を行う。
- ・会員証を発行する場合、数を数えて書き損じも保管するなど、発行した記録と、用紙の残りが照合できる状況にする。

(5) 契約

- ・金額は市よりも低い水準に設定し、市に準じた見積合せの実施を原則とし、随意契約による場合はその理由を記載する。
- ・一定以上の金額が支出される契約を結ぶ際の権限をあらかじめ定め、例えば10万円以上の発注については、予算内でも、事前に承認を得る制度とする。

(6) 収支計算書

- ・収支計算書の様式は、収支計算書、財産目録、注記など、資産負債と収支の状況の情報を正しく提供できる様式とする。